

## 参考資料

厚生労働省健康・生活衛生局  
生活衛生課

## 【参考資料 目次】

(生活衛生課)

・ 令和6年度生活衛生関係営業に係る予算案等の状況	1
・ 生活衛生関係営業の種類と施策体系	4
・ 生活衛生関係営業者への支援に係る「重点支援地方交付金」の活用	6
・ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の公布について	16
・ 旅館業法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について	21
・ 旅館業法施行令等の一部を改正する政令等の公布等について	28
・ 旅館業における衛生等管理要領の一部改正について	37
・ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定による記録様式のサンプル等について	38
・ 公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて	40
・ 旅館業における入浴施設のレジオネラの防止対策及びコンプライアンスの厳守の周知徹底について	41
・ 出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）	42
・ 出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について（情報提供）	43
・ フォトウェディング等におけるヘアメイクサービスに係る美容師法の取扱いについて	44
・ 「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応	45
・ 理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について	52
・ 美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について	55
・ クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について	58
・ クリーニング所における衛生管理要領の一部改正について	61
・ 生活衛生同業組合活動推進月間について	64
・ 標準営業約款制度について	66
・ 振興指針及び振興計画について	67
・ 株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の融資について	68
・ ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインの改正について	85
・ 特定技能制度について	96
・ 旅館業の施設等におけるトコジラミ対策に関する周知徹底について	97
・ 墓地、納骨堂等の経営・管理について	106
・ 火葬場の経営・管理について	107
・ 国家資格等オンライン・デジタル化の概要	109

## 令和6年度生活衛生関係営業に係る予算案等の状況

令和5年12月  
厚生労働省 健康・生活衛生局  
生活衛生課

### 予算

#### ○令和5年度補正予算

- |  |        |
|--|--------|
| ① 生活衛生関係営業物価高騰・賃上げ等対応支援事業  | 385百万円 |
| (生活衛生関係営業対策事業費補助金)   |        |
| ・ 業種ごとの生衛組合連合会において、物価高騰・賃上げに対応するために必要な価格転嫁の広報、既存商品・サービスのブランド化、イベント等の取組を実施。 |        |
| ② 生活衛生関係営業経営支援事業   | 207百万円 |
| (生活衛生関係営業対策事業費補助金)   |        |
| ・ 生衛業の営業者に対する専門家による伴走型の支援を実施。  |        |
| 例：中小企業診断士による経営診断や相談指導、行政書士等による各種補助金等を活用するための支援、税理士による税制優遇措置等の相談など          |        |
| ③ 生活衛生関係営業のデジタル化推進・支援体制構築事業  | 170百万円 |
| ・ 生衛業の営業者のデジタル化をサポートし、事業の効率化・高付加価値化等を図る。                                   |        |
| 例：生衛業の営業者に対する個別相談・講習等、経営指導員及び経営特別相談員に対する研修、デジタル化推進のためのガイドライン・マニュアル等の改訂など   |        |
| ④ 日本政策金融公庫による資金繰り支援（出資金）   | 153百万円 |
| ・ 賃上げに取り組む生衛業者に対する資金繰り支援制度の創設など  |        |
| <b>計 915百万円</b>  |        |

※ このほか、新型コロナウイルス感染症特別貸付の低利・無担保融資等やセーフティネット貸付の利率引下げを令和6年3月末まで継続

## ○令和6年度当初予算案

令和6年度予算案 [ 令和5年度予算 ]

1. 生活衛生関係営業対策事業費補助金 1, 159百万円 [1, 159百万円]  
(対令和5年度 100.1%)

生活衛生同業組合、全国生活衛生同業組合連合会、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生営業指導センターに補助を行うことにより、生活衛生関係営業者の業の振興や発展を図るための組織基盤の強化及び衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を図る。

- ・ 生活衛生関係営業収益力向上事業 104百万円 [104百万円]  
最低賃金の周知、収益力向上や人材育成・後継者育成等に関するセミナーの開催など、生活衛生関係営業者の収益力向上等のための取組を行う。

2. 株式会社日本政策金融公庫補給金 2, 992百万円 [3, 023百万円]  
※補正前倒し等に伴う減

株式会社日本政策金融公庫が生活衛生資金貸付を行うために必要な利差補給を行う。

3. 被災した生活衛生関係営業業者への支援（復興庁一括計上）  
16百万円 [22百万円]

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等を行うために必要な財政支援を行う（出資金）。

計 4, 203百万円 [4, 229百万円]  
※ 補正前倒し等に伴う減

### 日本政策金融公庫融資（生活衛生資金貸付）

- 貸付計画額 1, 150億円 [1, 500億円]（注）

（注）令和5年度は従前の貸付計画額(1,150億円)に加え、新型コロナウイルス感染症対策に係る額(350億円)を措置



## 1. 交際費課税の特例措置の拡充・延長

(※ 特例措置②の適用期限延長は中企庁と共同要望)

[法人税、法人住民税、事業税]

- ・ 交際費等とならずに損金算入可能な飲食費の上限（1人あたり 5,000 円以下）を 10,000 円に引き上げる。
- ・ ①飲食費の 50%を損金算入及び②交際費等を 800 万円まで全額損金算入できる特例措置の適用期限を 3 年延長する。

## 2. その他

(1) 中小企業庁主管で共同要望を行う特例措置等の延長（3 件）(※)

①中小企業者等の少額減価償却資産取得価額の損金算入（2 年延長）

[所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税]

②中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担軽減措置（2 年延長）

[不動産取得税]

③法人版・個人版事業承継税制の承継計画の確認申請（提出）の期限延長（2 年延長）

[相続税、贈与税]

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長(※) [印紙税]

(3) 国家資格の職権による登録事項の変更に係る税制上の所要の措置 [登録免許税]

\* 医師免許ほか 22 資格との共同要望

# 生活衛生関係営業の種類とその施策体系について

- 生活衛生関係営業（生衛業）は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業などをいい、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心なサービスが国民に提供されるよう、生衛業者は衛生規制を遵守して活動。
- 生衛業者の大部分が中小零細企業であるため、国及び地方公共団体が生衛法に基づき営業者の自主的活動の促進等を行うことにより生衛業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び消費者（利用者）の利益の擁護を実現。

☆ 国民生活に不可欠なサービス  
安心・安全、衛生、快適

消費者(利用者)

・事業所:約94万事業所(全事業所の約18%)  
・従業員数:約587万従業員(全産業の約10%)

出典:総務省「令和3年経済センサス」

16業種

生活衛生関係営業者

サービス提供



指導・支援

生衛連合会  
生衛組合

- ・振興計画(自主的取組)
- ・標準営業約款

(公財)全国生活衛生営業指導センター  
(公財)都道府県生活衛生営業指導センター

- ・経営の健全化
- ・衛生水準の維持向上
- ・消費者(利用者)の利益擁護

保健所等  
[行政]

- ・衛生規制

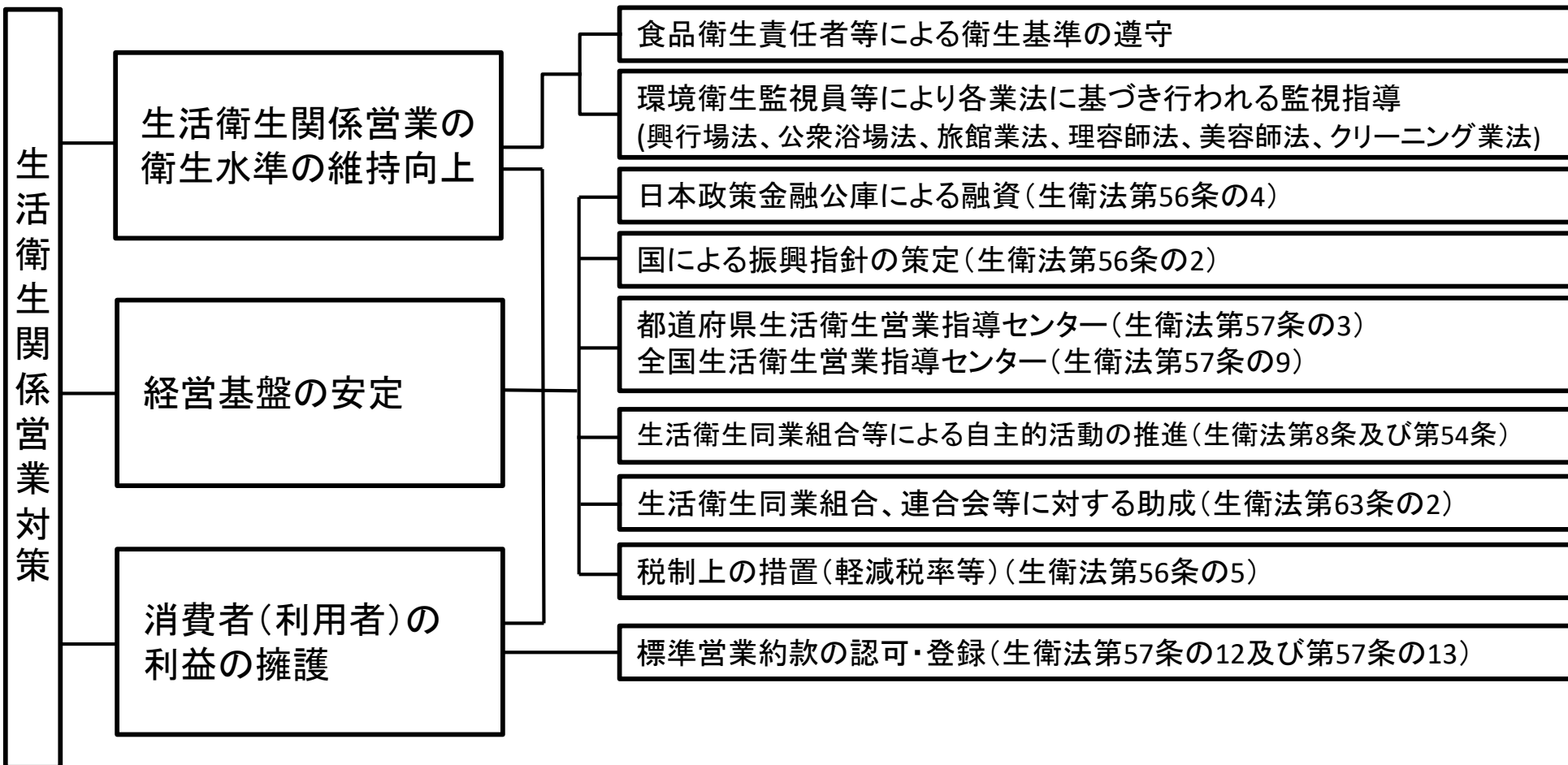
※ 生活衛生関係営業の業種毎に振興指針を定めるとともに、予算・融資（日本政策金融公庫）・税制措置等の支援策を通じて業界を振興

# 生衛法とその施策体系について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法) (昭和32年6月3日法律第164号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興に計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。



事務連絡  
令和5年11月6日

都道府県  
各保健所設置市 衛生主管部（局） 御中  
特別区

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

### 生活衛生関係営業者への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について

今般、新たな経済対策が閣議決定され、引き続き、地域の実情に応じて困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、重点支援地方交付金（以下「交付金」という。）の追加が盛り込まれたところです。

これを受け、内閣府地方創生推進室より「重点支援地方交付金」の追加について」（令和5年11月2日付事務連絡）（別添）が発出され、本交付金について、各自治体において年内の予算化に向けた検討を始めるよう示されております。

交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、地方公共団体が地域の実情に応じて支援を実施するものですが、推奨事業メニューのうち事業者向けの事業メニューとしては、

- ・⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
- ・⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
- ・⑧地域公共交通や地域観光業等（飲食店を含む）に対する支援

等が掲げられています。

国民生活に密接に関わるサービスを提供し、地域経済・雇用の基盤となる生活衛生関係営業者（※）は、大半が経営基盤の脆弱な中小零細事業者であり、新型コロナウイルス感染症の影響が回復しきらない中、物価高騰の影響を受け、経営状況が厳しい状況となっております。

※ 生活衛生関係営業者：飲食店営業、めん類業、中華料理業、すし商、料理業、社交飲食業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業

各都道府県等におかれては、当該交付金等も活用いただき、従前より地域の実情に合わせた生活衛生関係営業者への支援を実施いただいているところではございますが、以下、各自治体における活用事例も参考にしながら、経営状況が厳しい生活衛生関係営業者の早期の経営回復のために、交付金を一層、御活用をいただくよう、お願いいたします。

## 【各推進事業メニューにおける活用事例】

### ○ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

(活用例)

- ・ 急激な燃料価格高騰の影響を受ける生活衛生事業者の負担軽減を図るため、経費に占める燃料費の割合が特に大きい一般公衆浴場及びクリーニング所に対し、燃料費のかかり増し分の補助を行い、継続的に安定した経営を行えるように支援を行う。

### ○ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

(活用例)

- ・ エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、大きな影響を受けている事業者に対し、住民の消費喚起と中小企業の飲食店や小売店等の経済回復を目的に、全世帯に飲食店で利用できる割引クーポン券綴を配布する。

### ○ 地域公共交通や地域観光業等（飲食店を含む）に対する支援

(活用例)

- ・ 物価高騰等の影響の中、宿泊事業者が行う新たな顧客需要の開拓及び収益力向上の取り組みを支援することにより、経営の継続及び安定化を図るため、宿泊施設の高付加価値化を伴う環境整備等に要する経費の一部を支援する。
- ・ エネルギー価格・物価高騰等に直面する中小事業者支援と地域の観光業の再始動を図るため、宿泊施設の宿泊者に対し、登録店舗で利用できる商品券を交付する。

事務連絡  
令和5年11月2日

各都道府県

財政担当課

市町村担当課

地方創生担当課

御中

内閣府地方創生推進室

## 「重点支援地方交付金」の追加について

本日閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策（以下「経済対策」という。）」において、「重点支援地方交付金」については、①低所得世帯支援枠を追加的に拡大するとともに、②物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれたところであります。

つきましては、詳細については政府における補正予算の編成過程を踏まえ後日改めて通知いたしますが、都道府県におかれましては、今般の経済対策において対策の早期執行が挙げられた趣旨を十分ご理解いただき、重点支援地方交付金を活用した支援について、下記のとおり、年内の予算化に向けた検討を速やかに進めていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨速やかに周知いただき、市町村において対策の早期執行に向けた検討を進めていただくよう周知をお願いします。

## 記

## 1. 低所得世帯支援枠に関する給付金制度の年内予算化と早期給付に向けた検討について

今般の経済対策において、低所得世帯支援枠については、「物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届ける。多くの地方公共団体において、本年夏以降1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。」旨が盛り込まれたところであります。

物価高に伴う影響を被る低所得世帯の方々が必要な支援を可及的速やかに受けられるよう、市町村におかれましては、低所得世帯支援枠に関する給付金（商品券やポイント等、現金給付以外の方法により行われる給付を含む。以下、単に「給付金」という。）制度の年内の予算化に向けた検討を速やかに進めていただきますようお願いいたします。

なお、給付金の早期給付に向けて参考としていただく情報については、内閣府地方創生推進室において整理の上、後日改めて周知させていただく予定ですので、あらかじめご承知おきください。

## 2. 推奨事業メニューを活用した支援に関する検討について

今般の経済対策において、推奨事業メニューについては、「重点支援地方交付金」において、生活者には、小中学校等における学校給食費等の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やLPガス使用世帯への給付等の支援を、事業者には、特別高圧やLPガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援を行ってきている。引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、こうした支援を行うため、同交付金の追加を行う。」旨が盛り込まれたところであります。

推奨事業メニューの支援対象については、改めて後日通知いたしますが、基本的には前回同様の8つの支援メニューにより、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援を行う事業を対象とする見込みです。(なお、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症との関連は要件としない予定です。)

都道府県及び市町村におかれましては、これを踏まえ、推奨事業メニューを活用した支援について、地域の実情に応じ、年内の予算化に向けた検討を速やかに進めていただきますようお願いいたします。

なお、本日の岸田内閣総理大臣による会見において、地域の実情に応じてきめ細かく生活者や事業者を支援できるよう、重点支援地方交付金（推奨事業メニュー分）を0.5兆円追加する旨発言があったところです。重点支援地方交付金（推奨事業メニュー分）の追加配分に係る交付限度額は、令和5年3月29日限度額通知に係る交付限度額（以下「前回限度額」という。）と同様の算式（単価や算式の符号の各率の算定に用いる統計数値等は更新）で算定する予定であり、この場合、令和4年度の財政力指数の増減が大きい市町村を除き、前回限度額の【 - 29（注：総額の伸率） ± 5 】%程度の範囲内となる見込みです。各自治体別の交付限度額については補正予算成立を待つて正式に通知いたしますが、都道府県及び市町村におかれましては、早期執行の趣旨を十分ご理解の上、上述の交付限度額の目安を参考にいただき、推奨事業メニューを活用した支援の検討を進めていただくようお願いいたします。

## 3. 推奨事業メニューの検討にあたっての留意事項について

今般の経済対策においては、「執行に当たっては、同交付金が物価高の影響緩和に必要とされる分野に有効に活用されるよう、医療・介護や中小企業といった各行政分野を所管する府省庁が地方公共団体に対して、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例を始め必要な情報を積極的に提供し、これらの分野における重点的な活用を推奨する（中略）など、十分な取組を行う。」旨が盛り込まれたところであります。

つきましては、各府省庁において、11月6日を目途に速やかに、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業をはじめとして、都道府県及び市町村に対して、優良な活用事例を始め必要な情報が提供されますので、2. の検討に当たっては、各府省庁からの通知を参考にいただき、地域の実情を踏まえつつ、物価高対策として特に必要かつ効果的な分野などについて有効に活用していただくようお願い

いします。

4. 地方公共団体における年内の予算化に向けた検討状況のフォローアップへのご協力について

今般の経済対策においては、「本経済対策の速やかな執行により、物価高に苦しむ生活者・事業者に対し、一刻も早く支援策をお届けする。」とされたところであり、低所得世帯への支援及び推奨事業メニューを活用した支援について、速やかに制度化を進めていただくことが重要です。

今後、内閣府地方創生推進室において、都道府県及び市町村に対し、年内の予算化に向けた検討状況（低所得世帯への支援の検討状況・支援開始予定時期等、推奨事業メニューの検討状況等）等について定期的にフォローアップさせていただく予定ですので、貴団体におかれましては、早期執行の必要性について十分ご理解の上、フォローアップ等にご協力いただきますようお願いいたします。

<関係資料一覧>

別添1 経済対策本文（関係箇所抜粋）

別添2 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）（令和5年3月22日付事務連絡別紙）

別添3 令和5年11月2日岸田内閣総理大臣発言要旨（重点支援地方交付金関係）

以上



**デフレ完全脱却のための総合経済対策**  
**～日本経済の新たなステージにむけて～**  
(関係箇所抜粋)

## 第 1 章 経済の現状認識と経済対策の基本的考え方

### 2. 経済対策の基本的考え方

(第 1 の柱：足元の物価高から国民生活を守る)

(略) 物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には迅速に支援を届けることとし、物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大して、支援を行う。(略) 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者を引き続きしっかりと支えるため、物価高対策として地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟に活用可能な交付金を追加的に拡大する。(略)

(経済対策の早期執行)

本経済対策の速やかな執行により、物価高に苦しむ生活者・事業者に対し、一刻も早く支援策をお届けする。このため、全府省庁の連携の下、地方公共団体等への周知を徹底し、国・地方が一体となって、できる限り早期の執行に努めるとともに、生活者・事業者への広報・PRを強化する。また、各施策の執行に当たっては、DXを前提とした簡素かつ迅速な実施を基本とする。

## 第 2 章 経済再生に向けた具体的施策

### 第 1 節 物価高から国民生活を守る

#### 1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

(略) 物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届ける。多くの地方公共団体において、本年夏以降 1 世帯当たり 3 万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1 世帯当たり 7 万円を追加することで、住民税非課税世帯 1 世帯当たり合計 10 万円を目安に支援を行う。

(中略)

地方創生臨時交付金のうち、2023 年 3 月に措置した、地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟に活用できる「重点支援地方交付金」において、生活者には、小中学校等における学校給食費等の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やLPガス使用世帯への給付等の支援を、事業者には、特別高圧やLPガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援を行ってきている。引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況に

ある者をしっかり支えるとの観点から、こうした支援を行うため、同交付金の追加を行う。

執行に当たっては、同交付金が物価高の影響緩和に必要とされる分野に有効に活用されるよう、医療・介護や中小企業といった各行政分野を所管する府省庁が地方公共団体に対して、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例を始め必要な情報を積極的に提供し、これらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的いきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。その際、入院時の食費の基準が、長年据え置かれ、介護保険とも差が生じていることを踏まえ、診療報酬の見直しに向けた検討を行うことと併せ、それまでの間、早急かつ確実に支援※を行う。

※2023年度中については、重点支援地方交付金により対応。2024年度については、地域医療介護総合確保基金による対応を念頭に、診療報酬の見直しと合わせ、2024年度予算編成過程において検討。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の实情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」を措置。

- 予算額 : 1兆2,000億円 (うち ①低所得世帯支援枠 5,000億円、②推奨事業メニュー 7,000億円)
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。  
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
<p>(生活者支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援</li> <li>②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援</li> <li>③消費下支え等を通じた生活者支援</li> <li>④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援</li> </ul>	<p>(事業者支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援</li> <li>⑥農林水産業における物価高騰対策支援</li> <li>⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援</li> <li>⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援</li> </ul>

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
- ② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

I.低所得世帯支援枠(5,000億円)

- ・低所得世帯への支援枠を措置。
- ・1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。

(注)住民税非課税世帯×3万円及び事務費分を市町村に交付。

II. 推奨事業メニュー(7,000億円)

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援  
低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援  
※ 住民税非課税世帯に対しては上記 I による支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援  
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援  
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援  
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援  
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援  
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援  
高騰する配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援  
特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援  
地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えられるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。

**岸田内閣総理大臣発言要旨（重点支援地方交付金関係）**

- ・「今回の経済対策では、2段階の施策を用意いたしました。第1段階の施策は、年内から年明けに直ちに取り組む、緊急的な生活支援対策です。具体的には、生活に苦しんでいる世帯に対し、既に取り組んでいる1世帯3万円に加え、1世帯7万円をできる限り迅速に追加支給することで、1世帯当たり10万円の給付を行います。このことにより生活を支えてまいります。」
- ・「低所得者層の方々に対しては給付で対応するという一方で、重点支援交付金を約1.6兆円追加する、さらには額だけではなく、よりきめ細かい支援を用意するという一方で、推奨事業メニュー0.5兆円で地域の実情に応じて生活者、事業者に対してきめ細かい支援を用意する、こういった工夫も行った。こういったことでもあります。これらは年内の実施開始を目指して努力するということです。」

生食発 0614 第 2 号  
令和 5 年 6 月 14 日

各  
〔 都 道 府 県 知 事  
保 健 所 設 置 市 市 長  
特 別 区 区 長 〕 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の  
一部を改正する法律の公布について

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）については、第 211 回国会（通常国会）において、政府案を一部修正の上、令和 5 年 6 月 7 日に可決成立し、本日公布されたところである。

改正法の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、これらの内容について十分御了知の上、貴管下営業者に対する周知徹底及び指導等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。

必要な政省令等については、今後順次制定し、その内容については別途連絡する予定であるので、あらかじめ御承知おき願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

## 記

### 第 1 改正法の趣旨

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができる規定の創設、事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講ずる。

### 第 2 改正法の主な内容

#### 1 旅館業法の一部改正関係

(1) 旅館業の施設における宿泊者に対する感染防止対策への協力の求めに関する事項

- ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（入院又は宿泊療養若しくは自宅療養に係る感染症法の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）及び新感染症を「特定感染症」と定義することとしたこと。（旅館業法第 2 条第 6 項関係）
- イ 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次の協力を求めることができることとしたこと。（旅館業法第 4 条の 2 第 1 項関係）
- (ア) 特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者 次に掲げる協力
- ① 当該者が特定感染症の患者等（特定感染症（新感染症を除く。）の患者、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者及び新感染症の所見がある者をいい、宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないものとして厚生労働省令で定める者を除く。以下同じ。）であるかどうか明らかでない場合において、医師の診断の結果その他の当該者が特定感染症の患者等であるかどうかを確認するために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより営業者に報告すること。
- ② 当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの
- (イ) 特定感染症の患者等 (ア)の②に掲げる協力
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる者以外の者 当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じることその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの
- ウ イの特定感染症国内発生期間は、次に掲げる特定感染症の区分に応じ、それぞれ次の期間（特定感染症のうち国内に常在すると認められる感染症として政令で定めるものにあつては、政令で定める期間）とすることとしたこと。（旅館業法第 4 条の 2 第 2 項関係）
- (ア) 一類感染症及び二類感染症 当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、国内での発生がなくなった旨の公表が行われるまでの間
- (イ) 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症 当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、当該感染症が新型インフルエンザ等感染症として認められなくなった旨の公表又は当該感染症について一類感染症に係る感染症法の規定を適用することを定める政令の廃止が行われるまでの間
- (ウ) 指定感染症 感染症法第 44 条の 7 第 1 項の規定により国内で発生した旨の公

表が行われ、かつ、当該感染症について入院又は宿泊療養若しくは自宅療養に係る感染症法の規定が準用されたときから、当該感染症について全国かつ急速なまん延のおそれなくなった旨の公表が行われ、又は当該感染症について入院並びに宿泊療養及び自宅療養に係る感染症法の規定がいずれも準用されなくなるまでとの間

エ 厚生労働大臣は、イの(ア)の②及び(イ)の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者並びに旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴かなければならないこととしたこと。(旅館業法第4条の2第3項関係)

オ 宿泊しようとする者は、営業者からイの協力の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならないこととしたこと。(旅館業法第4条の2第4項関係)

(2) 旅館業の営業者が宿泊を拒むことができる事由の見直しに関する事項

ア 宿泊しようとする者が、伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるときに宿泊を拒むことができることとされていたところを、特定感染症の患者等であるときに宿泊を拒むことができることとしたこと。(旅館業法第5条第1項第1号関係)

イ 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したときは、宿泊を拒むことができることとしたこと。(旅館業法第5条第1項第3号関係)

(3) みだりに宿泊を拒むことの禁止等に関する事項

営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、宿泊を拒むことができる事由のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにすることとしたこと。(旅館業法第5条第2項関係)

(4) 厚生労働大臣による指針の作成に関する事項

ア 厚生労働大臣は、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求めに関する事項及び宿泊を拒むことができる事由等に関する事項に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針（以下この(4)において単に「指針」という。）を定めることとしたこと。(旅館業法第5条の2第1項関係)

イ 厚生労働大臣は、指針を定める場合には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者並びに旅館業の施設の利用者の意見を聴かなければならないこととしたこと。(旅館業法第5条の2第2項関係)



ウ 厚生労働大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととしたこと。(旅館業法第5条の2第3項関係)

エ イ及びウは、指針の変更について準用することとしたこと。(旅館業法第5条の2第4項関係)

(5) 事業譲渡による旅館業の営業者の地位の承継に関する事項

営業者が旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継することとしたこと。(旅館業法第3条の2関係)

(6) 従業者に対する必要な研修の機会の付与に関する事項

営業者は、旅館業の施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、その従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととしたこと。(旅館業法第3条の5第2項関係)

(7) 宿泊者名簿の記載事項の見直しに関する事項

営業者が旅館業の施設等に備え、都道府県知事の要求に応じて提出しなければならない宿泊者名簿の記載事項について、宿泊者の職業を削除し、宿泊者の連絡先を追加することとしたこと。(旅館業法第6条第1項関係)

(8) その他所要の改正を行うこと。

2 食品衛生法、理容師法、興行場法、公衆浴場法、クリーニング業法、美容師法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正関係

営業を譲渡する場合の営業者の地位の承継について、1の(5)に準じた改正を行うこととしたこと。(食品衛生法第56条、理容師法第11条の3、興行場法第2条の2、公衆浴場法第2条の2、クリーニング業法第5条の3、美容師法第12条の2及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条関係)

### 第3 施行期日等

#### 1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行すること。(附則第1条関係)

#### 2 検討

(1) 政府は、第2の1の(1)のイの協力の求め（第2の1の(1)のイのウに掲げる者にあつては、当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認に係るものに限る。）を受けた者が正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り

方について、旅館業の施設における特定感染症のまん延防止を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしたこと。(附則第2条第1項関係)

(2) 政府は、過去に旅館業の施設において宿泊を拒むことができる事由に関する規定の運用に関しハンセン病の患者であった者等に対して不当な差別的取扱いがされたことを踏まえつつ、第2の1の(2)の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしたこと。(附則第2条第2項関係)

(3) (1)及び(2)のほか、政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしたこと。(附則第2条第3項関係)

### 3 経過措置

(1) 都道府県知事は、当分の間、本改正により措置した規定により営業者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継したものに限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならないこととしたこと。(附則第3条第1項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項及び第10条第2項関係)

(2) 旅館業の営業者は、当分の間、第2の1の(2)のア又はイのいずれかに該当することを理由に宿泊を拒んだときは、厚生労働省令で定める方法により、その理由等を記録しておくこととしたこと。(附則第3条第2項関係)

(3) (1)及び(2)のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。(附則第3条第3項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条及び第12条関係)

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

### 旅館業法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について

旅館業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 101 号。以下「改正省令」という。）が本日別添のとおり公布されました。

改正省令の内容等は下記第 1 及び第 2 のとおりであるほか、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号。以下「一部改正法」という。）における事業譲渡に係る規定に関する運用上の留意事項等は下記第 3 のとおりですので、これらについて十分御了知の上、適切な対応をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

### 記

#### 第 1 改正省令の趣旨

一部改正法により、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条の 2 の規定を新設する等の改正が行われ、事業譲渡による事業承継の手続が整備されることに伴い、旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号）等において、事業譲渡により旅館業の営業者の地位を承継する者が提出すべき申請書の記載事項等について定めるものであること。

また、一部改正法により旅館業法第 6 条が改正され、宿泊者名簿の記載事項が変更されることに伴い、所要の規定の整理を行うものであること。

#### 第 2 改正省令の内容

##### (1) 旅館業法施行規則

- ① 一部改正法による改正後の旅館業法（以下「新旅館業法」という。）第 3 条の 2 第 1 項の規定により事業譲渡について都道府県知事等（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）の承認を受けようとする者がその営業施設所在地を管轄

する都道府県知事等に提出しなければならない申請書の記載事項及び添付書類について定めるものであること。(旅館業法施行規則第1条の3関係)

- ② 旅館業法第3条第1項の規定による許可を受けようとする者が都道府県知事等に提出しなければならない書類の記載事項及び添付書類について、当該者が事業譲渡により旅館業を譲り受けた者である場合の規定を削除するものであること。(旅館業法施行規則第1条関係)
- ③ 新旅館業法第6条第1項において、旅館業の営業者が備えなければならない宿泊者名簿の記載事項について、「職業」が「連絡先」に改められたことから、所要の規定の整理を行うものであること。(旅館業法施行規則第4条の2関係)
- ④ その他所要の改正を行うものであること。(旅館業法施行規則第2条、第3条、第4条関係)

## (2) 食品衛生法施行規則

- ① 一部改正法による改正後の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第56条第1項の規定により営業の譲渡により営業者の地位を承継し、同条第2項の規定によりその旨を届け出ようとする者がその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない届出書の記載事項及び添付書類について定めるものであること。(食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第67条の2関係)
- ② 食品衛生法第55条第1項の規定による許可を受けようとする者が都道府県知事等に提出しなければならない書類の記載事項について、当該者が事業譲渡により営業を譲り受けた者である場合の規定を削除するものであること。(食品衛生法施行規則第67条関係)
- ③ 地位の承継等に関する規定を届出営業者等について準用することを明確化するものであること。(食品衛生法施行規則第70条の2、第71条関係)
- ④ 承継時の届出に関する事項について「許可の番号」に記載を統一する等その他所要の改正を行うものであること。(食品衛生法施行規則第68条、第69条関係)

## (3) 公衆浴場法施行規則

- ① 一部改正法による改正後の公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の2第1項の規定により浴場業の譲渡により営業者の地位を承継し、同条第2項の規定によりその旨を届け出ようとする者がその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない届書の記載事項及び添付書類について定めるものであること。(公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第1条の2関係)
- ② 公衆浴場法第2条第1項の規定による許可を受けようとする者が都道府県知事等に提出しなければならない書類の記載事項について、当該者が事業譲渡により浴場業を譲り受けた者である場合の規定を削除するものであること。(公衆浴場法施行規則第1条関係)
- ③ その他所要の改正を行うものであること。(公衆浴場法施行規則第4条関係)

#### (4) クリーニング業法施行規則

- ① 一部改正法による改正後のクリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 5 条の 3 第 1 項の規定によりクリーニング業の譲渡により営業者の地位を承継し、同条第 2 項の規定によりその旨を届け出ようとする者がその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない届出書の記載事項及び添付書類について定めるものであること。（クリーニング業法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 35 号）第 2 条の 2 関係）
- ② クリーニング業法第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出をしようとする者が都道府県知事等に提出しなければならない書類の記載事項について、当該者が事業譲渡により営業を譲り受けた者である場合の規定を削除するものであること。（クリーニング業法施行規則第 1 条の 3 関係）
- ③ その他所要の改正を行うものであること。（クリーニング業法施行規則第 2 条の 3、第 2 条の 4、第 2 条の 5 関係）

#### (5) 理容師法施行規則

- ① 一部改正法による改正後の理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条の 3 第 1 項の規定により理容業の譲渡により開設者の地位を承継し、同条第 2 項の規定によりその旨を届け出ようとする者がその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない届出書の記載事項及び添付書類について定めるものであること。（理容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 4 号）第 20 条の 2 関係）
- ② 理容師法第 11 条第 1 項の規定による届出をしようとする者が都道府県知事等に提出しなければならない書類の記載事項について、当該者が事業譲渡により営業を譲り受けた者である場合の規定を削除するものであること。（理容師法施行規則第 19 条関係）
- ③ その他所要の改正を行うものであること。（理容師法施行規則第 21 条関係）

#### (6) 美容師法施行規則

- ① 一部改正法による改正後の美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 12 条の 2 第 1 項の規定により美容業の譲渡により開設者の地位を承継し、同条第 2 項の規定によりその旨を届け出ようとする者がその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない届出書の記載事項及び添付書類について定めるものであること。（美容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 7 号）第 20 条の 2 関係）
- ② 美容師法第 11 条第 1 項の規定による届出をしようとする者が都道府県知事等に提出しなければならない書類の記載事項について、当該者が事業譲渡により営業を譲り受けた者である場合の規定を削除するものであること。（美容師法施行規則第 19 条関係）
- ③ その他所要の改正を行うものであること。（美容師法施行規則第 21 条関係）

#### (7) 施行期日等

この省令は、一部改正法の施行の日から施行すること。（改正省令附則第 1 条関係）

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。(改正省令附則第2条から第8条まで関係)

### 第3 一部改正法における事業譲渡に係る規定に関する運用上の留意事項等

#### (1) 衛生水準の確保に係る留意事項

一部改正法における事業譲渡に係る規定(以下「本規定」という。)は、以下により、衛生水準の確保を図ることを前提として、譲受人に営業者の地位の承継を認めるものであり、事業譲渡により衛生管理の確保に支障が生じないように十分に注意すること。

##### ① 都道府県知事等への事前の相談

ア) 営業者に対し、事業譲渡の予定がある場合には、可能な限り、都道府県知事等に事前相談することを周知すること。

イ) 事前相談を受けた都道府県知事等は、営業者を通じて事業譲渡後の譲り受ける予定の者による衛生管理や事業の方針等を確認するとともに、事業譲渡の手続き、各業法による営業の規定、衛生管理等に関する助言を行うこと。

ウ) 都道府県知事等は、(1)①イ)とは別に、事業譲渡に際しては、事業の継続や従業員の雇用の維持等により衛生水準を確保することが重要であることを周知するとともに、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)に規定する都道府県生活衛生営業指導センターや各生活衛生同業組合、食品衛生協会等に関する情報提供を積極的に行うほか、これらの団体が実施する講習会・講演会等の紹介、生活衛生同業組合への加入の案内等を行うこと。

##### ② 事業譲渡時の届出(旅館業にあつては承認申請)

ア) 営業者から事前の相談を受けていなかった場合には、都道府県知事等は、譲受人(旅館業にあつては譲り受ける予定の者)による衛生管理や事業の方針等を確認するとともに、各業法による営業の規定、衛生管理等に関する助言を行うこと。

イ) 都道府県知事等は、(1)②ア)とは別に、事業譲渡に際しては、事業の継続や従業員の雇用の維持等により衛生水準を確保することが重要であることを周知するとともに、都道府県生活衛生営業指導センターや各生活衛生同業組合、食品衛生協会等に関する情報提供を積極的に行うほか、それらが実施する講習会・講演会等の紹介、生活衛生同業組合への加入の案内等を行うこと。

##### ③ 都道府県知事等が、当分の間、本改正により措置した規定により営業者の地位を承継した者(営業の譲渡により当該地位を承継したものに限る。)の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して6月を経過するまでの間において、少なくとも1回行わなければならないとされる調査(改正法附則第3条第1項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項及び第10条第2項関係)

ア) 承継後、都道府県知事等が調査の体制を整えた上で、可能な限り速やかに各業法に基づく実地検査を含めた必要な調査が行われるようにすること。以下のいずれかに該当する場合には、特に速やかに必要な調査が行われるようにすること。

- ・ 事業譲渡に際し、事業譲渡に併せて営業許可等の申請内容の変更届が提出される場合であって、衛生水準の継続的な確保に懸念があるとき
- ・ 事業譲渡に際し、衛生等に係る情報提供等がある場合であって、衛生水準の継続的な確保に懸念があるとき（例えば、衛生管理の方法が変わる場合、従業員が大幅に入れ替えられる場合等）
- ・ 事業譲渡に際し、施設の増設や変更が行われる場合
- ・ 食品衛生法における許可営業の譲渡が行われる場合
- ・ 食鳥処理の事業譲渡が行われる場合

イ) 本調査において調査する「業務の状況」については、営業の種別等に応じて、報告の徴収（各業法に基づかない任意の質問等を含む。以下同じ。）等を行うことにより、事業が継続されているか、資格者がいるか（業法において資格者が必要とされている場合に限る。）、各業法に基づく施設・設備の基準を満たしているか等、衛生管理が適切に行われているかを確認すること。その際、必要に応じて図面等を求めることも考えられる。当該確認結果に基づき、必要に応じて、各業法に基づく実地検査を行うこと。

ただし、(1) ③ア) に掲げた場合に該当する場合など衛生水準の継続的な確保に懸念があるとき等には、必ずしも報告の徴収の過程を経る必要はなく、速やかに各業法に基づく実地検査を行うことにより、衛生管理が適切に行われているかを確認すること。

## (2) その他の留意事項

### ① 地位の承継

「地位を承継する」とは、許可又は届出の基本となる法律に関して、許可を受けた者又は届出をした者と同一の権利義務関係に立つということであるから、原則として、承継の前後で許可又は届出の内容が変更されることはないこと。ただし、譲渡の申請又は届出の際に、変更の届出を行うことを妨げない。

こうしたことから、許可に際して付される条件は、当該許可の内容の一部となるものであるため、今回の改正により措置した譲渡に係る規定により営業者の地位を承継した場合には、許可の条件は承継されるのが原則であること。

また、営業の許可又は届出がされている事業の一部を譲渡する場合（例えば、1号棟及び2号棟を有し、両棟における旅館業を一体的に管理するものとして一つの許可を受けている旅館業の営業者が、どちらか一方の棟における事業のみを譲渡する場合等）には、今回の改正により措置した事業譲渡に係る規定の対象外であること。

### ② 手続関係

ア) 届出書等への添付書類として掲げる「営業の譲渡が行われたことを証する書類」等については、基本的には、譲渡契約書等の写し等が想定されること。当該書類においては、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるものである必要がある。なお、個人事業主が法人に成り代わる（法人成り）場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等が想定されること。

- イ) 仮に事業譲渡後に施設の増設等を行う場合は、営業者は、各業法に則り、事業譲渡の手続きとは別に、通常の施設の増設等に必要となる都道府県知事等への変更届の提出等を行う必要があること。なお、同一性が認められないような大幅な変更がある場合は、新規と同様の取扱いとする必要があること。
- ウ) 今回の改正により措置した譲渡に係る規定により営業者の地位を承継した場合には、新規の許可又は届出、使用前検査及び譲渡人が営業を廃止した旨の届出を不要とするものであること。
- エ) 申請等に係る適正な審査を行うために必要な書類について、申請者等に対して追加で提出を求める場合には、必要最低限に留めること。
- オ) 上記(2)②ウ及びエを踏まえ、事業譲渡に伴う申請等に係る手数料については、合併・分割・相続に伴う申請等に係る手数料との平仄を踏まえつつ、従来の事業譲渡に伴う申請等に係る手数料と比較して減免・引き下げを行うことについて積極的に検討すること。
- カ) 旅館業法施行規則、公衆浴場法施行規則、クリーニング業法施行規則、理容師法施行規則及び美容師法施行規則における営業の譲渡による地位の承継に関する申請等の様式は、別紙1から別紙5を参考にされたい。

### (3) その他の留意事項(旅館業法関係)

- ① 旅館業の営業者が当該旅館業を譲渡する場合において、譲渡する予定の者及び譲り受ける予定の者がその譲渡及び譲受けについて、あらかじめ、改正後の旅館業法施行規則第1条の3に規定する申請書を都道府県知事等に提出して、その承認を受けなければならないこと。なお、その申請に際して、譲渡する予定の者又は譲り受ける予定の者のいずれか一方が、譲渡する予定の者と譲り受ける予定の者の連名の申請書を提出することが想定されるが、その場合には、都道府県知事等は、譲渡する予定の者と譲り受ける予定の者の双方を宛名とした承認書を提出者(申請書を提出した譲渡する予定の者又は譲り受ける予定の者)に交付することが考えられる。

都道府県知事等は、この承認に当たっては、

ア) 譲り受ける予定の者が旅館業法第3条第2項各号に該当するか

イ) 当該施設の設置が同条第3項の要件に抵触するか

を審査して、承認の可否を判断すること。その際、承認を与える場合には、同条第4項に規定する者の意見を求めなければならないが、また、承認を与えない場合には、同条第5項に則り理由を通知しなければならないこと。

なお、この承認は、譲渡そのものを対象とするものではなく、譲受人が旅館業を営むことを対象としてなされるものである。

- ② 申請書への添付書類として掲げる「旅館業の譲渡を証する書類」については、譲渡が完了したことを証する書類ではなく、今後譲渡する旨を証する書類(基本的には、譲渡契約書等の写し等)であること。当該書類においては、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実、



譲渡の効力発生日が最低限確認できるものである必要がある。

- ③ 申請書に添付することとされる定款及び寄付行為の写しは、事業譲渡に伴い定款等の変更がある場合には、その一部変更等の手続を経た正式のものでなければならないこと。このため、譲渡について認可が必要な場合にあつてはその認可後のものでなければならないこと。
- ④ 譲渡の効力が承認より前に発生する場合は、新規の許可を要することとなり、今回の改正により導入された承認制度は適用されないこと。

#### (4) その他の留意事項（食品衛生法関係）

食品衛生法施行規則における営業の譲渡による地位の承継に関する届出及び記載様式等については、食品衛生申請等システムの改修状況を踏まえ、別途通知する予定であること。

#### (5) その他の留意事項（興行場法関係）

一部改正法による改正後の興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 2 条の 2 の規定に基づく興行場営業の譲渡の届出手続等についても、公衆浴場法施行規則等を参考にして、所要の規定の整備を図られたいこと。

#### (6) その他の留意事項（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係）

一部改正法による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）第 7 条第 2 項の規定に基づく食鳥処理業者の地位の承継の届出手続については、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行について（平成 3 年 3 月 29 日衛乳第 26 号 厚生省生活衛生局通知）」の別紙様式第六号を別紙 6 に差し替えること。

#### (7) 施行状況等の把握

今回の改正による事業譲渡手続の整備状況等について把握するため、今後、その整備状況（処理期間、手数料等）、効果（業法別に今回の改正により措置した譲渡に係る規定により営業者の地位を承継した件数等）、活用事例及び都道府県等による譲渡後の調査状況等についてフォローアップを行う予定であること。

以上

厚生発 1115 第 4 号  
医政発 1115 第 19 号  
感発 1115 第 3 号  
令和 5 年 11 月 15 日

各  
〔都道府県知事〕  
〔保健所設置市長〕 殿  
〔特別区長〕

厚生労働省健康・生活衛生局長  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長  
( 公 印 省 略 )

#### 旅館業法施行令等の一部を改正する政令等の公布等について

今般、旅館業法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 330 号。以下「改正政令」といいます。）、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 329 号。以下「施行期日令」といいます。）及び旅館業法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 140 号。以下「改正省令」といいます。）が、本日別添 1 から 3 までのとおり公布されました。

改正政令及び改正省令の趣旨及び内容は、それぞれ下記第 1 から第 3 までのとおりであるほか、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号。以下「改正法」といいます。）による改正後の旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」といいます。）、改正政令による改正後の旅館業法施行令（昭和 32 年政令第 152 号。以下「令」といいます。）及び改正省令による改正後の旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号。以下「規則」といいます。）の運用上の留意事項等は下記第 4 のとおりですので、これらについて十分御了知の上、適切な対応をお願いいたします。

また、本日、別添 4 のとおり、法第 4 条の 2 及び第 5 条に定める事項に関し営業者が適切に対処するために必要な指針として、旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針（令和 5 年 11 月 15 日厚生労働大臣決定）を策定しました。

併せて、旅館業法担当部局におかれては、改正法の円滑な施行に向けて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」といいます。）の担当部局や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65

号。以下「障害者差別解消法」といいます。)の担当部局等、関係部局へも本通知を共有いただく等により関係部局間の連携を図り、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 第1 改正政令及び改正省令の趣旨

改正政令及び改正省令は、改正法により、法第4条の2（感染防止対策への協力の求めに関する規定）の新設、第5条（宿泊拒否制限に関する規定）の規定を改める等の改正が行われることに伴い、令及び規則に関し、所要の規定の整備を行うものである。

### 第2 改正政令の内容

#### (1) 令の一部改正関係（改正政令第1条関係）

##### ① 法第4条の2第1項第1号の政令で定める者に関する事項（令第4条関係）

法第4条の2第1項第1号の特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者は、(i) 特定感染症の症状を呈している者及び(ii) 特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者とする。

##### ② 法第4条の2第1項第1号ロの協力に関する事項（令第5条関係）

法第4条の2第1項第1号ロの旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるものは、(i) 旅館業の施設においてみだりに客室その他の営業者（旅館業法第3条の2第1項に規定する営業者をいう。以下同じ。）の指定する場所から出ないこと、(ii) 体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じること、並びに(iii) (i)及び(ii)のほか、感染症法第16条第1項その他の感染症法の規定に基づいて厚生労働大臣が特定感染症の予防若しくはそのまん延の防止に必要なものとして公表した内容又は特定感染症に係る新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針において特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置として定められた内容（以下「特定感染症に係る公表又は基本的対処方針の内容」という。）に即して、法第4条の2第1項第1号ロの協力として法第5条の2第1項に規定する指針で定めるものとする。

##### ③ 法第4条の2第1項第3号の協力に関する事項（令第6条関係）

法第4条の2第1項第3号の政令で定める協力は、(i) 体温その他の健康状態その他法第4条の2第1項第3号の厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じること、及び(ii) (i)のほか、特定感染症に係る公表又は基本的対処方針の内容に即して、法第4条の2

第1項第3号の協力として法第5条の2第1項に規定する指針で定めるものとする。

④ 法第四条の二第二項の政令で定める感染症及びその特定感染症国内発生期間に関する事項（令第7条関係）

法第4条の2第2項の国内に常在すると認められる特定感染症を結核とし、その特定感染症国内発生期間は、厚生労働大臣が、感染症法第16条第1項の規定により公表した結核の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに結核の予防に必要な情報を踏まえ、営業者が宿泊しようとする者に対して法第4条の2第1項の規定に基づく協力を求めなければ旅館業の施設における結核のまん延のおそれがあると認め、その旨を告示した日から、厚生労働大臣が、そのようなおそれがなくなったと認めその旨を告示した日までとする。

(2) 国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）の一部改正関係（改正政令第2条関係）

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条に基づく事業に係る政令で定める要件のうち、滞在者名簿の記載事項から職業を削除し、連絡先を追加するものとする。

(3) 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（令和5年政令第247号）の一部改正関係（改正政令第3条関係）

改正法の施行の日前に特定感染症が発生した場合における特定感染症国内発生期間の始期に関する経過措置を定めるほか、所要の改正を行う。

第3 改正省令の内容 ① 法第4条の2第1項第1号イの厚生労働省令で定めるものに関する事項（規則第5条の2関係）

法第4条の2第1項第1号イの厚生労働省令で定めるものとして、(i) 医師の診断の結果及び(ii) 特定感染症の症状を呈している者にあつては、当該症状が特定感染症以外によるものであることの根拠となる事項とするとともに、その報告の方法として、書面又は電子情報処理組織を使用する方法によることとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、口頭でこれを行うことができることとする。

② 令第5条第2号の厚生労働省令で定める事項（規則第5条の3関係）

令第5条第2号の厚生労働省令で定めるものは、(i) 当該特定感染症が現に発生している外国の地域における滞在の有無、(ii) 当該特定感染症のうち感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号。以下「感染症法施行令」という。）第5条各号に掲げる感染症にあつては、当該各号に定める動物との接触の有無及び(iii) 法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等との接触の有無並びに(iv) 特定感染症の症状を呈している者にあつては、当該者が特定感染症にかかっていると

疑うに足りる正当な理由のある者に該当するかどうかとする。

- ③ 法第4条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める者に関する事項（規則第5条の4関係）

法第4条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める者は、特定感染症を人に感染させるおそれがほとんどないと医師が診断した者とする。

- ④ 法第4条の2第1項第3号の厚生労働省令で定める事項（規則第5条の5関係）

法第4条の2第1項第3号の厚生労働省令で定める事項は、当該者が令第4条第2号に掲げる者に該当するかどうかとする。

- ⑤ 法第5条第1項第3号の厚生労働省令で定めるものに関する事項（規則第5条の6関係）

法第5条第1項第3号の厚生労働省令で定めるものは、以下のいずれかに該当するものであって、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのあるものとする。

ア 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害者差別解消法第2条第2号の社会的障壁の除去を求める場合を除く。）

イ 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害者差別解消法第8条第1項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準じる合理的な理由があるものを除く。）を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの

- ⑥ 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号）の一部改正関係（改正省令第2条関係）

国家戦略特別区域法施行令第13条の厚生労働省令で定める事項について、所要の改正を行うこととする。

- ⑦ 宿泊を拒んだときの理由等の記録及び保存の方法（改正省令附則第2項関係）

改正法附則第3条第2項の方法は、法第5条第1項第1号又は第3号に掲げる場合ごとに、宿泊を拒んだ理由等に関する記録を書面、当該営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルにより作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。

#### 第4 運用上の留意事項

- (1) 特定感染症に係る医療提供体制及び関係者間の連携について

改正法の附帯決議においては、「宿泊しようとする特定感染症の症状を呈している者が診察等に容易に応じることができるよう、地域における旅館業の施設と医療機関との連携を確保すること」とされている。

また同附帯決議においては、「旅館業の営業者が適切に対処するために必要な指針の策定に当たっては、宿泊しようとする者が特定感染症の患者等に該当した場合であっても医療機関等が逼迫しており入院調整等に時間を要するときは宿泊拒否ではなく感染防止対策への協力を求め個室等で待機させることが望ましいこと（中略）を明確にすること」とされている。

一方、その前提として、新たに特定感染症が発生した際に地域の医療提供体制や検査体制が逼迫することがないよう、これまで通知しているとおり、都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）のうち、感染症法所管部局及び地域医療担当部局においては、引き続き、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）の施行に向けた準備に尽力された。

また、都道府県等のうち旅館業法所管部局においては、特定感染症国内発生期間に宿泊者から特定感染症の患者等が発生した場合等であっても、地域の旅館業の営業者や医療機関、宿泊療養施設等が適切に対応することができるよう、地域における営業者その他の関係者に対し、

- ・ 特定感染症国内発生期間に、営業者が相談できる都道府県等の窓口
- ・ 特定感染症国内発生期間に、宿泊しようとする者が特定感染症の患者等に該当した場合に連絡できる保健所の連絡先

等を、平時から周知・確認しておくべきであるほか、特定感染症国内発生期間であって、全ての特定感染症の患者等を医療機関や宿泊療養施設等で即座に対応することが難しい例外的な状況下にある場合には、そうした状況下にあることについて、管下の旅館業の施設に対して情報共有すべきであり、関係者間の連携を図られたい。

## （2）条例に関する留意事項

改正法による改正後においても、都道府県等が、法第5条第1項第4号に基づき、地域の実情に応じた宿泊拒否の事由を定めることができることに変わりはないが、改正法との関係性において留意すべき事項は以下のとおりである。

### ① 法第5条第1項第1号との関係

条例において法に定める特定感染症以外の感染症の患者に該当する場合も宿泊拒否を行うことができることとするのは、

- ・ 入院等の措置が適用されない感染症であっても宿泊拒否できることとするものであり、感染症法や特措法といった他の法令と比較して過度な行動制限となりうるほか、
- ・ 感染状況等の一定の基準に基づく合理的な運用が全国的になされないことが懸念さ

れ、

- ・ 更に、改正法における法第5条第1項第1号の改正趣旨が感染症に係る差別防止等の観点から改正前の同号の規定範囲を限定・明確化するものであることから、法第5条第1項第1号の趣旨に沿わないと考えられる。

#### ② 法第5条第1項第3号との関係

条例においていわゆる迷惑客等に関する宿泊を拒むことができる事由が定められている場合は、法第5条第1項第3号の事由に加えて、条例で定める事由も宿泊を拒むことができる事由となり、条例を改正する必要性は必ずしもないと考えられるが、法第5条第1項第3号と規定内容として重複がないように調整することが望ましい。

#### ③ 感染防止対策への協力の求めに正当な理由なく応じない場合との関係

条例において感染防止対策への協力の求めに正当な理由なく応じない場合を宿泊拒否事由として規定することについては、法第5条第1項において、宿泊を拒むことができる事由を限定的に規定している中で、不当な宿泊拒否が生じるおそれ等の懸念を踏まえて、衆議院の修正により、宿泊拒否事由から、感染防止対策への協力の求めを受けた者が正当な理由なく応じない場合が削除された経緯を踏まえると、法第5条の趣旨に沿わないと考えられる。

#### ④ 法第5条第2項との関係

改正法により新設された法第5条第2項の規定を踏まえ、既に条例で宿泊拒否事由を規定している都道府県等においては、当該宿泊拒否事由に関し、営業者が適切に対処するために必要な事項を整理して公表することや、必要に応じて条例の改正の要否を検討することが望ましい。

### (3) 差別防止の徹底等について

法第3条の5第2項において、営業者の従業者に対する研修の機会を付与する努力義務が設けられた。都道府県等においては、

- ・ 営業の許可や変更等、営業者と接点を持つ際に、厚生労働省で研修ツールを用意している旨周知し、活用するよう促すこと

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046_00006.html)

- ・ 従業者のみならず、営業者も研修内容を理解することが重要であることについても、管下の旅館業の施設の営業者に対し、指導いただきたい。

また、都道府県等においては、管下の旅館業の施設の営業者に対し、法第3条の5第2項の研修内容の理解を促す講習会等を行うことが望ましい。

### (4) 相談窓口の明確化について

都道府県等においては、利用者側が営業者から不適切な感染防止対策への協力の求めや宿泊拒否がなされた場合や、営業者側が協力の求めや宿泊拒否に関して悩んだ場合の相談に対応する窓口を明確にした上で、利用者や営業者に対して当該相談窓口の役割と連絡先について、周知・広報を行われたい。

また、宿泊しようとする者から不適切な感染防止対策への協力の求めや宿泊拒否がなされたとの申出があった場合は、必要に応じて、法第7条の規定に基づき、報告の徴収等を行うとともに、営業者側から協力要請や宿泊拒否に関して相談があった場合は、適切に助言することが求められる。

さらに、当該相談窓口において障害者差別解消法にも関わる相談を受けた場合は、都道府県等における同法の担当部署と適切に連携することが求められる。一方で、障害者差別解消法に関わる相談については、障害者差別解消法の担当部署のみに相談が来る場合も想定されることから、旅館業法担当部局は、障害者差別解消法の担当部署宛てに、障害者の宿泊拒否に関する相談が来た場合には、情報を共有し連携して対応するよう依頼する等、障害者差別解消法の担当部署との間で連携体制を構築されたい。

加えて、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）を踏まえ、電話やFAXだけでなく電話リレーサービスやメール等でも問い合わせを行うことができるように整備されたい。併せて、SNSでも問い合わせを行うことができるようにすることが望ましい。

都道府県等が相談窓口を周知する際は、以下の組織が設ける消費者向けの相談窓口等を併せて周知することも検討されたい。なお、以下の組織に対しては、本件について、相談されることがあり得ることや都道府県等に紹介することについて、了承を得ていることを申し添える。

・営業者向け相談窓口：

団体名	連絡先	対応日時等
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 (全旅連)	<a href="http://www.yadonet.ne.jp/info/eigyousya_soudan.html">http://www.yadonet.ne.jp/info/eigyousya_soudan.html</a>	
日本司法支援センター（法テラス）	TEL：0570-078374（おなやみなし） メールでのお問合せも受け付けています。 <a href="https://www.houterasu.or.jp/index.html">https://www.houterasu.or.jp/index.html</a>	平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 (日曜日・祝日は除く。)

人権相談は、こちら

	連絡先	対応日時等



法務局	TEL：0570-003-110（みんなの人権110番） その他の人権相談の方法はこちら <a href="https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html">https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html</a> (法務省HP（人権相談）)	平日 8:30～17:15
-----	---	------------------

・利用者向け：

契約トラブルについては、こちら

団体名	連絡先	対応日時等
消費生活センター等	TEL：188 消費者ホットライン188：消費生活センターや消費生活相談窓口が案内されます。	各相談窓口による
日本司法支援センター（法テラス）	TEL：0570-078374（おなやみなし） メールでのお問合せも受け付けています。 <a href="https://www.houterasu.or.jp/index.html">https://www.houterasu.or.jp/index.html</a>	平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 （日曜日・祝日は除く。）
公益社団法人全国消費生活相談員協会（週末電話相談室）	TEL：03-5614-0189（東京）	土曜日・日曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 （年末年始を除く。）
	TEL：06-6203-7650（大阪）	日曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 （年末年始を除く。）
	TEL：011-612-7518（北海道）	土曜日 13:00～16:00 （年末年始を除く。）
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（ウィークエン	TEL：03-6450-6631（東京）	日曜日 11:00～16:00 （年末年始を除く。）
	TEL：06-4790-8110（大阪）	土曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 （年末年始を除く。）

ド・テレホン)		
---------	--	--

人権相談は、こちら

	連絡先	対応日時等
法務局	TEL：0570-003-110（みんなの人権110番） その他の人権相談の方法はこちら <a href="https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html">https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html</a> (法務省HP（人権相談）)	平日 8:30～17:15

・訪日外国人観光客向け：

契約トラブルについては、こちら

団体名	連絡先	対応日時等
訪日観光 客消費者 ホットラ イン	TEL：03-5449-0906 ※対応言語： 英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、 フランス語、日本語	平日 10:00～16:00 (土日祝・12/29 ～1/3は除く。)

#### (5) 法施行状況に関する報告の徴収等について

都道府県等は、営業者が不適切な感染防止対策への協力の求めや宿泊拒否を行っていることを把握した場合は、営業者に対して、法第7条の規定に基づき、報告の徴収等を行い、状況の把握に努めること。報告の徴収等を行った結果、必要な場合は、法第8条の規定による営業の許可の取消しや営業の停止を行うことも含めて検討されたい。

また、都道府県等は、営業者による研修の実施の有無・内容等についても少なくとも3年に1度は確認されたい。

#### (6) 施行状況等の把握

法の施行状況等について把握するため、今後、その施行状況、効果、事例等についてフォローアップを行う予定であることに留意されたい。

以上

健生発1115第5号  
令和5年11月15日

各  
都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
(公印省略)

### 旅館業における衛生等管理要領の一部改正について

旅館業における衛生管理に関しては、「旅館業における衛生等管理要領」(平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添3)に基づき、実施していただいているところです。

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)が令和5年12月13日に施行されることを踏まえ、「旅館業における衛生等管理要領」を別紙のとおり改正し、同日より適用することといたしましたので、関係者に対して周知を図るとともに、旅館業における衛生管理の指導等に当たって遺漏のないよう御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

事務連絡  
令和5年12月13日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕衛生主管部（局） 御中  
〔特別区〕

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定による記録様式のサンプル等について

生活衛生関係営業への取組につきましては、平素より、御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第52号。以下「改正法」という。）が本日施行されたため、これまで通知しているとおり、引き続き適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、改正法附則第3条第2項においては、旅館業の営業者は、当分の間、改正法による改正後の旅館業法（以下「改正旅館業法」という。）第5条第1項第1号又は第3号のいずれかに該当することを理由に宿泊を拒んだときは、厚生労働省令で定める方法により、その理由等を記録しておくものとされたことを踏まえ、別添1のとおり、改正法附則第3条第2項に係る記録様式のサンプルを作成しました。

併せて、衆議院厚生労働委員会における「新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」及び参議院厚生労働委員会における「新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の中で「営業者の実施した協力の求めの内容等について適切に把握し、その適正性・公平性を確認すること」とされたほか、「旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針」（令和5年11月15日厚生労働大臣決定）において、「法第4条の2第1項の規定に基づいて報告及び客室待機の協力を求めたときは、当該協力の求めを行った日時や対象者の氏名、求めた内容等を記録しておくことが考えられる」とされたことを踏まえ、別添2のとおり、改正旅館業法第4条の2第1項第1号に係る記録様式のサンプルを作成しま

した。

これらについては、都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）において、改正旅館業法第7条第1項に基づいて報告を求める際に用いやすいよう、必要に応じて修正の上、管下営業者に対して周知いただきますよう、お願いいたします。

また、改正法による改正後の旅館業法等の内容に関する研修ツールについて、説明動画を作成し、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/kaiseiryokangyohou/>）に掲載しましたので、情報提供いたします。

加えて、「旅館業法施行令等の一部を改正する政令等の公布等について」（令和5年11月15日付け厚生労働省健康・生活衛生局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長連名通知）において、「都道府県等においては、管下の旅館業の施設の営業者に対し、法第3条の5第2項の研修内容の理解を促す講習会等を行うことが望ましい」としていることを踏まえ、別添3のとおり、当省で作成した改正旅館業法に係る講演資料を共有しますので、必要に応じてご活用いただきつつ、都道府県等におかれましても、管下の旅館業の施設の営業者に対し、改正旅館業法第3条の5第2項の研修内容の理解を促す講習会等の実施について検討いただきますよう、お願いいたします。

薬生衛発0623第1号  
令和5年6月23日

各 ( 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 ) 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
( 公 印 省 略 )

### 公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて

公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室については、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知)の別添2「公衆浴場における衛生等管理要領」及び別添3「旅館業における衛生等管理要領」において、「おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと」などと定めています。

これらの要領でいう男女とは、風紀の観点から混浴禁止を定めている趣旨から、身体的な特徴をもって判断するものであり、浴場業及び旅館業の営業者は、例えば、体は男性、心は女性の者が女湯に入らないようにする必要があるものと考えていますので、都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、御了知の上、貴管内の浴場業及び旅館業の営業者に対する周知や指導等について御配慮をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

事務連絡  
令和5年2月27日

各 〔 都 道 府 県  
保健所設置市  
特別区 〕 生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

### 旅館業における入浴施設のレジオネラの防止対策及び コンプライアンスの遵守の周知徹底について

福岡県内の旅館業の入浴施設において、基準を上回るレジオネラ属菌が検出された、連日使用型循環浴槽の完全換水を年2回しか実施していなかった、塩素濃度が基準を下回っていた、当該事業者が行政に対して虚偽の報告をした等の報道がされています。

旅館業の事業者については、衛生上の危険を防止し、利用者に対して安全なサービスを提供することが求められており、レジオネラ症の防止対策をはじめ、必要な衛生措置を講じなければならないこととされています。また、行政の報告徴収等に対して虚偽の報告を行うことは、罰則の対象となり得るものです。

このような事案は、業界全体の衛生水準について利用者からの信用を失うなど、業界の信頼を損なうことにつながるものです。

都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、貴管下の旅館業の事業者に対して、レジオネラの防止対策とともに、コンプライアンスの遵守について、改めて周知徹底いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(参考) 厚生労働省ホームページの「レジオネラ対策のページ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>

- ・「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成2年12月10日時点)
- ・「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」(令和元年12月17日時点) 等

(参考)

○旅館業法(昭和三十二年法律第百三十八号)

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第七条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 三 (略)

○公衆浴場法(昭和三十二年法律第百三十九号)

第九条 第六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを二万円以下の罰金に処する。

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
（公印省略）

出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）

標記については、出張理容・出張美容の衛生を確保等するため、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知）（以下「要領」という。）において、お示ししているところです。

日本の高齢化率の上昇が続いていることから、今後とも、出張理容・出張美容に対する需要の増加が見込まれます。

つきましては、出張理容・出張美容の衛生を確保するため、出張理容・出張美容の実施主体に対し要領について改めて周知徹底いただくとともに、下記事項についても引き続きご対応いただきますようお願いいたします。

また、理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。）であれば、都道府県等が理容師法（昭和23年法律第234号）又は美容師法（昭和32年法律第163号）に基づき、所要の指導等を行うことができる枠組みが存在していることから、出張理容・出張美容の実施主体としてふさわしいと考えられる旨申し添えます。

記

- 1 出張理容・出張美容を行う者に対して衛生の確保のための指導等を行うに当たっては、必要に応じて条例や要綱等を制定するなどにより、行われたいこと。
- 2 出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外が出張理容・出張美容を行う場合において、要領に基づく衛生措置が確保されるよう、ホームページ等により出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、必要に応じて営業者の名称、営業区域、従業員等について把握等ができる条例や要綱等を制定するなどにより、衛生の確保のための指導に遺漏なきを期されたいこと。



薬生衛発1227第1号  
令和3年12月27日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
（公印省略）

出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について（情報提供）

出張理容・出張美容については、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知。以下「要領」という。）、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）」（令和元年10月16日付け薬生衛発1016第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知。以下「課長通知」という。）等をお示しし、ご対応いただいているところですが、今般、当課において、都道府県等（保健所を設置する市又は特別区を含む。以下同じ。）における出張理容・出張美容に関する条例の例を別添のとおりとりまとめましたので、情報提供いたします。

都道府県等によっては、条例又は要綱等において出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所に限定していない場合や都道府県知事（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）への届出・承認の規定を設けていない場合もあるものと承知していますが、出張理容・出張美容の対象者は、高齢者や疾病等を持つ方が多いことから特に衛生措置を確保することが求められること、又、最近の感染症に対する衛生観念・意識の高まりからも要領や課長通知でお示ししているとおり、必要に応じて条例又は要綱等を制定するなどにより、出張理容・出張美容を行う者に対して衛生の確保のための指導等を行っていただくようお願いいたします。

併せて、理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。）であれば、都道府県等が理容師法（昭和23年法律第234号）又は美容師法（昭和32年法律第163号）に基づき、所要の指導等を行うことができる枠組みが存在していることから、出張理容・出張美容の実施主体としてふさわしいと考えられる旨申し添えます。

平成 29 年 8 月 15 日

フォトウェディング等におけるヘアメイクサービスに係る  
美容師法の取扱いが明確になりました  
～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

### 1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

美容師法第 7 条では、美容師は、政令で定める特別の事情がある場合を除き、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならないとされており、美容所以外の場所において業を行うことができる場合として、同法施行令第 4 条第 2 号において、「婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合」と規定されています。今般、事業者より、i)結婚式に先立つリハーサル(式の 2 週間前程度)におけるヘアメイクサービス(リハーサルヘアメイク)の提供や、ii)挙式をせずに記念写真の撮影のみを行うフォトウェディングにおけるヘアメイクサービス(フォトウェディングヘアメイク)の提供が、同条第 2 号の規定に含まれるのか照会がありました。

本サービスの提供が、同条第 2 号に規定する美容所以外の場所において業を行うことができる場合に含まれるか否かについて、関係省庁が検討を行った結果、以下の内容を事業者に回答しました。

- ・ i のリハーサルヘアメイクについて、2 週間程度前のリハーサルは、通常時間的制約があるとは言えないため、同条第 2 号に規定する儀式の直前に該当するとは考えられず、また、通常リハーサルは社会通念上の「儀式」とは言いえないことから、i の事業は同条第 2 号の特例に含まれないものと解する。
- ・ ii のフォトウェディングヘアメイクについて、当該事業の主目的は、「記念として写真を撮る」とことと考えられることから、同条第 2 号に規定する「婚礼その他の儀式」に含まれないものと解する。

これにより、美容師法における美容所の届出が必要な範囲が明確化され、新たなサービスに係る事業上のリスクが低減することが期待されます。

### 2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです(本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は厚生労働大臣となります)。

## 「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応

令和5年7月4日  
厚生労働省  
医薬・生活衛生局  
生活衛生課

美容師の養成制度について、令和3年7月の規制改革推進会議投資等ワーキンググループでの指摘を踏まえ、「美容師の養成のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）で議論を行い、令和4年3月の検討会において「美容師養成の改善に関する当面の方針」（以下「当面の方針」という。）が了承され、当面の方針に沿って美容師養成の改善に向けて取り組むこととされた。その後、同年6月に「規制改革実施計画」が閣議決定され、また、同年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」（令和4年8月29日生食発0829第1号）を発出したところである。

美容師養成の改善に向けた当面の方針に係る令和5年度以降の対応については、厚生労働省において、関係者の協力を得ながら、以下のように取り組むこととする。

### （1）国家試験（実技試験）の改善

#### ① 「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入のために必要な取組の推進等

##### 〈当面の方針の記載〉

- ・ 公益財団法人理容師美容師試験研修センター（以下「試験センター」という。）に対して、実技試験に「まつ毛エクステンション」を導入することに関し、公正・公平な試験が実施可能かについて具体的に検討し、可能な場合には、必要となる準備期間や条件を含めて、令和4年度中に明らかにするよう要請する。併せて、他の実技試験課目（ヘアカラーなど）についても、引き続き検討・研究を進めるよう要請する。
- ・ 都道府県を通じて、養成施設に対し、美容実習において、「まつ毛エクステンション」を含めた必修の基本的な技術を確実に身に付けさせるよう、公益社団法人日本理容美容教育センター（以下「教育センター」という。）の協力を得ながら、改めて徹底するよう周知する。

##### （試験センターにおける検討）

- ・ 令和4年5月に厚生労働省から公益財団法人理容師美容師試験研修センター（以下「試験センター」という。）に「美容師国家試験（実技試験）の見直しに向けた検討について（要請）」（令和4年5月18日生食発0518第1号）を発出し、「実技試験に「まつ毛エクステンション」を導入することに関し、公正・公平な試験が実施可能かについて具体的に検討し、可能な場合には、必要となる準備期間や条件を含めて、令和4年度中に明らかにする」、「他の実技試験課目（ヘアカラーなど）についても、引き続きの検討・研究を進める」ことを要請した。
- ・ これを受けて、試験センターにおいて、「まつ毛エクステンションの実技試験課題導入に関するワーキングチーム」が設置され、「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入について技術的な観点から検討が行われ、令和5年3月22日に「まつ毛エクステンションの実技試験導入に関する報告書」（以下「報告書」という。）が示された。

(美容師養成施設における教育)

- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、必修課目の美容実習でまつ毛エクステーションを含めた基本的な知識・技術を確実に身に付けさせるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼した。
- ・ 「まつ毛エクステーション」については、これまでに健康被害等の相談が国民生活センター等に多数寄せられ、危害防止のための周知・指導監督等が行われてきたところであり、平成24年度から、公益社団法人日本理容美容教育センター（以下「教育センター」という。）の美容技術理論の教科書において「まつ毛エクステーション」が記載され、平成26年度からは「まつ毛エクステーション」専用の選択課目用教科書が作成された。さらに、「美容師養成施設における教科課目の内容の基準」（平成27年3月31日健発0331第18号通知の別添）の平成29年7月10日付け改正により、美容師養成施設の必修課目の美容技術理論及び美容実習で学ばせる技術に位置付けられ、美容実習の項目では「メイクアップ、まつ毛エクステーションなど、その他の基本的な顔部及び頸部技術を確実に身に付けさせること」とされた。平成30年度から教育センターの美容実習の教科書にも「まつ毛エクステーション」が記載された。
- ・ これらを受けて、美容師養成施設において「まつ毛エクステーション」に係る教育の充実が行われてきたが、令和3年12月に美容師養成施設を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、上述の基準が改正され3年しか経過していないこともあり、選択課目も含めた実技課目で教えている養成施設は86.7%となっているが、そのうち、必修課目の美容実習の項目として教えている美容師養成施設は49.0%にとどまっている。
- ・ 「まつ毛エクステーション」による健康被害を含む保健所等への相談件数は、以下のとおり、減少傾向にあるが、依然として健康被害の相談があり、安心・安全な施術実施のため、美容師養成施設における必修課目の美容実習で「まつ毛エクステーション」が教育されるよう取り組むことが必要である。

参考：「まつ毛エクステーション」による健康被害を含む保健所等への相談件数

令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
40件 (美容師22件、 資格なし12件、 資格不明6件)	49件 (美容師23件、 資格なし13件、 資格不明13件)	105件 (美容師48件、 資格なし34件、 資格不明23件)	83件 (美容師33件、 資格なし25件、 資格不明25件)	143件 (美容師68件、 資格なし51件、 資格不明24件)

(令和5年度以降の対応)

- ・ 美容師養成施設における「まつ毛エクステーション」の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- ・ 「まつ毛エクステーション」の実技試験への導入については、報告書で試験室内の環境維持、美容師実技試験委員の養成、実技試験実施期間の延長、実技試験受験料の見直し、実施時期等の課題が指摘されている。実技試験への導入に当たっては、全国美容師養成

施設において生徒が当該課題を美容実習で学んでいることが前提となるが、現時点では「まつ毛エクステンション」を必修課目の美容実習の項目として教えているのは、美容師養成施設の42.5%（＝86.7%×49.0%）にとどまっている。このような状況において、現時点で「まつ毛エクステンション」を実技試験に導入することは困難であり、まずは、全国の美容師養成施設において必修課目の美容実習で「まつ毛エクステンション」の教育が行われるよう取り組んだ上で、全国の美容師養成施設において生徒が当該課題を美容実習で学んでいる状況が確認された段階で、関係者の意見を聞き、「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入の判断をして、具体的なプロセスについて検討することとする。

- ・ 他の実技試験課目（ヘアカラーなど）については、令和4年5月の厚生労働省の要請を踏まえ、試験センターにおいて引き続き検討・研究を進める。

## ② 「オールウェーブ」を含む実技試験で問うべき課目の整理等

〈当面の方針の記載〉

- ・ ①の取組みを進めつつ、「オールウェーブ」を含む現行の実技試験課目について、今後も問うべき課目とすべきか令和5年度の早期に整理する。
- ・ 他方、オールウェーブは、美容に必要な技術であり、授業の中でしっかり教えるべきであることは確認できたことから、都道府県を通じて、養成施設に対し、「オールウェーブ」の学習の際などに、その意義や将来の活用場面などを含めて教育するよう要請する。

（美容師養成施設における教育）

- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、生徒が「オールウェーブセッティング」を学習する際、単に知識・技術の習得や実技試験に向けた対応だけでなく、その意義や将来の活用場面なども含めて教育が行われるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼した。

（令和5年度以降の対応）

- ・ 現行の実技試験課目の課題の一つである「オールウェーブセッティング」は、当面の方針で確認したとおり、美容に必要な技術であり、美容師養成施設の授業の中でしっかり教えるべきものである。美容師養成施設において「オールウェーブセッティング」の教育が意義や将来の活用場面なども含めて行われるよう、教育センターにおいては、令和5年4月の教科書から、ウェーブを基調としたヘアセッティング技術を応用して作成したヘアスタイルの写真を掲載しており、どの技術がどのように活用されているか学習できるようにしている。美容師養成施設における「オールウェーブセッティング」の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- ・ 「オールウェーブセッティング」を含む現行の実技試験課目については、第一課題がカットであり、第二課題がワインディング又は「オールウェーブセッティング」を試験回ごとに都度抽選により決定することとなっている。
- ・ 令和3年12月及び令和4年2月に美容師を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、働いている店舗で提供している技術について、カットは美容師の72.3%、パーマメントウェービングは美容師の67.8%、ヘアセッティングは美容師の

64.4%が提供していると回答している。また、実技試験について、カット、ワインディングは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当」という回答がそれぞれ 84.8%、82.4%となっている。他方で、「オールウェーブセッティング」について、ピンカールは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当」という回答が 26.6%、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要性は低いと思う」という回答が 51.1%、フィンガーウェーブは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当」という回答が 15.8%、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要性は低いと思う」という回答が 61.4%となっている。

- ・ さらに、令和3年12月に美容師養成施設を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、カット、ワインディングは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術である」という回答がそれぞれ 87.6%、87.6%となっている。他方で、「オールウェーブセッティング」について、ピンカールは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術である」という回答が 51.1%、「現在の美容ニーズとは必ずしも一致していない」という回答が 44.2%、フィンガーウェーブは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術である」という回答が 39.1%、「現在の美容ニーズとは必ずしも一致していない」という回答が 54.1%となっている。
- ・ 実技試験課題は以下の基本的事項に沿うことが重要であるが、上記の調査結果においても、多くの美容師が、カット、パーマネントウェービング、ヘアセッティングを提供しており、現在の実技試験課題については、基本的にはこれに沿っているものと考えられる。
  - ・ 美容師としての基礎的技術を検証するのに必要な技法が試験内容に十分含まれていること
  - ・ 養成課程で教育を受ける基礎的技術を基本とすること
  - ・ 美容業界の動向、社会的ニーズにも応えられる技術であること
  - ・ 受験者への負担が過度にならないこと
  - ・ 審査の基準が明確であり、試験委員が一律（一定）の基準で審査でき、恣意的（主観的）な評価が入りにくいこと
- ・ 他方で、現行の実技試験課題である「オールウェーブセッティング」は、美容に必要な基礎的技術の集約であり、美容師養成施設の授業の中で確実に身につけさせるべきものであるが、実技試験課題としては、上記の調査結果も踏まえ、様々なヘアセッティング技術に広く対応していくことが必要である。以上のことから、厚生労働省としては、「オールウェーブセッティング」について、その要素も含め、より幅広く美容師としての基礎的技術を検証することができる試験とする必要があると考える。そこで、実技試験課題としては、第一課題はカット、第二課題はワインディング又は上記の基本的事項も踏まえて「オールウェーブセッティング」の内容を見直した課題を試験回ごとに都度抽選により決定するものとする。新たな課題（現行の「オールウェーブセッティング」の内容を見直した課題）の名称は、課題の内容に相応しいものとする。
- ・ 実技試験課題である「オールウェーブセッティング」の内容を見直すに当たり、具体的な課題の内容は、美容業界の動向・社会的ニーズ、養成課程で行う教育内容、受験者の負

担、審査基準等を踏まえ、美容師としての基礎的技術を検証するために必要な技法を組み合わせたものにする。

- ・ この見直しについて、試験センターにおいて、上記の実技試験課題の基本的事項を踏まえて、具体的なヘアスタイル、技術の条件、解説・図解、採点項目、採点方法、採点基準、審査マニュアル等を検討するよう、厚生労働省から試験センターに対して要請する。その際、併せて、実技試験課題の「オールウェーブセッティング」の内容の見直しに当たって必要な試験委員の追加を要請する。
- ・ 実技試験課題の「オールウェーブセッティング」の内容の見直しは、以下のスケジュールで実施できるよう、関係者の協力を得ながら、検討を進める。
  - ・ 試験センターにおいて、実技試験部会で検討を開始し、令和6年度中に報告書を取りまとめ
  - ・ 令和7年度までに、技術の条件及び審査マニュアルを策定
  - ・ 令和8年度から、実技試験委員への周知・指導、美容師養成施設の教員への周知・指導、美容師養成施設における準備等を実施
  - ・ 令和9年度から、美容師養成施設において実技試験課題の見直し後の内容に対応した教育を開始
  - ・ 令和11年2月の国家試験から、実技試験課題の見直し後の内容の国家試験を実施（令和11年2月、8月の国家試験では見直し前の内容の試験も実施）
- ・ 受験者は実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付することとなっており、試験センターにおける事業の収支状況、受験手数料の積算根拠等の点検を行い、必要な場合は受験手数料の見直しを検討する。

## （2）養成段階の知識技能の取得の推進

### ① 美容実習全体について

〈当面の方針の記載〉

- ・ 都道府県を通じて、養成施設に対し、美容実習について、必修課目を網羅するとともに、試験課題に偏らない、就職先のニーズも踏まえたものとなるよう、徹底する。これに当たっては、教育センターの協力を得ながら行う。

（美容師養成施設における教育）

- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容実習について、美容師国家試験の課題に偏らず、「美容師養成施設における教科課目の内容の基準」の各項目の内容を網羅的に教育するとともに、就職先のニーズも踏まえた内容となるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼した。

（令和5年度以降の対応）

- ・ 美容師養成施設において美容実習が、美容師国家試験の課題に偏らず、必修課目の内容を網羅して、就職先のニーズも踏まえた内容で行われるよう、美容師養成施設における必修課目の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。

## ② 美容所における実務実習について

### 〈当面の方針の記載〉

- ・ 都道府県を通じ、養成施設に対し、一定の条件の下で美容行為を行うことが可能であることを改めて周知する。
- ・ 教育センターの協力を得ながら、効果的な実務実習の好事例（養成施設と美容所の十分な連携、実務実習計画など）について 収集し、周知する。また、実務実習時間など現行の取扱いについて課題やニーズを把握した上で、より成果の上がる実務実習のための取組で速やかに実施可能なものは、令和4年度中から進める。

### （美容師養成施設における教育）

- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容所における実務実習について、「美容師養成施設における教科科目の内容の基準」において、「管理美容師を配置する美容所において、当該美容所に従事する美容師の適切な指導監督の下、美容行為及びその付随する作業（実務実習）を行うことが望ましいこと」とされており、通知に示す一定の条件の下で美容行為を行うことは可能であることについて、美容師養成施設において認識いただくよう依頼した。

### （令和5年度以降の対応）

- ・ 令和3年12月及び令和4年2月に美容師を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、美容所における実務実習を経験した美容師は、26.7%が「業務に活かされていると感じる」と回答し、32.3%が「ある程度業務に活かされていると感じる」と回答している。また、令和3年12月に美容師養成施設を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、美容所における実務実習を行っている美容師養成施設は、68.8%が「有効と感じる」と回答し、28.8%が「やや有効と感じる」と回答している。
- ・ 美容師養成施設の美容所における実務実習が有効に行われるよう、美容師養成施設の美容所における実務実習の実施状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- ・ また、令和5年度に、厚生労働省において、美容師養成施設の美容所における実務実習について、好事例（美容師養成施設と美容所の連携、実務実習計画等）、課題、ニーズ等を調査し、より成果の上がる実務実習を美容師養成施設や美容所等に周知する。



### (3) 養成段階から就業後の人材育成の連携・接続

#### 〈当面の方針の記載〉

- ・ 養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、
  - i 全国レベルの取組に対して厚生労働省も参画し、充実を図る。
  - ii 地域レベル、養成施設単位において養成施設と経営者（団体）との連携を促進することとし、まずは、モデルとなるような取組を収集し、普及を図る。
- ・ 美容所における人材育成（社会保険の加入、労働基準の遵守を含む）の取組を推進するため、これらの重要性についての経営者への普及を図る。
- ・ 教育センターの協力を得ながら、養成施設による就業後のアフターフォローについて、モデルとなるような取組を収集し、普及を図る。

#### （令和5年度以降の対応）

- ・ 養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、令和5年度に、厚生労働省において、美容師養成施設と美容所の養成段階と就業後の人材育成の連携・接続（美容師養成施設の美容所における実務実習、美容師養成施設の就業後のフォロー一等を含む。）について、好事例を調査し、美容師養成施設や美容所等に周知する。
- ・ また、美容所における人材育成（社会保険の加入、労働基準の遵守を含む。）の取組を推進するため、これらの重要性について、厚生労働省において通知を発出する。

生食発0710第7号  
平成29年7月10日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部長  
( 公 印 省 略 )

### 理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について

平成27年6月30日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、理容師・美容師関係の規制改革事項として、「理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため、専門家による検討の場を設けて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる」こと及び「国家試験及び養成施設の教育内容について、現場のニーズにより即した理容師・美容師を養成する観点から、経営者、従事者、専門学校など、広く関係者の意見を聴取する場を設置して検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる」こととされた。

これを受け、「理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会」が取りまとめた報告書を踏まえ、本年3月31日に理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号。以下「施行規則」という。）等の改正が行われた。

これに伴い、平成27年3月31日健発第0331第15号厚生労働省健康局長通知「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について」の別紙「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用」を別添新旧対照表のとおり改正し、平成30年4月1日（改正後の上記施行規則附則第4条における準備行為については平成29年3月31日）から適用することとしたので通知する。

改正後	現 行
<p>(別紙)</p> <p>理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用</p> <p>1 通信授業</p> <p>(1) 通信授業における教材は、次によるものであること。</p> <p>ア 必修課目については、理容師の養成に必要な知識及び技能を修得させるのに適するものであって、「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」(平成27年3月31日健発0331第17号厚生労働省健康局長通知。以下「教科課程の基準の運用」という。)に定める教科課目の各項目の内容に従って構成されるものであること。<u>選択課目</u>については、「教科課程の基準の運用」に従い、各理容師養成施設において、適切な構成とすること。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 面接授業</p> <p>(1) 面接授業は、「通信課程における授業方法等の基準」に基づき、それぞれの教科課目ごとに適切に行い、その必修課目の内容は、別添「理容師養成施設</p>	<p>(別紙)</p> <p>理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用</p> <p>1 通信授業</p> <p>(1) 通信授業における教材は、次によるものであること。</p> <p>ア 必修課目については、理容師の養成に必要な知識及び技能を修得させるのに適するものであって、「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」(平成27年3月31日健発0331第17号厚生労働省健康局長通知。以下「教科課程の基準の運用」という。)に定める教科課目の各項目の内容に従って構成されるものであること。<u>選択必修課目</u>については、「教科課程の基準の運用」に従い、各理容師養成施設において、適切な構成とすること。</p> <p>イ 各教科課目相互の関連が十分とれていること。</p> <p>ウ 生徒の能力からみて程度が高過ぎるところはないこと。</p> <p>エ 正確、公正であって、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。</p> <p>オ 統計などの資料は、信頼性のある適切なものであること。</p> <p>カ 自学自習についての便宜が適切に与えられていること。</p> <p>(2) 添削による指導は、理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準(平成20年厚生労働省告示第42号。以下「通信課程における授業方法等の基準」という。)に基づき、それぞれの教科課目ごとに適切に行うこと。</p> <p>(3) 添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。</p> <p>(4) 生徒からの質問は随時適切な方法で受け付け、十分に指導を行うこと。</p> <p>2 面接授業</p> <p>(1) 面接授業は、「通信課程における授業方法等の基準」に基づき、それぞれの教科課目ごとに適切に行い、その必修課目の内容は、別添「理容師養成施設</p>

設の通信課程の面接授業における必修課目の内容の基準」によるものとし、選択課目の内容については、各理容師養成施設において、適切なものとすること。特に、美容修得者課程における面接授業については、理容技術等の習得が確実に行われるよう授業内容や単位設定に十分留意すること。

(2) (略)

(3) 理容所に常勤として補助的な作業に従事している者である生徒に対する面接授業の緩和に当たっては、入所決定時に理容所に常勤で従事していることを確認した上で行うとともに、入所途中においても、当該生徒が従事している理容所から、その証明の提出を受けるものとすること。

なお、入所途中で生徒の理容所における就業形態が常勤から非常勤に変更された場合にあつては、当該生徒が履修する面接授業の単位数又は授業時間数の緩和について、「通信課程における授業方法等の基準」第三の二の1及び3に定める表の中欄に掲げる単位数又は時間数により行うものとする。ただし、理容所に常勤として補助的な作業に従事している者である生徒に対する面接授業の単位（時間）数の取り扱いについては、平成39年度までに一般の生徒と同基準とすることとしているので、各養成施設への周知・指導等を適宜行うこと。

(4) ~ (5) (略)

(6) 理容実習における実務実習又は選択課目の校外実習を行う理容師養成施設は、「教科課程の基準の運用」の定めるところにより、厳正に行うこと。

3 (略)

施設の通信課程の面接授業における必修課目の内容の基準」によるものとし、選択必修課目の内容については、各理容師養成施設において、適切なものとすること。

(2) 授業の1単位時間は50分を基準とし、教科課目の特質等に応じて授業の実施形態を工夫することができること。ただし、理容実習の授業時間は、原則として、1回あたり2単位時間を配当すること。

(3) 理容所に常勤として従事している者である生徒に対する面接授業の緩和に当たっては、入所決定時に理容所に常勤で従事していることを確認した上で行うとともに、入所途中においても、当該生徒が従事している理容所から、その証明の提出を受けるものとする。

なお、入所途中で生徒の理容所における就業形態が常勤から非常勤に変更された場合にあつては、当該生徒が履修する面接授業の単位数又は授業時間数の緩和について、「通信課程における授業方法等の基準」第三の二の1及び3に定める表の中欄に掲げる単位数又は時間数により行うものとする。

(4) 面接授業を行う場所は、当該養成施設の校舎であること。ただし、当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが時間的及び経済的に不適當であると認められる生徒に対する面接授業を行う場所は、他の理容師養成施設その他面接授業を行う場所として適当と認められる施設であること。

(5) 通信養成を行う地域を複数の都道府県とする等広範囲の地域とする理容師養成施設にあつては、適切かつ確実な方法により面接授業を行い、面接授業を受けることができない生徒が生じないようにすること。

(6) 理容実習における実務実習又は選択必修課目の校外実習を行う理容師養成施設は、「教科課程の基準の運用」の定めるところにより、厳正に行うこと。

3 その他

(1) 理容師養成施設は、通信授業及び添削指導に係る事務の一部を適当な機関

生食発0710第8号  
平成29年7月10日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部長  
( 公 印 省 略 )

### 美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について

平成27年6月30日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、理容師・美容師関係の規制改革事項として、「理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため、専門家による検討の場を設けて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる」こと及び「国家試験及び養成施設の教育内容について、現場のニーズにより即した理容師・美容師を養成する観点から、経営者、従事者、専門学校など、広く関係者の意見を聴取する場を設置して検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる」こととされた。

これを受け、「理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会」が取りまとめた報告書を踏まえ、本年3月31日に美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号。以下「施行規則」という。）等の改正が行われた。

これに伴い、平成27年3月31日健発第0331第16号厚生労働省健康局長通知「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について」の別紙「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用」を別添新旧対照表のとおり改正し、平成30年4月1日（改正後の上記施行規則附則第13条における準備行為については平成29年3月31日）から適用することとしたので通知する。

改正後	現 行
<p>(別紙)</p> <p>美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用</p> <p>1 通信授業</p> <p>(1) 通信授業における教材は、次によるものであること。</p> <p>ア 必修課目については、美容師の養成に必要な知識及び技能を修得させるのに適するものであって、「美容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発0331第18号厚生労働省健康局長通知。以下「教科課程の基準の運用」という。）に定める教科課目の各項目の内容に従って構成されるものであること。<u>選択課目</u>については、「教科課程の基準の運用」に従い、各美容師養成施設において、適切な構成とすること。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 面接授業</p> <p>(1) 面接授業は、「通信課程における授業方法等の基準」に基づき、それぞれの教科課目ごとに適切に行い、その必修課目の内容は、別添「美容師養成施</p>	<p>(別紙)</p> <p>美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用</p> <p>1 通信授業</p> <p>(1) 通信授業における教材は、次によるものであること。</p> <p>ア 必修課目については、美容師の養成に必要な知識及び技能を修得させるのに適するものであって、「美容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発0331第18号厚生労働省健康局長通知。以下「教科課程の基準の運用」という。）に定める教科課目の各項目の内容に従って構成されるものであること。<u>選択必修課目</u>については、「教科課程の基準の運用」に従い、各美容師養成施設において、適切な構成とすること。</p> <p>イ 各教科課目相互の関連が十分とれていること。</p> <p>ウ 生徒の能力からみて程度が高過ぎるところはないこと。</p> <p>エ 正確、公正であって、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。</p> <p>オ 統計などの資料は、信頼性のある適切なものであること。</p> <p>カ 自学自習についての便宜が適切に与えられていること。</p> <p>(2) 添削による指導は、美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準（平成20年厚生労働省告示第47号。以下「通信課程における授業方法等の基準」という。）に基づき、それぞれの教科課目ごとに適切に行うこと。</p> <p>(3) 添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。</p> <p>(4) 生徒からの質問は随時適切な方法で受け付け、十分に指導を行うこと。</p> <p>2 面接授業</p> <p>(1) 面接授業は、「通信課程における授業方法等の基準」に基づき、それぞれの教科課目ごとに適切に行い、その必修課目の内容は、別添「美容師養成施</p>

設の通信課程の面接授業における必修課目の内容の基準」によるものとし、選択課目の内容については、各美容師養成施設において、適切なものとすること。特に、美容修得者課程における面接授業については、美容技術等の習得が確実に行われるよう授業内容や単位設定に十分留意すること。

(2) (略)

(3) 美容所に常勤として補助的な作業に従事している者である生徒に対する面接授業の緩和に当たっては、入所決定時に美容所に常勤で従事していることを確認した上で行うとともに、入所途中においても、当該生徒が従事している美容所から、その証明の提出を受けるものとすること。

なお、入所途中で生徒の美容所における就業形態が常勤から非常勤に変更された場合にあつては、当該生徒が履修する面接授業の単位数又は授業時間数の緩和について、「通信課程における授業方法等の基準」第三の二の1及び3に定める表の中欄に掲げる単位数又は時間数により行うものとすること。ただし、美容所に常勤として補助的な作業に従事している者である生徒に対する面接授業の単位（時間）数の取り扱いについては、平成39年度までに一般の生徒と同基準とすることとしているので、各養成施設への周知・指導等を適宜行うこと。

(4) ~ (5) (略)

(6) 美容実習における実務実習又は選択課目の校外実習を行う美容師養成施設は、「教科課程の基準の運用」の定めるところにより、厳正に行うこと。

3 (略)

設の通信課程の面接授業における必修課目の内容の基準」によるものとし、選択必修課目の内容については、各美容師養成施設において、適切なものとすること。

(2) 授業の1単位時間は50分を基準とし、教科課目の特質等に応じて授業の実施形態を工夫することができること。ただし、美容実習の授業時間は、原則として、1回あたり2単位時間を配当すること。

(3) 美容所に常勤として従事している者である生徒に対する面接授業の緩和に当たっては、入所決定時に美容所に常勤で従事していることを確認した上で行うとともに、入所途中においても、当該生徒が従事している美容所から、その証明の提出を受けるものとすること。

なお、入所途中で生徒の美容所における就業形態が常勤から非常勤に変更された場合にあつては、当該生徒が履修する面接授業の単位数又は授業時間数の緩和について、「通信課程における授業方法等の基準」第三の二の1及び3に定める表の中欄に掲げる単位数又は時間数により行うものとすること。

(4) 面接授業を行う場所は、当該養成施設の校舎であること。ただし、当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが時間的及び経済的に不適當であると認められる生徒に対する面接授業を行う場所は、他の美容師養成施設その他面接授業を行う場所として適当と認められる施設であること。

(5) 通信養成を行う地域を複数の都道府県とする等広範囲の地域とする美容師養成施設にあつては、適切かつ確実な方法により面接授業を行い、面接授業を受けることができない生徒が生じないようにすること。

(6) 美容実習における実務実習又は選択必修課目の校外実習を行う美容師養成施設は、「教科課程の基準の運用」の定めるところにより、厳正に行うこと。

3 その他

(1) 美容師養成施設は、通信授業及び添削指導に係る事務の一部を適当な機関

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課長  
（ 公 印 省 略 ）

### クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（以下「クリーニング師研修等」という。）は、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）の規定に基づき、公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が主催者として都道府県知事の指定を受け、公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）に委託し実施しているところである。

クリーニング師研修等の実施については、貴職をはじめ管内保健所に受講勧奨等のご尽力をいただいているところであるが、依然として受講率の低下が課題であり、「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について」（平成 31 年 2 月 28 日付け薬生衛 0228 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）により、クリーニング師に関する正確な情報の把握・台帳の整備、都道府県指導センターへの情報提供、第 2 型研修及び講習も含めた受講勧奨等の対応をお願いしている。

クリーニング師研修等は法令に基づき 3 年を超えない期間ごとの受講が義務とされており、対象となる者を適切に受講させるためには、研修受講予定者名簿の精緻化を図り、全国指導センター及び都道府県指導センターと連携して的確かつ効果的に受講勧奨を進めていく必要がある。

そのため、都道府県におかれては、管内保健所と連携するなど、引き続き、  
（1）クリーニング師に関する正確な情報の把握・台帳の整備（免許証返納の確実な反映等）  
（2）都道府県指導センターへの情報提供（登録番号、氏名、住所等）  
（3）第 2 型（通信制）研修及び講習も含めた未受講者等への受講勧奨等について実施いただくよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、（2）の情報提供については、氏名等の個人情報が含まれるものではあるが、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係条例等の適用に当たっては、本事業の趣旨、目的及び情報を管理する法人等の特性について十分斟酌の上、特段の御配慮をお願いする。



## 令和4年度 クリーニング師研修の受講者数（実績）

令和5年3月31日

都道府県名	令和元年度				2年度				3年度				4年度						参考		
			うち2型				うち2型				うち2型				特管(外数)		対令和元年度増減 増減数	増減率(%)	第11クール 受講率(%)		
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人					
1 北海道	5	170	2	64	6	225	2	101	6	239	2	97	5	128	2	49			-42	-24.7	42.8
2 青森県	2	64	1	32	2	83	1	59	1	105	1	105	2	51	1	34	1	0	-13	-20.3	42.9
3 岩手県	4	70	1	13	5	33	1	5	4	164	1	82	4	58	1	22			-12	-17.1	62.8
4 宮城県	5	72	1	10	4	89	2	38	4	78	2	27	4	56	2	31			-16	-22.2	40.2
5 秋田県	3	82			4	81	1	13	4	81	1	9	4	69	1	5			-13	-15.9	55.6
6 山形県	2	68			1	104	1	104	3	68			2	56					-12	-17.6	56.5
7 福島県	2	115			1	30	1	30	1	50			2	97					-18	-15.7	32.1
8 茨城県	3	119			4	147			3	89			4	106					-13	-10.9	34.1
9 栃木県	2	69			3	107	1	16	4	79	2	40	3	67	1	11			-2	-2.9	37.4
10 群馬県	2	59			1	66	1	66	2	52			2	67	1	24			8	13.6	24.0
11 埼玉県	3	166			3	112			4	187	1	54	4	142	1	9			-24	-14.5	26.9
12 千葉県	7	187	1	7	7	191	1	42	6	215	1	64	7	161	1	27			-26	-13.9	36.0
13 東京都	8	296	1	0	4	151	2	86	9	430	1	120	9	341	1	4	1	25	45	15.2	16.1
14 神奈川県	5	230	1	28	5	274	1	111	4	225	1	89	4	199	1	77			-31	-13.5	29.1
15 新潟県	8	176	2	38	3	167	1	101	4	183	1	109	5	143	1	85			-33	-18.8	51.9
16 富山県	2	59	1	18	1	80	1	80	1	71	1	71	3	57	1	18			-2	-3.4	55.4
17 石川県	1	21			2	55			2	64			2	30					9	42.9	32.8
18 福井県	3	33	2	0	2	50	2	50	2	33	2	33	3	42	2	19			9	27.3	37.7
19 山梨県	1	30			2	56	1	3	2	53	1	1	2	29	1	5			-1	-3.3	38.2
20 長野県	5	116	1	15	4	74	1	48	5	97	1	37	5	103	1	27			-13	-11.2	38.7
21 岐阜県	3	96			3	94			3	113			3	86					-10	-10.4	39.6
22 静岡県	1	103			4	219			4	151			1	111					8	7.8	33.1
23 愛知県	6	175	1	9	6	139	2	43	11	435	2	101	5	149	2	53	1	8	-26	-14.9	37.2
24 三重県	2	70			1	82	1	82	1	33	1	33	2	39					-31	-44.3	38.1
25 滋賀県	2	25	1	9	2	29	1	17	2	36	1	10	2	36	1	17			11	44.0	33.2
26 京都府	1	95	1	95	2	128	1	79	2	111	1	72	2	88	1	65			-7	-7.4	34.8
27 大阪府	3	117			3	111			3	102	1	29	3	108	1	14			-9	-7.7	12.4
28 兵庫県	5	149			7	177			7	207			5	127					-22	-14.8	33.4
29 奈良県	2	37	1	11	2	20	1	12	2	20	1	12	2	30	1	19			-7	-18.9	26.3
30 和歌山県	1	48			2	57			3	65			2	51	1	15	1	4	3	6.3	61.6
31 鳥取県	1	47			2	35	1	7	2	40	1	14	2	41	1	10			-6	-12.8	61.9
32 島根県	3	34	1	11	3	47	1	25	3	34	1	20	3	23	1	17			-11	-32.4	53.2
33 岡山県	1	86			1	36			1	68	1	68	1	54	1	54			-32	-37.2	39.1
34 広島県	3	91			3	86			3	100			3	61					-30	-33.0	33.7
35 山口県	1	53			1	51			1	58	1	58	2	46	1	24			-7	-13.2	40.1
36 徳島県	1	14			1	34			1	15	1	15	1	15	1	15			1	7.1	29.0
37 香川県	2	37			1	39			1	35			1	32					-5	-13.5	44.9
38 愛媛県	1	44			1	39	1	39	1	64	1	64	2	43	1	23			-1	-2.3	32.7
39 高知県	2	41	1	31	1	29	1	29	2	37	1	34	2	37	1	32			-4	-9.8	45.3
40 福岡県	4	120			1	155	1	155	1	134	1	134	3	92	1	44			-28	-23.3	35.2
41 佐賀県	4	106	2	21	2	11	1	6	2	25	1	11	3	83	1	22			-23	-21.7	59.9
42 長崎県	3	81	1	44	2	79	1	57	2	58	1	39	2	68	1	44			-13	-16.0	46.6
43 熊本県	3	41	1	14	3	68	1	40	4	70	1	18	4	56	2	24	1	12	15	36.6	23.5
44 大分県	3	39	1	9	1	46	1	46	2	18	1	3	4	35	2	12			-4	-10.3	34.2
45 宮崎県	2	68	1	18	1	43	1	43	1	42	1	42	2	58	1	19			-10	-14.7	42.5
46 鹿児島県	3	79	1	27	3	97	1	65	4	113	1	93	3	81	1	49	1	2	2	2.5	52.5
47 沖縄県	1	20	1	20	2	32	1	20	1	34	1	34	1	19	1	19			-1	-5.0	40.6
計	137	4,118	28	544	125	4,158	39	1,718	141	4,781	41	1,842	142	3,671	43	1,038	6	51	-447	-10.9	32.9

注：全国生活衛生営業指導センター調べ

令和4年度 業務従事者講習の受講者数（実績）

令和5年3月31日

都道府県名	令和元年度				2年度				3年度				4年度				参考		
			うち2型				うち2型				うち2型				うち2型		対令和元年度増減		
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	増減数	増減率(%)	
1 北海道	5	272	2	161	6	199	2	116	6	205	2	114	5	165	2	88	-107	-39.3	
2 青森県	2	31	1	23	2	68	1	61	1	33	1	33	2	74	1	59	43	138.7	
3 岩手県	4	74	1	23	5	42	1	16	4	51	1	39	4	69	1	33	-5	-6.8	
4 宮城県	5	130	1	18	4	128	2	63	4	147	2	77	4	137	2	65	7	5.4	
5 秋田県	3	31	1	6	3	24	1	16	3	48	1	36	3	32	1	17	1	3.2	
6 山形県	3	78			1	87	1	87	3	83			3	58			-20	-25.6	
7 福島県	2	85			1	40	1	40	1	44			2	69			-16	-18.8	
8 茨城県	3	93			2	45			3	89			2	58			-35	-37.6	
9 栃木県	2	48			3	50	1	18	3	77	2	54	3	53	1	14	5	10.4	
10 群馬県	2	61			1	43	1	43	2	104			1	34	1	34	-27	-44.3	
11 埼玉県	3	175			3	117			4	124	1	9	4	151	1	15	-24	-13.7	
12 千葉県	7	310	1	22	7	232	1	67	6	224	1	72	7	203	1	50	-107	-34.5	
13 東京都	12	767	1	2	11	729	2	420	12	658	1	261	16	695	1	17	-72	-9.4	
14 神奈川県	5	447	1	92	5	454	1	265	4	358	1	186	4	415	1	237	-32	-7.2	
15 新潟県	8	181	2	42	3	149	1	120	4	154	1	125	5	171	1	142	-10	-5.5	
16 富山県	2	4	1	2	1	10	1	10	1	33	1	33	3	20	1	11	16	400.0	
17 石川県	1	16	1	16	1	10	1	10	1	43	1	43	1	8	1	8	-8	-50.0	
18 福井県	2	3	2	3	2	4	2	4	2	9	2	9	2	3	2	3	0	0.0	
19 山梨県	1	16			1	6	1	6	2	26	1	6	2	5	1	1	-11	-68.8	
20 長野県	5	172	1	32	4	160	1	130	5	107	1	35	5	126	1	66	-46	-26.7	
21 岐阜県	1	23	1	23	1	19	1	19	1	35	1	35	1	16	1	16	-7	-30.4	
22 静岡県	3	129			3	97			3	104			3	120			-9	-7.0	
23 愛知県	6	215	1	26	6	178	2	89	7	288	2	151	5	167	2	86	-48	-22.3	
24 三重県	1	71	1	71	1	59	1	59	1	37	1	37	1	60	1	60	-11	-15.5	
25 滋賀県	2	31	1	22	2	27	1	15	2	40	1	26	2	37	1	30	6	19.4	
26 京都府	2	112	1	54	2	144	1	106	2	122	1	102	2	102	1	62	-10	-8.9	
27 大阪府	2	146	1	80	2	96	1	48	2	167	1	101	3	214	1	123	68	46.6	
28 兵庫県	5	196			6	185			4	109			6	161	1	14	-35	-17.9	
29 奈良県	1	7	1	7	1	12	1	12	1	17	1	17	1	12	1	12	5	71.4	
30 和歌山県	1	7	1	7	1	34	1	34	1	9	1	9	1	15	1	15	8	114.3	
31 鳥取県	2	61	1	41	2	45	1	34	2	44	1	33	2	40	1	31	-21	-34.4	
32 島根県	2	49	1	35	2	43	1	36	2	40	1	32	2	56	1	50	7	14.3	
33 岡山県	1	40			1	12			1	43	1	43	1	17	1	17	-23	-57.5	
34 広島県	1	70	1	70	1	69	1	69	1	62	1	62	1	55	1	55	-15	-21.4	
35 山口県	1	42			1	32			1	45	1	45	2	39	1	27	-3	-7.1	
36 徳島県	1	5			1	43			1	32	1	32	1	5	1	5	0	0.0	
37 香川県	1	43	1	43	1	34	1	34	1	46	1	46	1	34	1	34	-9	-20.9	
38 愛媛県	1	50			1	45	1	45	1	41	1	41	2	41	1	35	-9	-18.0	
39 高知県	1	12	1	12	1	19	1	19	1	10	1	10	1	22	1	22	10	83.3	
40 福岡県	2	117			1	148	1	148	1	122	1	122	3	107	1	61	-10	-8.5	
41 佐賀県									2	32	2	32	1	1	1	1	1	-	
42 長崎県	1	9	1	9	1	15	1	15	1	1	1	1	1	17	1	17	8	88.9	
43 熊本県	2	55	1	36	2	71	1	46	2	45	1	28	2	59	1	47	4	7.3	
44 大分県	1	8	1	8	1	13	1	13	1	14	1	14	2	18	2	18	10	125.0	
45 宮崎県	2	32	1	8	1	12	1	12	1	31	1	31	2	26	1	22	-6	-18.8	
46 鹿児島県	3	24	1	1	3	18	1	18	4	39	1	39	3	45	1	14	21	87.5	
47 沖縄県	1	84	1	84	1	31	1	31	1	31	1	31	1	25	1	25	-59	-70.2	
計	124	4,632	35	1,079	112	4,098	44	2,394	119	4,223	47	2,252	131	4,057	48	1,759	-575	-12.4	

注: 全国生活衛生営業指導センター調べ

生食発0831第23号  
令和5年8月31日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
（公印省略）

### クリーニング所における衛生管理要領の一部改正について

クリーニング所における衛生管理に関しては、「クリーニング所における衛生管理要領」（昭和57年3月31日環指第48号）に基づき、実施していただいているところです。

今般、令和4年12月にデジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえ、苦情の申出先の紙での店頭掲示及び書面配布についてデジタル技術等を活用した対応も可能であることを明確化するとともに、クリーニング業法第3条の2の規定に基づき、クリーニング業を営む者に義務づけられている利用者に対する洗濯物の処理方法等の説明などの留意事項を改めてお示しし、利用者の利益の擁護に繋げることを目的として、「クリーニング所における衛生管理要領」を別紙のとおり改正しましたので、関係者に対して周知を図るとともに、クリーニング所における衛生管理の指導等に当たって遺漏のないよう御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

クリーニング所における衛生管理要領（昭和 57 年 3 月 31 日環指第 48 号）  
新旧対照表

新	旧
<p>第 1・2 (略)</p> <p>第 3 管理</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 洗濯物の管理及び処理</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) クリーニング業法第 3 条の 2 の規定に基づき、営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めること。また、営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、利用者に対し、苦情の申出先を明示すること。</u></p> <p><u>また、クリーニング業法施行規則第 1 条の 2 に規定する苦情の申出先については、店頭掲示や書面配布により明示すること。なお、営業者の判断により、紙での店頭掲示や書面配布に加えて、デジタル技術等を活用した方法により、苦情の申出先を明示することも可能であること。</u></p> <p><u>(3) クリーニング所で洗濯物を受け取る場合、まず営業者は洗濯物を点検し、利用者との間で洗濯物の状況を相互に確認した上で、クリーニングを行うに当たり、洗濯物の処理方法等について特に説明を要する場合や、洗濯物に異常が確認された場合は、利用者にもその旨を伝えること。</u></p> <p><u>(4) 配送による洗濯物の受付を行う場合は、営業者は受取後速やかに洗濯物を点検し、クリーニングを行うに当たり、洗濯物の処理方法等について特に説明を要する場合や、洗濯物に</u></p>	<p>第 1・2 (略)</p> <p>第 3 管理</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 洗濯物の管理及び処理</p> <p>(1) (略)</p>

異常が確認された場合は、利用者にその旨を伝えること。

なお、洗濯物の受取時期、洗濯物の点数等により、受け取り後に一定の期間が経過してからクリーニングを実施する場合など、クリーニングを行うにあたり特に説明を要する場合については、利用者に対してその旨を説明し了解を得るとともに、適切な衛生環境下で保管すること。

- (5) リネンサプライ等クリーニング所は、回収した洗濯物の種類及び汚れの程度に応じた選別を行い、別々に区分して処理すること。
- (6) 受け取った洗濯物については、指定洗濯物を別に区分して取り扱うこと。
- (7) 指定洗濯物については、その他の洗濯物と区別して消毒するか、又は消毒の効果を有する洗濯方法により処理し、これが終了するまでは専用の容器等に納め、その他の洗濯物と接触しないよう区分すること。特に、乾燥又は加熱プレスをしないで仕上げを行う指定洗濯物（おしぼり等）については、十分な消毒効果の確認に努めること。
- (8) 洗濯物の選別又は除じん等の作業は、洗濯済みのものを汚染することのないように行うこと。
- (9) し尿等の汚物が付着している洗濯物（おむつ等）の前処理は、本洗の前に所定の場所で行うこと。
- (10) 洗濯物の処理は、その種類及び汚れの程度に応じ適正な洗濯方法により行うこと。
  - ア ランドリー処理する場合には、適当な洗剤及び薬剤（漂白剤、酵素剤、助剤等）を選定して適量を使用し、処理工程、及び処理時間を適正に調整して行うこと。
  - イ ドライクリーニング処理する場合には、選定した有機溶剤に水、洗剤等を適量に混合したものを使用し、処理時間、温度等を適正に調整して行うこと。

- (2) リネンサプライ等クリーニング所は、回収した洗濯物の種類及び汚れの程度に応じた選別を行い、別々に区分して処理すること。
- (3) 受け取った洗濯物については、指定洗濯物を別に区分して取り扱うこと。
- (4) 指定洗濯物については、その他の洗濯物と区別して消毒するか、又は消毒の効果を有する洗濯方法により処理し、これが終了するまでは専用の容器等に納め、その他の洗濯物と接触しないよう区分すること。特に、乾燥又は加熱プレスをしないで仕上げを行う指定洗濯物（おしぼり等）については、十分な消毒効果の確認に努めること。
- (5) 洗濯物の選別又は除じん等の作業は、洗濯済みのものを汚染することのないように行うこと。
- (6) し尿等の汚物が付着している洗濯物（おむつ等）の前処理は、本洗の前に所定の場所で行うこと。
- (7) 洗濯物の処理は、その種類及び汚れの程度に応じ適正な洗濯方法により行うこと。
  - ア ランドリー処理する場合には、適当な洗剤及び薬剤（漂白剤、酵素剤、助剤等）を選定して適量を使用し、処理工程、及び処理時間を適正に調整して行うこと。
  - イ ドライクリーニング処理する場合には、選定した有機溶剤に水、洗剤等を適量に混合したものを使用し、処理時間、温度等を適正に調整して行うこと。

# 生活衛生同業組合活動推進月間について

## 1.趣旨

生衛組合を通じた同業者のネットワークは公衆衛生の維持・向上においても重要な社会的な基盤であり、生活衛生関係営業における衛生確保を効果的に進めていくためには、行政と生衛組合の活動の連携が不可欠。

しかしながら、生衛法の制定後60年が経過する中で、生衛組合の設立趣旨に対する組合員の意識の希薄化や、組合員の減少による組織基盤の脆弱化が生じていることも否めない状況にある。

このため、「生活衛生同業組合活動推進月間」(以下「月間」という。)を定め、関係機関や関係団体の連携のもとに、新規営業者等の組合加入の促進のための生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組みを重点的に展開するもの。

これによって、生衛組合の活動の意義や地域で果たしている役割を再確認し、組合活動の基盤強化及び組合のネットワークの拡充を図るものとする。

## 2.活動推進月間

毎年11月1日から11月30日までの1か月間

## 3.主催

(一社)全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合

## 4.後援

厚生労働省、(株)日本政策金融公庫

## 5.重点活動項目

- ① 衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進
- ② 生活衛生同業組合に関する周知広報の推進
- ③ 生活衛生同業組合を中心としたネットワークの拡充
- ④ 後継者・若手人材の育成及び若手による組合活動の活性化
- ⑤ 営業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の推進

# 生活衛生同業組合活動推進月間の実施等に係る対応について (厚生労働省から都道府県・保健所設置市・特別区に協力依頼)

生衛法の制定から60年以上が経過し、生衛組合の設立趣旨に対する組合員の意識の希薄化や、組合員の減少による組織基盤の脆弱化が生じている。生衛組合の役割を再認識し、行政と生衛組合が連携してより一層の取組を行うことを目的として、「生活衛生同業組合活動推進月間の実施等について(協力依頼)」(令和5年8月7日付け薬生衛発0807第1号)を発出している。自治体等と生衛組合の連携事例は以下のとおり。(※通知より抜粋)

## I 推進月間等における自治体の取組事例

- ・ 保健所担当者会議で、県指導センター業務及び組合業務を説明(毎年度初め)
- ・ 新任環境衛生監視員研修会で月間及び衛生水準事業の説明
- ・ 県下全保健所における生衛組合・指導センターとの意見・情報交換会の開催
- ・ 各種衛生講習会等の開催にあたり案内文書を保健所長、センター理事長、組合理事長の連名で発出
- ・ 生衛組合等開催の講習会等の後援及び講師派遣
- ・ 組合加入に関する情報提供チラシの作成・配布
- ・ 広報誌、情報誌へ「生活衛生同業組合活動推進月間」について掲載
- ・ 都道府県等HPへ「生活衛生同業組合活動推進月間」等の掲載
- ・ 生衛組合等に関する相談窓口の会場提供
- ・ 各種セミナー会場等での相談窓口の設置・標準営業約款Sマークの普及促進の広報など

## II 生衛組合への加入促進への協力事例

- ・ 営業許可書交付時にパンフレット等を手交しての情報提供
- ・ 新規開業者へのチラシ・ポケットブック等の配布
- ・ 生衛組合未加入者への組合の情報提供
- ・ 生衛組合・指導センターに対する新規営業許可情報(行政文書)の開示
- ・ 新規登録者(名簿)の組合又はセンターへの情報提供
- ・ 生衛組合が主催する講習会について組合未加入者へ案内など(別紙:情報提供内容(例)参照)

## III 各生衛組合との協力・連携事例

- ・ 災害時等に備えた協力・応援協定の締結(物資の備蓄、被災者の受入、被災者へのサービス提供など)。
- ・ 地域における高齢者、妊産婦、乳幼児、子ども等の見守り隊としての協力連携(認知症サポーター、子ども110番の家など)
- ・ 各種地域活動、スポーツ、催し物等開催時の連携・訪日外国人客の受入促進のための情報発信等の連携





# 標準営業約款



全国生活衛生営業指導センターは、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、厚生労働大臣の認可を受けて、約款を定めることができる。

安全・安心を約束  
する3つのS

安全  
Safety

清潔  
Sanitation

安心  
Standard

Sマーク

<https://s-mark.jp/>

厚生労働大臣認可

## 1 目的

標準営業約款は、消費者保護の観点から、提供する役務の内容や施設や設備の表示の適正化等を図ることにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の、選択の利便を図ろうとするものである。

## 2 設定

標準営業約款は、厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の認可を受けて設定する。

- |                          |                                   |                         |         |
|--------------------------|-----------------------------------|-------------------------|---------|
| ○クリーニング業(昭和58年3月26日認可)   | 1,182店舗(クリーニング所 1,107店舗・取次店 75店舗) |                         |         |
| ○理容業(昭和59年10月18日認可)      | 17,159店舗                          | ○美容業(昭和59年10月18日認可)     | 8,346店舗 |
| ○めん類飲食店営業(平成16年11月30日認可) | 283店舗                             | ○一般飲食店営業(平成16年11月30日認可) | 215店舗   |
- (注)現在、5業種で設定。店舗数は、令和5年3月末現在。

## 3 内容

- ① 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ② 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③ 損害賠償の実施の確保に関する事項

## 4 登録等

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
- ② 登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが定めた様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示することになっている。
- ③ 登録期間は3年となっており、再登録することになる。  
なお、登録業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期限は、5年となっている。

## 5 融資上の恩恵

振興事業貸付の運転資金の利率は基準金利であるが、標準営業約款登録営業者は特別利率が適用される。



# 振興指針、振興計画について

## 振興指針について

### 1. 振興指針の作成（法第五十六条の二第一項、第三項）

厚生労働大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（以下「振興指針」という。）を定めることができる。振興指針は、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者又は消費者の利益に資するものでなければならない。

### 2. 振興指針にて定める事項（法第五十六条の二第二項）

- (1) 目標年度における衛生施設の水準、役務の内容又は商品の品質、経営内容その他の振興の目標及び役務又は商品の供給の見通しに関する事項
- (2) 施設の整備、技術の開発、経営管理の近代化、事業の共同化、役務又は商品の提供方法の改善、従事者の技能の改善向上、取引関係の改善その他の振興の目標の達成に必要な事項
- (3) 従業員の福祉の向上、環境の保全その他の振興に際し配慮すべき事項

### 【令和5年度 振興指針改正のスケジュール】 （理容業、美容業、クリーニング業）

- ① R5年11月 第41回生活衛生適正化分科会（業界からヒアリング、改正方針検討等）
- ② R6年1月 第42回生活衛生適正化分科会（改正案について検討等）
- ③ R6年3月（予定） 振興指針改正

### 3. 審議会への諮問（法第五十八条第二項）

厚生労働大臣は、振興指針の設定をしようとするときは、厚生科学審議会に諮問しなければならない。

## 振興計画について

### 1. 振興計画の作成（法第五十六条の三第一項、施行令第九条第一項）

組合又は小組合は、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業（以下「振興事業」という。）に関する計画（以下「振興計画」という。）を作成し、振興指針に適合しているかなどについて都道府県知事の認定を受けることができる。

### 2. 振興計画の記載事項（法第五十六条の三第二項）

- (1) 振興事業の目標
- (2) 振興事業の内容及び実施時期
- (3) 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

### 3. 実施状況の報告（法第五十六条の三第四項）

振興計画の認定を受けた組合等は、事業年度経過後3箇月以内に、実施状況について都道府県知事に報告しなければならない。

### 【振興計画認定状況】

※ 令和4年3月時点

### 【振興計画策定による資金面での優遇など】

業種	認定件数	業種	認定件数
飲食店営業(すし店)	39	氷雪販売業	4
飲食店営業(めん類)	23	理容業	47
飲食店営業(中華)	22	美容業	47
飲食店営業(社交)	39	興業場営業	29
飲食店営業(料理)	28	旅館業	47
飲食店営業(一般飲食)	36	簡易宿舎	3
喫茶店営業	24	一般公衆浴場業	25
食鳥肉販売業	15	クリーニング業	47
食肉販売業	42	合計	517

#### 1. 資金の確保について（法第五十六条の四）

日本政策金融公庫において、営業の振興のために必要な資金として、振興計画認定組合の組合員を対象とする設備資金及び運転資金を通常より低減された利率にて貸付を実施している。

#### 2. 減価償却の特例（法第五十六条の五）

振興計画の認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。

厚生発0131第5号  
令和6年1月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
(公印省略)

株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の融資について

標記について、株式会社日本政策金融公庫における生活衛生資金貸付の貸付条件が下記のとおり改正され、令和6年1月31日から適用されることとなりましたので、御了知の上、貴管下関係団体等に対して周知方よろしく申し上げます。

なお、関連する融資制度要綱等については、別途通知いたしましたので念のため申し添えます。

記

1 「生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付」の創設

(1) 貸付対象

令和6年能登半島地震の被害を受けた者のうち、次のいずれかに該当する生活衛生関係営業者

- ① 令和6年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた生活衛生関係営業者又は組合等並びに同災害に伴う停電等により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた生活衛生関係営業者又は組合等（以下「直接被害者」という。）
- ② 直接被害者（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた生活衛生関係営業者又は組合等（以下「間接被害者」という。）
- ③ 令和6年能登半島地震による災害に起因する社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれ

がある者であって、中長期的には業況の回復が見込まれるもの。ただし、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者に限る。

## (2) 対象となる貸付制度

### ① (1) の①及び②に係るもの

生活衛生資金貸付（ただし、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付、生活衛生特別貸付（生活衛生関係営業企業再生貸付を除く。）、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付、挑戦支援資本強化特例制度及び設備資金貸付利率特例制度を適用する貸付けを除く。）とする。

### ② (1) の③に係るもの

生活衛生セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）とする。

## (3) 貸付限度

### ① (1) の①及び②に係るもの

各貸付制度に規定する貸付限度に6,000万円（組合等については、5,000万円）を上乗せした額とする（別に定めるところによる災害貸付のうち、令和6年能登半島地震により被害を受けた者を対象とするものに係る貸付残高含む。）。

### ② (1) の③に係るもの

既往貸付残高にかかわらず5,700万円とする。

## (4) 貸付利率

基準利率とする。ただし、次の要件に該当するものについては、それぞれに定める利率とする。

### ア (1) の①に係るもの

(2) の①に定める各貸付制度に規定する貸付利率とする。ただし、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明（罹災証明書又は被害証明書のほか、被害届出証明書等を含む。）を市町村長その他相当な機関から受けたもの又は同災害に伴う停電等により、在庫品又は生産・営業設備の復旧に必要とするものについては、3,000万円を限度として、貸付後3年間に限り基準利率－0.9%、3,000万円を超える部分及び3年経過後は基準利率－0.5%とする。また、株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業本部）の既存債務の返済を資金用途とする部分については基準利率（ただし、標準営業約款に従って営業を行う旨の登録を受けた業者に係る貸付金及び生活衛生関係営業企業再生貸付については別に定める特別利率①）とする。

### イ (1) の②に係るもの

(2) の①に定める各貸付制度に規定する貸付利率とする。

ウ (1) の③に係るもの

(2) の②に定める貸付制度に規定する貸付利率とする。

(5) 貸付期間

20年以内とする。ただし、運転資金については、15年以内とする。

なお、適用する貸付制度に規定する貸付期間が、この貸付期間より長い場合は、当該貸付期間を適用する。

(6) 据置期間

5年以内とする。

(7) 取扱期間

令和6年3月31日までとする。

2 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経）の拡充等

(1) 貸付対象者

令和6年能登半島地震による被害を受けた者であって、小規模事業者に該当し、かつ、生活衛生同業組合（組合が未結成の場合は都道府県指導センター）が策定する「生活衛生関係営業者再建支援方針」に沿って事業を行うことが見込まれるもののうち、次のいずれかに該当する生活衛生関係営業者

① 令和6年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた者（そのうち、事業所又は事業活動に必要な主たる事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明（罹災証明書又は被害証明書のほか、被害届出証明書等を含む。）を市町村長その他相当な機関から受けた者）又は同災害に伴う停電等により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた者

② 直接被害を受けた者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を経済産業局長その他相当な機関又は組合等から受けた者

(2) 貸付限度

2,000万円とは別枠で1,000万円とする。

(3) 貸付利率

① (1) の①に係るもの

当初3年間、1,000万円の範囲で、経営改善利率 $-0.9\%$ とする。4年目以降は、経営改善利率とする。

② (1)の②に係るもの

当初3年間、1,000万円の範囲で、経営改善利率 $-0.5\%$ とする。4年目以降は、経営改善利率とする。

(4) 取扱期間

令和6年3月31日までとする。

健生衛発0131第3号  
令和6年1月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
（公印省略）

株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の融資について

標記については、令和6年1月31日付け健生発0131第5号をもって、厚生労働省健康・生活衛生局長通知により各都道府県知事宛て通知したところですが、以下の取扱いとなりますので、貴管下関係団体等に対して、周知方よろしくお願いいたします。

記

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の拡充等（以下「令和6年能登半島地震災害衛経」という。）にかかる取扱いについては、別紙を参照すること。

## 令和6年能登半島地震災害衛経の概要（令和6年能登半島地震に伴う生活衛生経営改善資金貸付の拡充部分）

## (1) 貸付対象等

	直接被害者	間接被害者
貸付対象	(1) 推薦団体が策定する「生活衛生関係事業者再建支援方針」（注1）に沿って事業を行う者であつて、次のいずれかに該当するもの（注2）	
	ア 直接被害者 令和6年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内（新潟県、富山県、石川県及び福井県）に事業所を有し、かつ、次のいずれかに該当する者 (ア) 令和6年能登半島地震により直接の被害を受けた者であつて、被害証明書等（注3）を提出できるもの（以下「地震被害者」という。） (イ) 令和6年能登半島地震に伴う停電等（断水等のインフラ断絶を含む。）により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた者（在庫品等の被害が確認できず、停電等に伴う営業停止・風評被害による売上減少のみの者を除く。以下「停電等被害者」という。）	イ 間接被害者 直接被害者（地震被害者又は停電等被害者。大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）（注4）であつて、被害証明書等を提出できるもの（注5）
貸付限度	1,000万円。ただし、既存の生活衛生経営改善資金貸付及び小規模事業者経営改善資金貸付（以下「一般衛経等」という。）の貸付限度額2,000万円とは別枠である。また、令和6年能登半島地震特別貸付の <b>3,000万円を限度とする利率低減措置の限度額に含まれる</b> （注6）。	
貸付期間 （うち据置期間）	運転資金：7年以内（1年以内） 設備資金：10年以内（2年以内）	
貸付利率	当初3年間： <b>特利F-0.9%</b> 3年経過後：特利F	当初3年間： <b>特利F-0.5%</b> 3年経過後：特利F
資金使途	令和6年能登半島地震からの復旧により必要とする設備資金及び運転資金。ただし、停電等被害者については、停電等被害者が必要とする在庫品又は生産・営業設備の復旧資金に限る。	

(注1) 地域一体となった復興支援を図っていくことを目的に、生活衛生同業組合等が被災地等の小規模企業の復旧・再建に向け策定する支援方針である。詳細は、後掲(2)アを参照。

(注2) 風評被害等については、令和6年能登半島地震災害衛経の対象とならないため、留意する。

(注3) 直接被害に関する証明書は、罹災証明書、被災証明書等、発行する自治体により名称が異なる（確認にあっては推薦団体が行う。）。

(注4) 直接被害を受けた中小事業者等（※1）に対する取引依存度が20%以上（※2）の小規模事業者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

- |  |
|--|
| 1 借入申込の直前2ヵ月の売上額又は受注額が前年同期に比して10%以上減少した者（※3）     |
| 2 借入申込後3ヵ月の売上額又は受注額が前年同期に比して15%以上減少すると見込まれる者（※3） |

(※1) 1 取引先が地震被害者であることの確認は、原則として、当該地震被害者の被害証明書等の写しの提出により確認する。ただし、被害証明書等の写しの取得が困難である場合は、当該地震被害者の事業所の所在地が、対象となる都道府県内（新潟県、富山県、石川県及び福井県）であればよい。

2 取引先が停電等被害者との取引があることの確認は、原則として、元帳等の資料の写しの提出により確認する。ただし、元帳等の資料の写しの提出が困難である場合は、取引先企業の被害状況をヒアリングにより確認し、令和6年能登半島地震被害証明申請書に具体的に記載すればよい。

(※2) 「取引依存度が20%以上」とは、売上又は仕入の総額に占める被災事業者との取引額が20%以上のものをいう（\*）。当該要件は、複数の企業と取引があり、当該取引を合計して取引依存度が20%以上となる場合も対象となる。

(\* 取引依存度の算出は、直近の決算又は被災時から起算した1年以内の期間の取引額により行う。

(※3) 1 売上等の減少については、企業全体で所定の減少が確認できればよい。

2 確認については、可能な限り帳簿等の現物資料にて確認する。

(注5) 被害証明書等を発行できる機関は次のとおり。

1 経済産業局

被害証明書等の申請にあたっては、推薦団体が各経済産業局に取次ぎ、経済産業局から直接、公庫の支店に送付される。

2 各推薦団体

経済産業局が発行するものと同様の様式であり、令和6年能登半島地震災害衛経の場合に限り、各推薦団体が証明主体となる。被害証明書等の申請については、「令和6年能登半島地震被害証明申請書」(地震被害者の間接被害用(別添1)又は停電等被害者の間接被害用(別添2))により行う。

(注6) 令和6年能登半島地震災害衛経等(令和6年能登半島地震に伴う生活衛生経営改善資金貸付及び小規模事業者経営改善資金貸付の拡充部分をいう。以下同じ。)を適用した場合の貸付限度の考え方の例は、次表のとおり。一般衛経等とは別に1,000万円まで貸付可能であるが、一般衛経等と令和6年能登半島地震災害衛経等全体で3,000万円が上限となる点に留意する(次表の3参照)。

<例：令和6年能登半島地震災害衛経を適用した場合>

重複の種類	限度額
1 令和6年能登半島地震災害衛経等及び令和6年能登半島地震特別貸付の利率低減措置(3,000万円以内の部分)との重複	令和6年能登半島地震災害衛経+令和6年能登半島地震災害マル経+令和6年能登半島地震特別貸付の利率低減措置(3,000万円以内の部分) ≤ 3,000万円
2 令和6年能登半島地震災害衛経と令和6年能登半島地震災害マル経の重複	令和6年能登半島地震災害衛経+令和6年能登半島地震災害マル経 ≤ 1,000万円
3 一般衛経等と令和6年能登半島地震災害衛経等と生活衛生消費税貸付1等(※1)との重複	生活衛生改善貸付(変衛経、緊衛経及び新衛経を含む。)+経営改善資金(変経、国経、緊経及び新経を含む。)+東日本災害衛経等(※2)+熊本地震災害衛経等(※3)+西日本豪雨災害衛経等(※4)+令和6年能登半島地震災害衛経等+コロナ衛経等(※5)+生活衛生消費税貸付1等 ≤ 3,000万円

(※1)「生活衛生消費税貸付1等」とは、生活衛生消費税貸付1、生活衛生基盤貸付1、生活衛生活活性化貸付1、生活衛生整備貸付1、消費税貸付1、経営基盤貸付1、流通活性化貸付1及び流通業整備貸付1をいう(これらの貸付は、既に取扱いを終了している。)

(※2)「東日本災害衛経等」とは、東日本大震災に伴う生活衛生改善貸付及び経営改善資金の拡充部分をいう。

(※3)「熊本地震災害衛経等」とは、平成28年熊本地震に伴う生活衛生改善貸付及び経営改善資金の拡充部分をいう(令和3年3月末をもって廃止。)

(※4)「西日本豪雨災害衛経等」とは、平成30年7月豪雨に伴う生活衛生改善貸付及び経営改善資金の拡充部分をいう(令和3年3月末をもって廃止。)

(※5)「コロナ衛経等」とは、新型コロナウイルス感染症に伴う生活衛生改善貸付及び経営改善資金の拡充部分をいう。

(2) 事務取扱

ア 生活衛生関係営業者再建支援方針の作成

(ア) 生活衛生関係営業者再建支援方針(以下「再建支援方針」という。)は、各生活衛生同業組合(組合が未結成の場合は、各都道府県指導センター)(以下「組合等」という。)が策定する。

(イ) 再建支援方針は、地域一体となった復興支援を図っていくことを目的として、被災地等の生活衛生関係営業者の被害の現状、復興・再建に向けた支援方針等を記載するものであり、組合等が指針を策定する際は、公益財団法人全国生活衛生営業指導センター(以下「全国センター」という。)が各組合等の策定に対し助言、指導を行う(作成負担等の観点から、各組合等において1つの生活衛生関係営業者再建支援方針を策定すればよく、事業者ごとに方針を策定する必要はない。)



- (ウ) 再建支援方針策定後に、復興の進展、新たな被害の発生等により、内容を改正する必要がある場合は、適宜、修正して差し支えない（修正した場合は、修正前の方針を保存しておく。）。
- (エ) 組合等が策定した再建支援方針は、その支援方針の妥当性などを担保するために、全国センター及び全国生活衛生同業組合連合会に提出することとし、再建支援方針を見直した場合は、直ちに全国センターと全国生活衛生同業組合連合会に提出することとする。

イ 令和6年能登半島地震災害衛経の適用案件の確認

(ア) 推薦書の記入について

令和6年能登半島地震災害衛経を適用する案件については、被害証明書等の添付等を確認し、融資推薦書の表題横に被害の種類ごとに、次表の略号を記入する。

略号	直接被害者等の種類	被害の種類	適用対象
1	直接被害者	令和6年能登半島地震による直接被害者	令和6年能登半島地震災害衛経
2	間接被害者	令和6年能登半島地震による直接被害者と取引のある間接被害者	
3	—	上記以外の者	一般衛経

(イ) 停電等被害者及び停電等間接被害者の要件確認

次表左欄の項目について、右欄の内容を確認し、その結果（該当の有無・必要金額等）について融資推薦書の特記事項欄に記載するとともに、根拠資料を融資推薦書に添付する。

なお、停電等被害者については、停電等被害者が必要とする在庫品又は生産・営業設備の復旧資金に限り令和6年能登半島地震災害衛経の対象となることに留意する。

a 停電等被害者

項目	内容
(a) 停電等被害者に該当することの確認	元帳等の資料により確認する。ただし、資料による確認ができない場合に限り、ヒアリングにより確認する（注）。
(b) 停電等被害の復旧に必要な金額の確認	元帳や見積書等の資料で在庫品等の損害額、生産・営業設備復旧に必要な金額の根拠を確認する。ただし、資料による確認ができない場合に限り、ヒアリングにより確認する（注）。

b 停電間接被害者

項目	内容
停電等間接被害者に該当することの確認	「令和6年能登半島地震被害証明申請書」（停電等被害者の間接被害用）に基づき確認する。

ウ 被害証明書等の徴求に関する特例（**極めて例外的な取扱い**）

令和6年能登半島地震災害衛経を適用するにあたっては、被害証明書等の確認を行ったうえで推薦を行う。ただし、発行を行う市町村等の混乱等により推薦時までには被害証明書等の確認ができない場合は、次のとおり取扱う（直接被害者（地震被害者）に限る。）。

- a 推薦団体が借入申込人の被害状況を確認し、被害証明書等の発行対象となることが確実である場合に限り、被害証明書等の事後提出を認める（提出できない理由、提出予定時期等について、推薦書に記載する。別添3参照）。
- b 借入申込人が契約時に念書を提出することにより、被害証明書等の事後提出を条件として公庫は貸付を行う。
- c 前bにおいて、期限内に特段の事情もなく、後日被害証明書等の提出がない場合は、貸付日に遡って、特利Fにより計算した利息額と低減利率により計算した利息額との差額の徴求を行ったうえで令和6年能登半島地震災害衛経を適用した部分の繰上返済が必要となる。
- d 被害証明書等を事後提出とした場合の確認及び進捗管理は、公庫において実施する（公庫は推薦団体に、顧客への連絡等の協力を依頼する。）。

令和6年能登半島地震被害証明申請書

下記の記載内容について証明をお願い致します。

令和 年 月 日

事業者名  
所在地  
電話番号  
事業種類

代表者名

1. 取引企業の被害について (取引企業の罹災証明等の複写等がない場合のみ記載)

・取引企業者名 \_\_\_\_\_

・取引事業者住所 \_\_\_\_\_  
(電話番号) \_\_\_\_\_

・取引企業主 (代表者名) \_\_\_\_\_

・取引先企業被害状況

(被害状況を把握している場合は、あてはまるものに○をし、その内容について  
詳細に記述してください ((1) の場合は記述不要です。))

(1) 全壊 ( )

(2) 半壊 ( )

(3) 営業上重大な支障

①設備等の損壊 ( )

②運送手段に支障 ( )

③従業員の死傷等、( )  
人材の重大な損害

④その他 ( )

・取引企業の罹災証明等を取得できない理由

## 2. 売上額又は受注額の減少率

(1) 借入申込前2ヵ月（ 年 月から 年 月まで）の  
売上額又は受注額（A） 千円

上記（A）に対する前年同期（ 年 月から 年 月まで）の  
売上額又は受注額（B） 千円

$$\frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100 = \quad \%$$

(2) 借入申込後3ヵ月（ 年 月から 年 月まで）の  
売上額又は受注額見込み（A） 千円

上記（A）に対する前年同期（ 年 月から 年 月まで）の  
売上額又は受注額（B） 千円

$$\frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100 = \quad \%$$

## 3. 直接被害者との取引依存度について

借入時の取引額（A） 千円

上記における被災事業者との取引額（B） 千円

$$\frac{(B)}{(A)} \times 100 = \quad \%$$

---

### 令和6年能登半島地震被害証明書

上記のとおり被害を受けたことを証明します。  
ただし、上記に虚偽記載のある場合は、本証明を無効とします。

令和 年 月 日

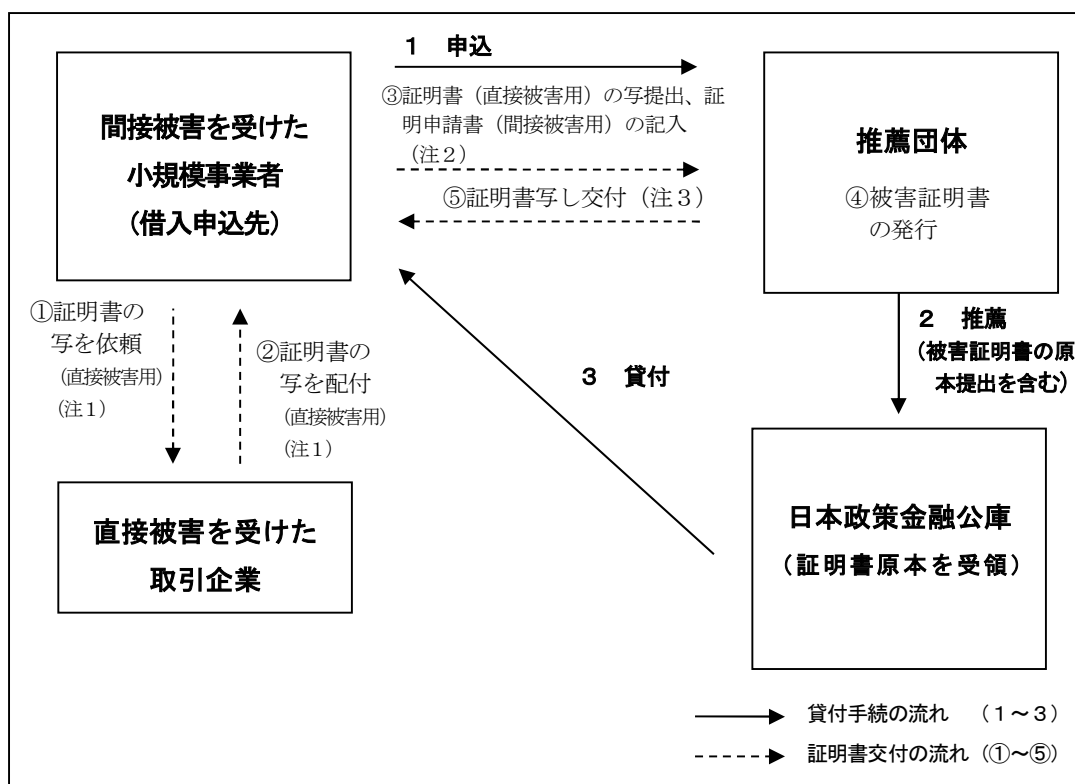
〇〇生活衛生同業組合理事長

㊞

## 【被害証明書の発行等に関する事務手続】

被害証明書（間接被害用）の発行等に関する事務手続は、次の要領に基づいて行う。

### 1. 推薦団体において被害証明書の発行をする場合



（注1） 間接被害を受けた小規模事業者（借入申込先）は、原則として、直接被害を受けた取引企業から、直接被害に係る証明書（市町村長から証明を受けたもの。）の写しを取得する。

ただし、取引企業又は市区町村等の事情、取引企業の廃業等により、直接被害者の証明書の写しを取得することが困難な場合は、間接被害に係る証明申請書に取引企業の被害を記載することにより、直接被害に係る証明書の取得を省略して差し支えない。この場合、推薦団体は、証明書の発行に当たって、証明申請書に記載された取引企業の所在地が、令和6年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県（以下「被災都道府県」という。）内であることを確認する。

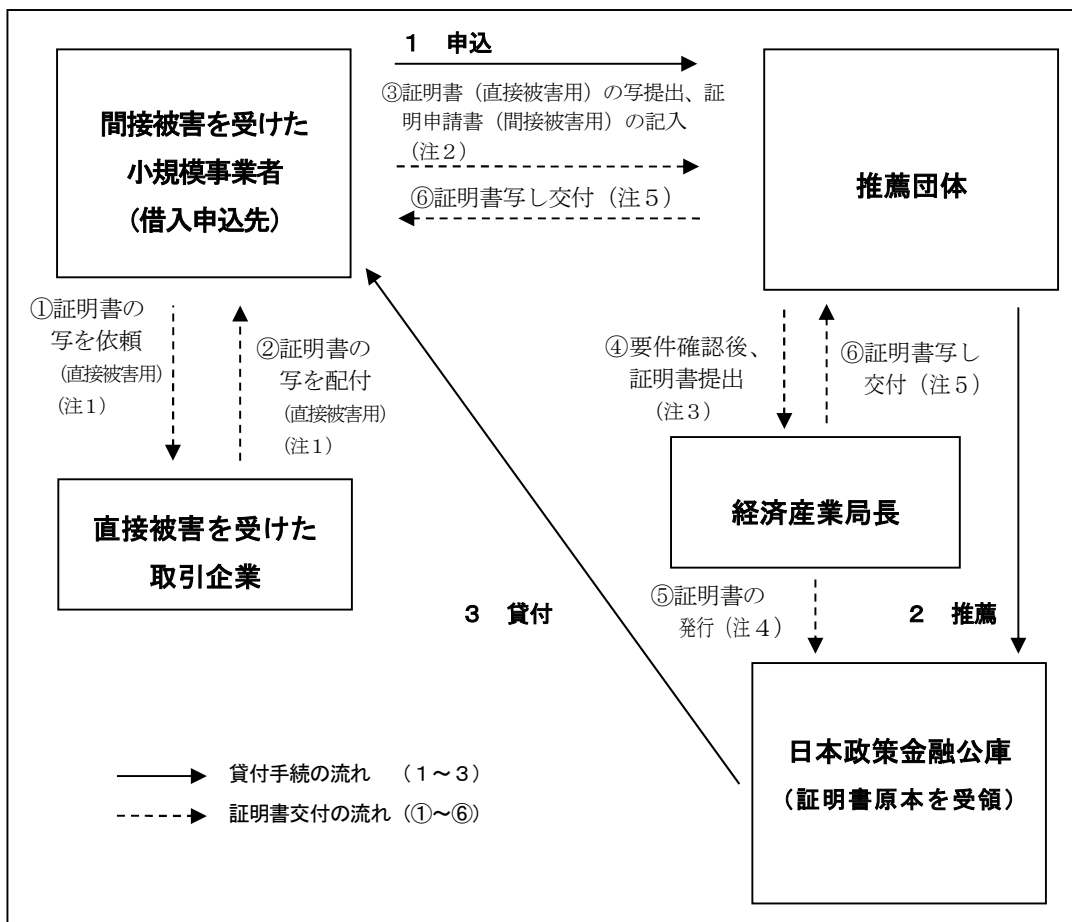
（注2） 推薦団体は、借入申込先から直接被害に係る証明書及び間接被害に係る証明申請書（推薦団体による代筆は認められていないので、必ず借入申込先が必要事項を記入すること）の提出を受け、次の事項について確認を行う。

- 1 事業所名、事業所所在地、事業主名、事業種類は正しく記入されているか、日付、押印等の漏れはないか。
- 2 売上額又は受注額の減少要因、直接被害者との取引依存度の算出に誤りはないか、貸付要件を満たしているか。業種、事業規模等からみて記載内容に疑義がある場合には、必要に応じて証拠書類により確認する。
- 3 取引企業又は市区町村等の事情、取引企業の廃業等により、直接被害者の証明書の写しを取得することが困難な場合において、間接被害に係る証明申請書に取引企業の被害を記載するときは、取引企業の所在地が被災都道府県内であるか、取引企業の企業名、住所、電話番号、企業主名に記入漏れはないか。

なお、記載内容に明らかな疑義が認められる場合（比較的災害の被害が少ないと思われる地域の企業が全壊となっている場合等）は、直接、取引企業に連絡して被害状況を確認する。

（注3） 推薦団体において発行した証明書は、借入申込先に推薦団体から写しを配布する。証明書原本については他の推薦書類とともに公庫あてに送付する。

## 2. 推薦団体で被害証明書の発行を行わない場合



(注1) 間接被害を受けた小規模事業者 (借入申込先) は、原則として、直接被害を受けた取引企業から、直接被害に係る証明書 (市町村長から証明を受けたもの。) の写しを取得する。

ただし、取引企業又は市区町村等の事情、取引企業の廃業等により、直接被害者の証明書の写しを取得することが困難な場合は、間接被害に係る証明申請書に取引企業の被害を記載することにより、直接被害に係る証明書の取得を省略して差し支えない。この場合、推薦団体は、証明書の発行に当たって、証明申請書に記載された取引企業の所在地が、被災都道府県内であることを確認する。

(注2) 推薦団体は、借入申込先から直接被害に係る証明書及び間接被害に係る証明申請書 (推薦団体による代筆は認められていないので、必ず借入申込先が必要事項を記入すること) の提出を受け、次の事項について確認を行う。

- 1 事業所名、事業所所在地、事業主名、事業種類は正しく記入されているか、日付、押印等の漏れはないか。
- 2 売上額又は受注額の減少要因、直接被害者との取引依存度の算出に誤りはないか、貸付要件を満たしているか。業種、事業規模等からみて記載内容に疑義がある場合には、必要に応じて証拠書類により確認する。
- 3 取引企業又は市区町村等の事情、取引企業の廃業等により、直接被害者の証明書の写しを取得することが困難な場合において、間接被害に係る証明申請書に取引企業の被害を記載するときは、取引企業の所在地が被災都道府県内であるか、取引企業の企業名、住所、電話番号、企業主名に記入漏れはないか。  
なお、記載内容に明らかな疑義が認められる場合 (比較的災害の被害が少ないと思われる地域の企業が全壊となっている場合等) は、直接、取引企業に連絡して被害状況を確認する。

(注3) 推薦団体は、自らが被害証明書の発行を行わず、経済産業局に証明を依頼する場合には、記載内容、売上額の減少要件等に問題がないことを確認した後、速やかに、申込人から徴求した被害証明申請書を、推薦先である公庫支店あての返信用封筒を同封した上で、借入申込先の本社所在地を管轄する経済産業局の担当窓口に対して、次の資料を提出する (郵送可)。

- 1 間接被害に係る証明申請書
- 2 直接被害に係る証明書 (取引企業又は市区町村等の事情、取引企業の廃業等により取得困難な場合は、省略可。)
- 3 その他関連資料 (新聞記事、写真等、申込先から受領した資料があれば、提出する。)

なお、提出に当たっては、記載済の証明書用紙を複写しておくこと。

(注4・5) 経済産業局において証明した証明書原本は、公庫あてに送付され、その写しが推薦団体に送付される。推薦団体は、借入申込先に証明書の写しを配布する。

令和 6 年能登半島地震被害証明申請書

下記の記載内容について証明をお願い致します。

令和 年 月 日

事業者名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

事業種類 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

1. 取引企業の被害について **(在庫品又は生産・営業設備の被害状況が確認できる資料がない場合のみ記載)**

・取引企業者名 \_\_\_\_\_

・取引事業者住所 \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

・取引企業主 (代表者名) \_\_\_\_\_

・取引先企業被害状況

(被害状況を把握している場合は、あてはまるものに○をし、その内容について詳細に記述してください。)

(1) 在庫品の損失

(2) 生産・営業設備の損壊

## 2. 売上額又は受注額の減少率

(1) 借入申込前2ヵ月（ 年 月から 年 月まで）の  
売上額又は受注額（A） 千円

上記（A）に対する前年同期（ 年 月から 年 月まで）  
の売上額又は受注額（B） 千円

$$\frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100 = \quad \%$$

(2) 借入申込後3ヵ月（ 年 月から 年 月まで）の  
売上額又は受注額見込み（A） 千円

上記（A）に対する前年同期（ 年 月から 年 月まで）の  
売上額又は受注額（B） 千円

$$\frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100 = \quad \%$$

## 3. 直接被害者との取引依存度について

借入時の取引額（A） 千円

上記における被災事業者との取引額（B） 千円

$$\frac{(B)}{(A)} \times 100 = \quad \%$$

---

### 令和6年能登半島地震被害証明申請書

上記のとおり被害を受けたことを証明します。  
ただし、上記に虚偽記載のある場合は、本証明を無効とします。

令和 年 月 日

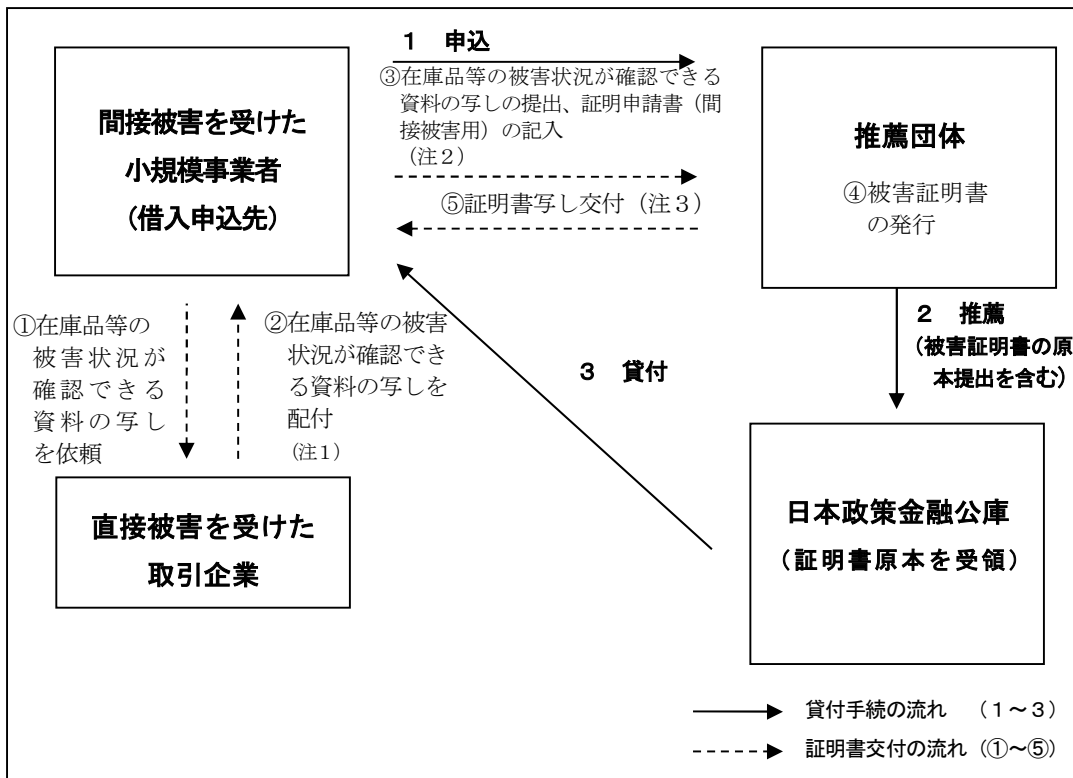
〇〇生活衛生同業組合理事長

㊟

## 【被害証明書の発行等に関する事務手続】

被害証明書（停電等被害者の間接被害用）の発行等に関する事務手続は、次の要領に基づいて行う。

### 1. 推薦団体において被害証明書の発行をする場合



(注1) 間接被害を受けた小規模事業者（借入申込先）は、原則として、直接被害を受けた取引企業から、在庫品等の被害状況が確認できる元帳等の資料の写しを取得する。

ただし、取引企業の事情等により、直接被害者の在庫品等の被害状況が確認できる資料の写しを取得することが困難な場合は、間接被害に係る証明申請書に取引企業の被害を記載することにより、直接被害に係る在庫品等の被害状況が確認できる資料の写しの取得を省略して差し支えない。この場合、推薦団体は、証明書の発行に当たって、証明申請書に記載された取引企業の所在地が、令和6年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県（以下「被災都道府県」という。）内であることを確認する。

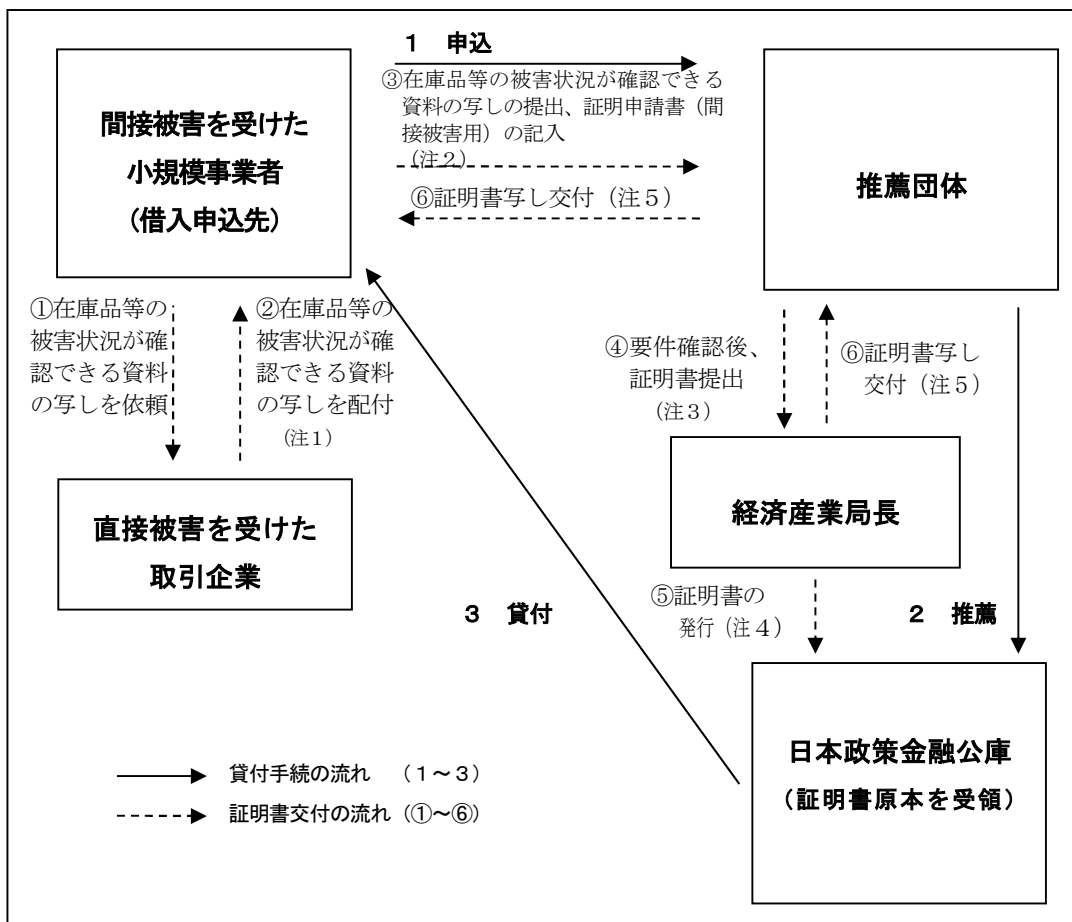
(注2) 推薦団体は、借入申込先から在庫品等の被害状況が確認できる資料の写し及び間接被害に係る証明申請書（推薦団体による代筆は認められていないので、必ず借入申込先が必要事項を記入すること）の提出を受け、次の事項について確認を行う。

- 1 事業所名、事業所所在地、事業主名、事業種類は正しく記入されているか、日付等の漏れはないか。
- 2 売上額又は受注額の減少要因、直接被害者との取引依存度の算出に誤りはないか、貸付要件を満たしているか。業種、事業規模等からみて記載内容に疑義がある場合には、必要に応じて証拠書類により確認する。
- 3 取引企業の事情等により、直接被害者の在庫品等の被害状況が確認できる資料の写しを取得することが困難な場合において、間接被害に係る証明申請書に取引企業の被害を記載するときは、取引企業の所在地が被災都道府県内であるか、取引企業の企業名、住所、電話番号、企業主名に記入漏れはないか。  
 なお、記載内容に明らかな疑義が認められる場合（停電等の被害がないと思われる地域の企業が在庫品等の被害を受けている場合等）は、直接、取引企業に連絡して被害状況を確認する。

(注3) 推薦団体において発行した証明書は、借入申込先に推薦団体から写しを配布する。証明書原本については他の推薦書類とともに公庫あてに送付する。



## 2. 推薦団体で被害証明書の発行を行わない場合



(注1) 間接被害を受けた小規模事業者（借入申込先）は、原則として、直接被害を受けた取引企業から、在庫品等の被害状況が確認できる元帳等の資料の写しを取得する。

ただし、取引企業の事情等により、直接被害者の在庫品等の被害状況が確認できる資料の写しを取得することが困難な場合は、間接被害に係る証明申請書に取引企業の被害を記載することにより、直接被害に係る在庫品等の被害状況が確認できる資料の写しの取得を省略して差し支えない。この場合、推薦団体は、証明書の発行に当たって、証明申請書に記載された取引企業の所在地が、被災都道府県内であることを確認する。

(注2) 推薦団体は、借入申込先から在庫品等の被害状況が確認できる資料の写し及び間接被害に係る証明申請書（推薦団体による代筆は認められていないので、必ず借入申込先が必要事項を記入すること）の提出を受け、次の事項について確認を行う。

- 1 事業所名、事業所所在地、事業主名、事業種類は正しく記入されているか、日付等の漏れはないか。
- 2 売上額又は受注額の減少要因、直接被害者との取引依存度の算出に誤りはないか、貸付要件を満たしているか。業種、事業規模等からみて記載内容に疑義がある場合には、必要に応じて証拠書類により確認する。
- 3 取引企業の事情等により、直接被害者の在庫品等の被害状況が確認できる資料の写しを取得することが困難な場合において、間接被害に係る証明申請書に取引企業の被害を記載するときは、取引企業の所在地が被災都道府県内であるか、取引企業の企業名、住所、電話番号、企業主名に記入漏れはないか。  
なお、記載内容に明らかな疑義が認められる場合（停電等の被害がないと思われる地域の企業が在庫品等の被害を受けている場合等）は、直接、取引企業に連絡して被害状況を確認する。

(注3) 推薦団体は、自らが被害証明書の発行を行わず、経済産業局に証明を依頼する場合には、記載内容、売上額の減少要件等に問題がないことを確認した後、速やかに、申込人から徴求した被害証明申請書を、推薦先である公庫支店あての返信用封筒を同封した上で、借入申込先の本社所在地を管轄する経済産業局の担当窓口に対して、次の資料を提出する（郵送可）。

- 1 間接被害に係る証明申請書
- 2 直接被害者の在庫品等の被害状況が確認できる資料の写し（取引企業の事情等により取得困難な場合は、省略可。）
- 3 その他関連資料（新聞記事、写真等、申込先から受領した資料があれば、提出する。）

なお、提出に当たっては、記載済の証明書用紙を複写しておくこと。

(注4・5) 経済産業局において証明した証明書原本は、公庫あてに送付され、その写しが推薦団体に送付される。推薦団体は、借入申込先に証明書の写しを配布する。

危 直

令和6年能登半島地震災害被害者の適用対象者となるにもかかわらず、表示がない場合、公庫は推薦団体に連絡のうえ事実関係を確認し、必要に応じて推薦内容の補正（顧客説明を含む。）を依頼する。

推薦団体は推薦金額及び返済期間を二段書きにして記入し、公庫はこれに基づき2貸付として決定する。  
 なお、推薦金額の内訳、返済期間等について調整が必要な場合は、推薦団体と公庫で連携を図る。

推薦金額			条件	
返済回数	返	60回	返	50回
(据置)	返	9ヵ月	返	9ヵ月
借替 取引番号	重復 取引番号	09-1568		

御中 生活衛生関係営業 経営改善資金  
 (民生生活事業)

明・大・昭・平・令 年 月 日生

生活衛生同業組合理事長  
 生活衛生営業指導センター理事長

推薦付属書

面接の相手方	経営特別相談員名 又は経営指導員名
実訪の相手方	面接日 年 月 日 実訪日 年 月 日
業種等	全項目を記入した推薦付属書による推薦日 年 月
申告人等	業歴 営業年数 年(所在地 年)
従前の経営指導の実績	略歴(申込人) (職歴・特殊技能・資格等)
取引関係	商圏及び客層 主な販売先 販売条件 主な仕入先 仕入条件
店舗工場等	店舗・工場等の面積 m <sup>2</sup> ・坪 主要な機械設備
納税状況	所得金額 ( )内は法人の場合の事業年度 ( / ~ / ) 年度 申告種別 青・白 所得(法人)税 円 事業税 円 住民税 (合計) 円 納税振 完納 ・ 未納

完納していない場合は「未納」にマルを付す

最近の営業概況(注)			
損益状況		財政状況	
期間	～	～	年月日
科目	前々期金額	前期金額	証 備考
売上高	万円	万円	証 備考
(月商)	( @ )	( @ )	
売上原価			
(月平均売上原価)	( @ )	( @ )	
減価償却費	—	—	
人件費			
(うち代表者及び家族)	( )	( )	
減価償却費			
その他経費			
計			
営業利益			
営業外収益			
営業外費用			
(うち支払利息割引料)	( )	( )	
経常利益			
税引前利益			
法人税等充当額			
税引後利益			
所得金額			
その他の収入(不動産収入・家族収入等)	1ヵ月当り	万円	
売上増減(過去2期間比較)	%増加・	%減少・	増減なし
借入金回転期間	借入金/月商	ヵ月	
検討結果	(収益力、支払利息貸借入金比率等)		
資金計画	資金使途(必要額も記入する)		必要とする資金の総額 万円 (調達先) 本資金 万円 自己資金 万円 他金融機関 万円 その他 万円 設備完了予定時期 年 月 上・中・下旬
経営特	1. 事業概況及び本資金による経営改善の内容とその効果 (推薦団体記載例) ・生活衛生関係業者再建支援方針に沿った事業者である。 ・●●市役所が被災に遭い役所機能が停止しているため、●年●月に被害証明書を提出予定 ・●年●月●日付納税誓約書により滞納額●万円確認し、税務署との相談により●月末までに完納する見込みあり。		
員による調査結果	2. 経 3. 特 毎月		
返済方法	自動振替	可・不可	金融機関名 銀行 支店

(停電等被害者等に関する留意事項)  
 ・停電等被害者に該当する。元帳等がないため在庫品等の損害額、生産・設備復旧に必要な金額をヒアリングで確認し事業規模と照らし合わせ●万円と判定。ヒアリング及び確認事項に関する根拠資料を添付  
 ・停電等間接被害者に該当する。「令和6年能登半島地震被害証明書」(停電等被害者の間接被害用)を添付

欄については、既往取引者であって前回調査内容と変わらない場合は記入を省略することができる。ただし、全項目を記入した推薦付属書による推薦日から5年以内に限るものとする。

- 次の事項が記載されていることを確認し、記載がない場合、公庫は推薦団体に対して、必要に応じて推薦内容の補正を依頼する。
- 生活関係業者再建支援方針に沿った事業者であること。
  - 被害証明書を後日提出する場合は、具体的な理由及び予定提出時期
  - 納税が未納の場合は、納税誓約書等により滞納税額及び税務当局と支払相談の確認ができ、かつ、調査時点からおおむね1年以内に完納すること等
  - 停電等被害者等の要件に該当するか否かについて記載されているか、該当する場合は根拠資料が添付されているか。

特相員等の確認	企業実在確認方法	確認不要 地図・電話帳・名簿・その他( )	推薦団体は記入不要

(国民生活事業取扱)

# ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインの改正

- 各発注者（ビルメンテナンス業務※を発注する国、特殊法人等及び地方公共団体）がビルメンテナンス業務に関する発注関係事務を適切に実施するために、①維持管理計画策定、②業務発注準備、③入札契約、④業務実施、⑤業務完了後の各段階で、取り組む事項についてとりまとめたもの。

※ 主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理その他の維持管理に関する業務

- 各発注者は本ガイドラインを参考にしつつ、発注関係事務を行う。
- 今般、関係省庁、業界団体等との調整を経て、関係個所（赤字）を改正することとしたもの。

## ①維持管理計画策定段階

- 業務の性格等に応じた入札契約方式の選択
  - ・ 総合評価落札方式の必要性を追記
- 現場条件等を踏まえた適切な仕様書等の作成
- 適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定
  - ・ 建築保全業務労務単価（最新）の活用等を本文に明記
  - ・ 積算内容の見直す要素として、最新の「労務単価」、「原材料費」、「エネルギー価格」等の上昇額等を追加
- 適切な発注時期の設定
  - ・ 受注者が変更された場合に円滑に業務が引き継がれるよう、適切な引継期間を設ける等の配慮を追記

## ②業務発注準備段階

- 適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等
  - ・ 適切な競争参加資格の設定の箇所に「障害者雇用率の達成」を追記
  - ・ 不良不適格者の排除の箇所に「建築物衛生法を順守しない企業」、「建築物衛生法の知事登録を取り消されてから2年を経過しない企業」を追記
- 競争参加者の業務実施能力の適切な評価項目の設定等
  - ・ 国の調達で総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設ける旨を追記。
  - ・ 国の低入札価格調査制度の対象は予定価格が1000万円超、地方公共団体の低入札価格調査制度の対象は予定価格1000万円以下でも可能である旨を明記
  - ・ 地方公共団体の調達では失格基準の導入・活用を追記
  - ・ 受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合における、協議条項を予め契約に入れる旨の追記
- 入札不調・不落時の見積りの活用等
- 公正性・透明性の確保、不正行為の排除
- 再委託の適正化
  - ・ 一括再委託の禁止、再委託の承認等を追記

## ④業務実施段階

- 業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更
  - ・ 適切な業務継続に支障がある場合の単価の見直し、代金の額の変更検討を追記
  - ・ 受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合の迅速かつ適切な協議を追記
- 業務履行中の実施状況の確認等
- 維持管理に関する情報共有

## ⑤業務完了後段階

## ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン

平成27年6月10日

改正 令和3年1月18日

改正 令和5年4月28日

### 1 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、平成26年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。以下「品確法」という。)が改正され、その基本理念の一つとして、第3条第6項において「公共工事の品質は完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」と掲げられたこと等を踏まえ、平成27年6月に、ビルメンテナンス業務固有の事項についてとりまとめたものである。

令和元年6月に品確法が改正され、第7条第5項において、発注者の責務として「公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。」と規定された。

さらに、令和2年1月に改正された「発注関係事務の運用に関する指針(平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議。以下「運用指針」という。)においても、各発注者に共通する重要課題であるダンピング受注(その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。)の防止や中長期的な担い手の育成及び確保等に加えて、「工事の目的物(橋梁、トンネル、河川堤防、公共建築物、港湾施設等(既に完成しているものを含む。))をいう。以下同じ。)を管理する者は、その品質が将来にわたり確保されるよう、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施し、その際3次元データ等、ICTの活用に努めるとともに、工事の目的物の維持管理に係る計画策定、業務・工事発注準備等の各段階において、発注関係事務を適切に実施するよう努める。」とされた。

このように、工事の目的物について、発注者又は管理者としての国、特殊法人等及び地方公共団体における維持管理の適切な実施に関する内容の充実が図られたことから、令和3年1月に本ガイドラインを見直した。

なお、国は、各発注者(ビルメンテナンス業務(主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理(清掃、害虫防除など)その他の維持管理に関する業務(これに付随する業務を含む。以下「ビルメンテナンス業務」という。))を発注する国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の「特殊法人等」をいう。以下同じ。)及び地方公共団体をいう。)に対し、本ガイドラインの内容の周知徹底を図るとともに、本ガイドラインに基づき、ビルメンテナンス業務に関する発注関係事務が適切に実施されているかについて、各発注者の事務負担に配慮しつつ、定期的に調べ、結果を取りまとめて公表する。また、本ガイドラインについては、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 2 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、(1)維持管理計画策定、(2)業務発注準備、(3)入札契約、(4)業務実施、(5)業務完了後の各段階で、以下の事項に留意し、ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務を適切に実施する。

### (1)維持管理計画策定段階

(維持管理計画の策定)

当該施設に係る個別施設計画(「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)に定める「個別施設計画」をいう。)などにおいて、施設の点検・保守その他の中長期の維持管理について、実施内容、実施時期、概算額等に係る計画(以下「維持管理計画」という。)を適切に策定するよう努める。<sup>1</sup>

(維持管理台帳の整備)

維持管理の対象となる各種の建築部位、建築設備、管理項目等を整理し、建築物等の概要、点検及び確認の結果、修繕履歴など維持管理の履歴を内容とする台帳(以下「維持管理台帳」という。)を適切に整備するよう努める。<sup>1,2</sup>

### (2)業務発注準備段階

(業務の性格等に応じた入札契約方式の選択)

競争入札方式には、価格競争方式と総合評価落札方式がある。業務発注に当たっては、運用指針の趣旨及び本ガイドラインを踏まえ、建築物等の使用状況、地域の実情、業務内容等に応じた適切な入札契約方式を選択するよう努める。

その際、ビルメンテナンス業務の中には、受注者の技術能力等により品質に影響が生じ、業務が適切に行われない場合は当該建築物の環境衛生が適切に確保されなくなるものもあることから、そのような業務については、価格と技術能力等を総合的に評価する総合評価落札方式を適用する必要がある。なお、国の調達の場合、総合評価落札方式の実施には、財務大臣に協議を行う必要がある。

#### ・価格競争方式

一定の技術者資格、業務の経験や業務成績(以下「業務実績」という。)等を競争参加資格として設定することにより品質を確保できる業務に適する方式

#### ・総合評価落札方式

事前に仕様を確定可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務に適する方式

(現場条件等を踏まえた適切な仕様書等の作成)

個別施設の維持管理計画、建築物固有の条件に依存する業務項目、業務数量、作業条件

---

1 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

2 保全台帳及び保全計画の様式の取扱いについて(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

等を踏まえ、適切に仕様書等(仕様書、図面、維持管理台帳、作業指示書その他の附属書類を含む。以下同じ。)を作成し、積算内容との整合を図る。<sup>3</sup>

なお、仕様書等の作成に当たっては、業務に必要な全ての事項を確実に盛り込むよう、十分に留意する。

#### (適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定)

予定価格の設定に当たっては、業務の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、業務を実施する者が確保することができるよう、適切に作成された仕様書等に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、健康保険法(大正11年法律第70号)等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料及び業務実施の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、現場の実態に即した業務実施条件を踏まえた上で最新の建築保全業務積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)を活用するとともに、各種制度改正(特に、被用者保険の適用拡大(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)による被用者保険(健康保険及び厚生年金保険)の適用範囲に係る見直しをいう。以下同じ。))に伴う事業主の保険料負担の変化について、できる限り実態を把握する。

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、原材料費、エネルギー価格等を適切に反映する。その際、労務単価については、毎年度作成・公表される建築保全業務労務単価(国土交通省大臣官房官庁営繕部)の最新のものを活用する。また、ビルメンテナンス業者から参考見積書等を徴取する場合は、最新の建築保全業務労務単価を踏まえて積算に適切な価格が反映されるよう配慮する。建築保全業務労務単価が作成・公表されていない都道府県においては、近隣都道府県の建築保全業務労務単価を補正して活用する。なお、地方公共団体が独自に労務単価を定めており、最新の建築保全業務労務単価を超えている場合は、当該地方公共団体の独自の当該労務単価を活用する。

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。また、最新の業務実態や最低賃金額、労務単価、原材料費、エネルギー価格等の上昇額等の地域特性等を踏まえて積算内容を見直すとともに、遅滞なく適用する。さらに、年度途中の最低賃金額の改定を見込んだ予算を確保することも検討する。

また、適正な積算に基づく金額の一部を控除して予定価格とする、いわゆる「歩切り」は、品確法第7条第1項第1号の趣旨に抵触すること等から、これを行わない。

一方で、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境の改善、各種制度改正(特に被用者保険の適用拡大)を加味した上での必要な法定

---

3 建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

福利費の確保、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

(適切な発注時期の設定等)

人員及び資材の確保、施設の状況把握、従事者の教育等の業務開始に必要な準備期間を確保できるよう適切な発注時期を設定する。受注者が変更された場合に円滑に業務が引き継がれるよう、適切な引継期間を設ける等の配慮を行う。

また、災害発生時に、例えば、避難所になるような施設において、応急的な消毒・清掃業務などの迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の業務実施体制を有するビルメンテナンス業者等と災害協定を締結するなどにより、ビルメンテナンス業者等を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 入札契約段階

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

<適切な競争参加資格の設定>

各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意する。

また、法令に違反して社会保険等(健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。以下同じ。)に加入していないビルメンテナンス業者を業務の受託業者から排除するため、必要事項を競争参加資格として明記し、証明書類を提出させることにより確認する等の措置を講ずることを検討する。

<個別業務に際しての競争参加者の審査等>

業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務実績や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定について検討する。その際、必要に応じて、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)第12条の2に基づく都道府県知事の登録(以下「知事登録」という。)を受けていること、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条に基づく障害者の法定雇用率を達成していること、一般財団法人医療関連サービス振興会が設ける医療関連サービスマークや環境省が設けるエコチューニング事業者認定の有無などを考慮することも考えられる。

業務実績を競争参加資格に設定する場合には、業務の技術特性、地域の特性、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、業務実施能力のないビルメンテナンス業者を排除するなど適切な審査に努める。なお、業務実績の確認に当たっては、同一の発注者において過去の類似業務の実績がある場合には、後述の業務完了後の評価結果を指標とするなどの方法も考えられる。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建築物衛生法その他業務に関する諸法令(社会保険等に関する法令を含む。)を遵守しない企業、知事登録を取り消されてから2年を経過しない企業(知事登録を受けていることを競争参加資格とする場合)等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。



(業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定)

業務の性格等から見て、より適切に入札手続を実施できると認められる場合には、総合評価落札方式において競争に参加しようとする者に対し技術提案を求めることも考えられる。この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものであることが求められるものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な業務においては、技術審査において審査する業務実施計画の作業工程管理や業務実施上配慮すべき事項、品質管理方法(公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が設ける建築物清掃管理評価資格者を配置する等)等についての工夫を技術提案として求めることも考えられる。

(競争参加者の業務実施能力の適切な評価項目の設定等)

総合評価落札方式における業務実施能力の評価に当たっては、業務の性格に応じ、競争参加者や当該業務に配置が予定される技術者の業務実績や業務遂行能力、当該業者の業務履行状況に対する検査の体制(以下「履行評価能力」という。)などを適切に評価項目に設定するよう努める。その際、業務遂行能力については、作業監督者、従事者研修指導者及び従事者が建築物衛生法や医療法(昭和23年法律第205号。病院清掃業務の場合に限る。)など関係法令等に定める研修・講習の修了者であること、履行評価能力については、建築物における維持管理マニュアル(平成20年1月25日付け健衛発第0125001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)第5章2に示される「清掃の点検のポイント」に係る履行評価能力の有無等を評価項目とすることも考えられる。さらに、必要に応じて災害時における業務実施体制や活動実績の評価、近隣地域での業務実績などの企業の地域の精通度を評価項目に設定することも考えられる。

加えて、実務経験の少ない若年労働者や女性等の登用制度を設けている場合は、業務実績に加えて業務実施計画を評価するほか、作業責任者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。

また、国の調達においては、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付け財計第4803号)を踏まえ、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設ける。

総合評価落札方式の実施方針や複数の業務に共通する評価方法の決定のほか、個別業務の評価方法や落札者の決定については、業務の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴くことも考えられる。地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第4項等に定める手続により行う。

また、業務の性格等に応じて、品質確保のための体制その他の業務実施体制の確保状況を確認するために仕様書等に記載された要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する総合評価落札方式の実施を考慮する。

<ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表>

低入札による受注は、業務の手抜き、労働条件の悪化、安全衛生対策の不徹底等につな



がることが懸念される。

ダンピング受注を防止するため、国や他の発注者の取組状況を参考にしながら、業務の発注に係る契約のうち請負契約に該当するものについては、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。なお、国の低入札価格調査制度の対象は予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第84条により予定価格が1000万円を超える請負契約となっているが、地方公共団体においては予定価格1000万円以下の請負契約を低入札価格調査制度の対象とすることも可能である。

低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力による、より低い価格での落札の促進と業務の品質の確保の徹底の観点から、必要に応じ、落札率(予定価格に対する契約価格の割合をいう。)と後述する業務完了後の評価結果との関係も踏まえて、適宜、低入札価格調査基準を見直すことも考えられる。また、地方公共団体においては、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を調査基準価格に近づけ、これによって適正な業務への懸念があるビルメンテナンス業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保する。

なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。予定価格については、入札前に公表すると、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が受注する事態が生じるなど、ビルメンテナンス業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が、くじ引きの結果により受注するなど、ビルメンテナンス業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じるものとする。

また、業務の入札に係る申込みの際、入札参加者に対して入札金額の内訳書の提出を求める場合には、書類に不備(例えば内訳書の提出者名の誤記、入札件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等)があるものについては、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

入札に当たっては、必要に応じ、参加しようとする者に対し、最低賃金法(昭和34年法律第137号)による最低賃金に係る制度(最低賃金額の改定時期、地域における最低賃金額の上昇額、最低賃金額の計算方法等)及び社会保険等に係る制度(各種制度改正(特に被用者保険の適用拡大)の内容を含む。)について十分周知することとする。

さらに、年度途中での最低賃金額の改定に備えて、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際

は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れるとともに、賃金水準や物価水準の変動により、適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じることがないように、賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う旨の条項を予め契約に入れること等を検討する。

#### (入札不調・不落時の見積りの活用等)

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の業務の実施実態の乖離が想定される場合は、以下の方法を適切に活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- ・入札参加者から業務の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・仕様書等に基づく労務量、業務実施条件等が業務の実施実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条の2又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約(いわゆる不落随契)の活用も検討する。

#### (公正性・透明性の確保、不正行為の排除)

入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。

入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備するよう努める。

談合や贈収賄といった不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施すること、談合があった場合における受託者の賠償金支払い義務を契約締結時に併せて特約すること(違約金特約条項)等により談合の結果として被った損害額の賠償の請求に努めることで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反する行為の疑いの事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に通知するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知する。なお、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意する。

#### (再委託の適正化)

不適切な再委託により、ビルメンテナンス業務の適正な履行が損なわれないよう、次に掲げる措置を実施する。

##### <一括再委託の禁止>

委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止する。

##### <再委託の承認>

再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行う。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行う。

- ① 再委託を行う合理的理由
- ② 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- ③ その他必要と認められる事項

##### <履行体制の把握及び報告徴収>

再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させる。

委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じる。

#### (4)業務実施段階

##### (業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)

前述のとおり、適切な業務履行のために、仕様書等の作成に当たっては必要事項を確実に盛り込むよう十分考慮する必要があるが、災害発生時等における緊急的に発生した追加業務等、仕様書等に明示されていない業務履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額や履行期間の変更を適切に行う。

また、最低賃金額の改定、労務単価、エネルギー価格、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中に最低賃金の改定があった場合や価格変動により適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。なお、賃金水準や物価水準の変動により受注者から発注者に契約金額の変更について請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行う。

(業務履行中の実施状況の確認等)

業務期間中においては、その品質が確保されるよう、作業計画書や作業マニュアル、業務実施体制図、緊急連絡体制、自主的な検査に係る計画、業務履行報告書(日報や月報)など、必要に応じて確認する。低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な業務実施がなされるよう、通常より業務実施状況の確認等の頻度を増やすこと、業務を履行する受注者又は当該業務に配置された技術者の業務実績や業務遂行能力、履行評価能力などが、入札手続において評価項目に設定されたものより下回っていないかを確認すること等の対策を実施するよう努める。

また、受注者から履行状況の定期的な報告を受けるとともに、業務履行の節目において、必要な確認(以下「業務実施中の履行確認」という。)を適切に実施するよう努める。業務実施中の履行確認については、業務の実施状況について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、後述の業務完了後の評価に反映させるよう努める。

加えて、品確法において、公共工事等に従事する者の賃金の確保等、適正な労働環境の確保を促進することが規定された趣旨を踏まえ、発注者は業務に従事する者への賃金の支払い等に関し、その実態を把握するよう努める。

(維持管理に関する情報共有)

業務開始に際して、施設概要、使用条件、保全方法等に関する関連資料等を用い情報共有を図るよう努める。業務開始後も必要に応じて業務に関する情報等の伝達・共有化に努める。

## (5)業務完了後

(業務完了後の適切な履行検査・評価等)

契約期間が満了し、業務が完了する際には、契約書等に定めるところにより検査(以下「業務完了後の履行検査」という。)を行うとともに業務完了後の評価を行うよう努める。

業務完了後の履行検査については、業務について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに評価結果に反映させるよう努める。

各発注者は、この評価を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定するよう努める。また、各発注者は評価結果に関する資料のデータベースを整備することを検討する。

(施設機能に関する現況確認)

業務実施中の履行確認及び業務完了後の履行検査を踏まえ、施設の現況について確認するとともに、事業者が変更された場合も円滑に業務が引き継がれるよう、次年度以降の業務発注に変更を及ぼす事項を把握するよう努める。

## 3 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど国等の協力・支援も得ながら、発注関係

事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。国等は、講習会や研修の機会を捉えて、各発注者間の連携に資するよう、情報交換等が積極的に行える環境作りに配慮する。

# 特定技能制度 概要

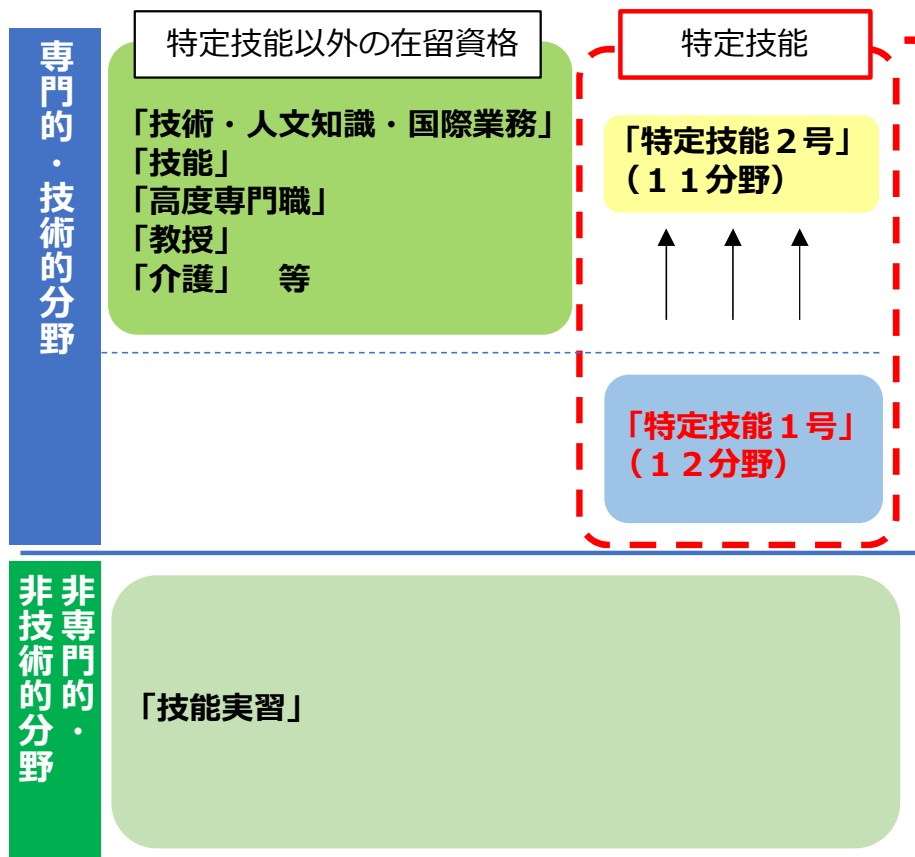
※出入国在留管理庁の資料を厚生労働省にて一部修正

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってまなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）。令和5年6月9日の閣議決定を以て、特定技能2号を2分野から11分野に拡大

- **特定技能1号**：特定産業分野(\*)に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数：154,864人（令和5年3月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数：11人（令和5年3月末現在、速報値）

(\*) 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、  
(12分野) 自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

## 【就労関係の在留資格の技能水準】



	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとに更新 (通算で上限5年まで)	3年、1年又は6か月 (更新回数に制限なし)
技能水準	試験等で確認 (技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 (技能実習2号を修了した外国人は試験免除)	試験等での確認は原則として不要
受入見込み数	あり (5年間で上限枠を設定)	なし
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能 (配偶者、子)

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
生活衛生担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

### 旅館業の施設等におけるトコジラミ対策に関する周知徹底について

トコジラミに関する相談件数が増えているとの報道がなされており、国内における被害の拡大が懸念されています。

都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）におかれましては、旅館をはじめとする特定建築物（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物をいう。）等におけるトコジラミ対策について、以下の「都道府県等による周知啓発の事例」も参考に、トコジラミ対策の周知チラシや旅館・ホテルのための害虫対策の手引書（別添1）の活用等により、貴管下の旅館業の営業者等に周知徹底いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、この周知徹底にあたっては、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会に対して別添2のとおり、（一社）全国生活衛生同業組合中央会及び各生活衛生同業組合連合会に対して別添3のとおり、（公社）全国ビルメンテナンス協会及び（公社）日本ペストコントロール協会に対して別添4のとおり、それぞれ事務連絡を発出しておりますので、これらの団体と連携していただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### （都道府県等による周知啓発の事例）

[https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/eisei/yomimono/nezukon/tokojirami\\_leaf.html](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/eisei/yomimono/nezukon/tokojirami_leaf.html)

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000200245.html>

（別添1）トコジラミ対策の周知チラシ（作成：厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課）  
旅館・ホテルのための害虫対策の手引書（発行者：東京都ホテル旅館生活衛生同業組合、（一社）全日本シティホテル連盟（現：（一社）全日本ホテル連盟）、発行協力（一社）日本旅館協会、2013年3月発行資料）

（別添2）全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会宛て事務連絡（本文のみ）

（別添3）（一社）全国生活衛生同業組合中央会及び各生活衛生同業組合連合会宛て事務連絡（本文のみ）

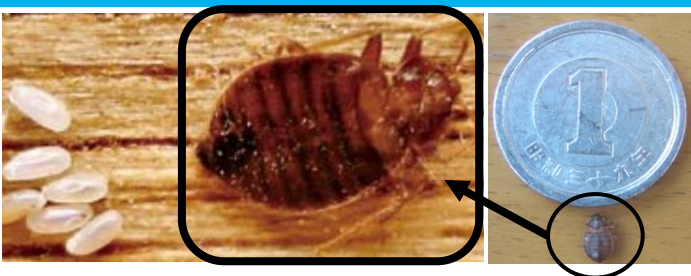
（別添4）（公社）全国ビルメンテナンス協会及び（公社）日本ペストコントロール協会宛て事務連絡（本文のみ）

以上



# 旅行・帰省時にはトコジラミに注意！

## トコジラミとは？



- 体長：5mm～8mm（成虫）
- 体型：丸く、扁平で薄い
- 特徴：夜、部屋の隙間等から出てきて活動し、人や動物を刺して吸血します。吸血しなくても長期間生きることができるため、長く空室になった部屋でも注意が必要です。メスは1日5-6個の卵を産み、2週間もすると幼虫になります。刺されると強いかゆみの症状が出ます。

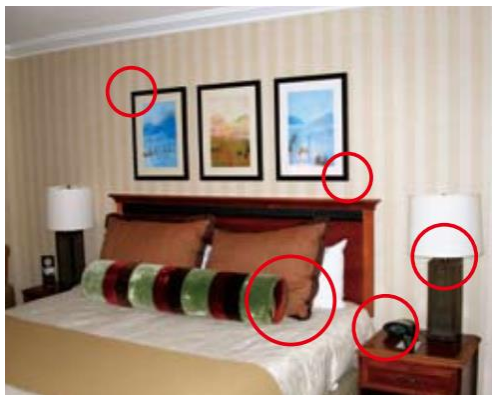
トコジラミの卵

トコジラミの写真

## どうやって持ち込まれますか？どんなところにいますか？

卵や幼虫が荷物や、衣服の裏やポケットなどに付着して、室内に持ち込まれることがあります。

ベッドや布団の周辺、ソファの隙間・裏、引き出しの裏、衣装ケース、壁と床の隙間、カーテン、壁にかけた絵の裏など、あらゆる隙間に潜り込みます。



## 見つけたときの対応策は？

早期発見・早期駆除をすることが大切です。生息しやすい場所に血糞があったり、トコジラミを見つけた場合は、被害の拡大を防ぐため、技術、知見を持つ専門業者に調査、防除を依頼しましょう。



血糞の写真

### <相談窓口>

- トコジラミの被害への対応に関する一般相談は保健所まで



←お近くの保健所はこちらから検索出来ます

- トコジラミの調査や防除に関する相談はペストコントロール業の事業者団体まで

トコジラミ ペストコントロール業 団体 検索

参考-9B



# 旅館・ホテルのための 害虫対策の手引書

シリーズ①



旅館・ホテルのための害虫対策の手引書は、厚生労働省からの補助金交付を受けて作成されています。

# 危機管理対応マニュアル

シリーズ①

## トコジラミ (ナンキンムシ)

### トコジラミ刺症事例



旅館・ホテルのための害虫対策の手引書は、厚生労働省からの補助金交付を受けて作成されています。

事 務 連 絡  
令 和 5 年 12 月 22 日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

### 旅館業の施設等におけるトコジラミ対策に関する周知徹底について

トコジラミに関する相談件数が増えているとの報道がなされており、国内における被害の拡大が懸念されています。

トコジラミは、寝具や家具の隙間や、カーテンの裏などに潜り込み、夜間の就寝中に体にとりついて吸血することで、強いかゆみが生じる被害が発生します。

トコジラミは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 304 号。以下「則」という。）第 4 条の 4 に規定する防除の対象であり、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定建築物に該当する旅館業の営業者は、則第 4 条の 5 に基づく措置を講じなければならないとされています。また、旅館業の営業者は、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 4 条第 1 項の規定により、宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならないとされています。

貴会におかれては、必要に応じてトコジラミ対策の周知チラシや旅館・ホテルのための害虫対策の手引書（別添 1）を活用しつつ、（公社）全国ビルメンテナンス協会及び（公社）日本ペストコントロール協会とも連携しながら、以下についてご対応いただきますようお願いいたします。

なお、別添 2 のとおり都道府県、保健所設置市及び特別区宛て、別添 3 のとおり（公社）全国ビルメンテナンス協会及び（公社）日本ペストコントロール協会あて、別添 4 のとおり（一社）全国生活衛生同業組合中央会及び各生活衛生同業組合連合会宛て、それぞれ事務連絡を発出していることを申し添えます。

#### 1 特定建築物に該当する場合における対応

法第 2 条第 1 項に規定する特定建築物（延べ床面積 3000 m<sup>2</sup>以上の旅館が該当します。以下同じ。）に該当する場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和 45 年政令第 304 号。以下「令」という。）第 2 条に規定する基準に従って維持管理をしなければならないとされており、当該基準の一つのうち、則第 4 条

の5第1項の規定に基づき、日常清掃及び6月以内ごとに1回の大掃除を行うこととされているほか、同条第2項の規定に基づきトコジラミの防除を行う必要があり、加えて旅館業法第4条第1項の規定に基づき宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならないこととされているので、これらの遵守について、貴管下の旅館業の営業者に対して周知徹底いただきますようお願いいたします。

なお、旅館業の営業者が清掃作業を外部の事業者に委託している場合において、日常清掃又は大掃除の際にトコジラミを発見したとき、当該事業者ではトコジラミの防除ができない可能性がありますので、そうした場合にはトコジラミに関する専門的知見を有するペストコントロール事業者の活用を検討することについて周知願います。また、受注者から契約変更と追加経費の支払いについて協議の申し入れがあった場合はご検討いただくよう併せて周知願います。

## 2 特定建築物に該当しない場合における対応

特定建築物に該当しない場合であっても、多数の者が使用し、又は利用する旅館業の施設の場合には、法第4条第3項に基づき、上記1と同様の措置を講ずるよう努めなければならないほか、旅館業法第4条第1項の規定に基づき宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならないこととされているので、これらの遵守について、貴管下の旅館業の営業者に対して周知徹底いただきますようお願いいたします。

なお、旅館業の営業者が清掃作業を外部の事業者に委託している場合において、日常清掃又は大掃除の際にトコジラミを発見したとき、当該事業者ではトコジラミの防除ができない可能性がありますので、そうした場合にはトコジラミに関する専門的知見を有するペストコントロール事業者の活用を検討することについて周知願います。また、受注者から契約変更と追加経費の支払いについて協議の申し入れがあった場合はご検討いただくよう併せて周知願います。

- (別添1) トコジラミ対策の周知チラシ(作成:厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課)  
旅館・ホテルのための害虫対策の手引書(発行者:東京都ホテル旅館生活衛生同業組合、(一社)全日本シティホテル連盟(現:(一社)全日本ホテル連盟)、発行協力(一社)日本旅館協会、2013年3月発行資料)
- (別添2) 都道府県、保健所設置市及び特別区宛て事務連絡(本文のみ)
- (別添3) (公社)全国ビルメンテナンス協会及び(公社)日本ペストコントロール協会宛て事務連絡(本文のみ)
- (別添4) (一社)全国生活衛生同業組合中央会及び各生活衛生同業組合連合会宛て事務連絡(本文のみ)

事 務 連 絡  
令和5年12月22日

(一社) 全国生活衛生同業組合中央会 御中  
各生活衛生同業組合連合会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

### 旅館業の施設等におけるトコジラミ対策に関する周知徹底について

トコジラミに関する相談件数が増えているとの報道がなされており、国内における被害の拡大が懸念されています。

トコジラミは、寝具や家具の隙間や、カーテンの裏などに潜り込み、夜間の就寝中に体にとりついて吸血することで、強いかゆみが生じる被害が発生します。

トコジラミ被害は主に宿泊施設で生じる傾向があるものの、その他の施設においても生じ得るため、貴会におかれては、必要に応じて別添1のチラシの活用等により、貴管下の営業者に対してトコジラミへの対応について周知徹底いただきますようお願いいたします。

なお、別添2のとおり都道府県、保健所設置市及び特別区宛て、別添3のとおり全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会宛て、別添4のとおり(公社)全国ビルメンテナンス協会及び(公社)日本ペストコントロール協会宛てそれぞれ事務連絡を出していることを申し添えます。

- (別添1) トコジラミ対策の周知チラシ(作成:厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課)
- (別添2) 都道府県、保健所設置市及び特別区宛て事務連絡(本文のみ)
- (別添3) 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会宛て事務連絡(本文のみ)
- (別添4) (公社)全国ビルメンテナンス協会及び(公社)日本ペストコントロール協会宛て事務連絡(本文のみ)

以上

事 務 連 絡  
令和5年12月22日

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 御中  
公益社団法人 日本ペストコントロール協会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

### 旅館業の施設等におけるトコジラミ対策について

トコジラミに関する相談件数が増えているとの報道がなされています。  
貴会におかれましては、以下についてご対応いただきますようお願いいたします。  
なお、別添1のとおり都道府県、保健所設置市及び特別区宛て、別添2のとおり  
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会宛て、別添3のとおり（一社）全国生活衛  
生同業組合中央会及び各生活衛生同業組合連合会宛てそれぞれ事務連絡を発出して  
いることを申し添えます。

#### 1 防除対策

##### (1) 適切な客室清掃作業の実施

トコジラミの性質を理解したうえで、適切に客室清掃作業を行うとともに、  
仮にトコジラミを発見した場合は、トコジラミに関する専門的知見を有してい  
るペストコントロール事業者と連携するよう貴管下の事業者宛て周知願います。  
なお、必要に応じて契約変更と追加経費の支払いについて発注者と協議してい  
ただきますよう併せて周知願います。

##### (2) トコジラミの防除の依頼があった場合の対応

旅館業等の事業者からトコジラミの防除の依頼があった場合は、トコジラミに  
関する専門的知見を有しているペストコントロール事業者において迅速かつ積極  
的に対応するよう、貴管下の事業者宛て周知願います。

#### 2 周知徹底

トコジラミ対策の周知チラシや旅館・ホテルのための害虫対策の手引書（別添  
4）の活用等により、トコジラミ対策について貴管下の事業者宛てに周知徹底い  
ただくようお願い申し上げます。

- (別添 1) 都道府県、保健所設置市及び特別区宛て事務連絡 (本文のみ)
- (別添 2) 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会宛て事務連絡 (本文のみ)
- (別添 3) (一社) 全国生活衛生同業組合中央会及び各生活衛生同業組合連合会宛て事務連絡 (本文のみ)
- (別添 4) トコジラミ対策の周知チラシ (作成: 厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課)  
旅館・ホテルのための害虫対策の手引書 (発行者: 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合、(一社) 全日本シティホテル連盟 (現: (一社) 全日本ホテル連盟)、発行協力 (一社) 日本旅館協会、2013 年 3 月発行資料)

以上

各 { 都道府県  
市町村  
特別区 } 衛生主管部（局）  
墓地埋葬等行政ご担当者様

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

### 墓地、納骨堂等の経営・管理について

日頃から、墓地、埋葬等行政の推進に御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

墓地、納骨堂等の経営の許可、指導監督等については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。）に基づき、都道府県等の自治事務として、適切に御対応いただいているところです。

しかしながら、今般、納骨堂が実質的に経営破綻し、遺骨の引き取りにも支障が生じているという事案が報道されています。同納骨堂については、所管自治体が条例に基づき立入検査したところ、墓地埋葬法等により備えておく必要がある財産目録、貸借対照表、損益計算書等の財務書類が備えられていなかったところです。

墓地、納骨堂等には、持続性等の観点から、安定した適切な経営が求められます。「墓地経営・管理の指針等について」（平成12年生衛発第1764号厚生省生活衛生局長通知）により、墓地埋葬法第10条に基づく許可等に関する技術的助言として、「墓地経営・管理の指針」が示されておりますので、同指針の趣旨を十分勘案いただき、適正な墓地、納骨堂等の経営・管理が行われるよう、指導監督の徹底を改めてお願いいたします。

#### 【参考】

- 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）（抄）
  - 第1条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。
  - 第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
    - 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。
  - 第15条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。
    - 2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。
- 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）（抄）
  - 第7条 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。
    - 一～三（略）
    - 2 墓地等の管理者は、前項に規定する帳簿のほか、墓地等の経営者の作成した当該墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類を備えなければならない。
    - 3（略）



事務連絡  
令和4年11月24日

各 { 都道府県  
市町村  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

### 火葬場の経営・管理について

日頃から、火葬行政の推進に御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

火葬場等の経営の許可、指導監督等については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。）に基づき、都道府県等の自治事務として、適切に御対応いただいているところです。

今般、株式会社により経営されている火葬場（墓地埋葬法制定前に設立されたもの）において、グループ企業が葬儀を執り行う、当該火葬場を葬儀業者のウェブサイトに掲載して宣伝することが禁じられる、火葬料金等が相次いで引き上げられるなどの報道がされています。

墓地埋葬法は、「墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的」（同法第1条）としています。また、「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて」（昭和43年4月5日厚生省環境衛生局環境衛生課長通知）において、火葬場等の経営主体については、「原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。これは墓地等の経営については、その永続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるもの」とされ、「墓地等の経営について」（昭和46年5月14日厚生省環境衛生局環境衛生課長通知）において、「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これにより難い事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限り与えることとされてきた」、「現に墓地等の経営主体が公益法人である場合であっても、いやしくも営利事業類似の経営を行うことなく、公益目的に則って適正な経営が行われるよう関係者に対して強く指導されたい」とされています。なお、火葬場においても、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報を適正に取り扱う必要があります。

火葬場は、国民生活にとって必要なものであり、公共的な施設です。火葬場の経営においては、永続性と非営利性が確保される必要があり、利用者を尊重した高い倫理性が求められ、火葬場経営が利益追求の手段となって、利用者が犠牲になるようなことはあってはならないものです。火葬場が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく経営・管理されるよう、公衆衛生の確保のほか、永続性の確保、利用者の利益の保護、広域的な需給バランスの確保等の観点から、適正な火葬場の経営・管理について指導監督の徹底を改めてお願いいたします。

【参考】

○ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）（抄）

第 1 条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第 10 条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第 18 条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

2 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第 19 条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十条の規定による許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

○ 「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて」（昭和 43 年 4 月 5 日付け環境衛生課長通知）

近年、株式会社等営利を目的とする法人に対して墓地の経営を許可する事例が見受けられるが、従来、墓地、納骨堂又は火葬場の経営主体については、昭和 21 年 9 月 3 日付け発警第 85 号内務省警保局長、厚生省衛生局長連名通知及び昭和 23 年 9 月 13 日付け厚生省発衛第 9 号厚生次官通知により、原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。これは墓地等の経営については、その永続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるものであり、この見解は現時点においてもなんら変更されているものではない。従って、墓地等の経営の許可にあたっては、今後とも前記通知の趣旨に十分御留意のうえ、処理されたい。

○ 「墓地等の経営について」（昭和 46 年 5 月 14 日付け環境衛生課長通知）

墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これにより難い事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限り与えることとされてきたが（昭和 43 年 4 月 5 日付環衛第 8058 号環境衛生課長通知参照）、今後ともこれにより厳しく処理されるよう重ねて通知する。

また、現に墓地等の経営主体が公益法人である場合であっても、いやしくも営利事業類似の経営を行うことなく、公益目的に則って適正な経営が行われるよう関係者に対して強く指導されたい。



## 国家資格等情報連携・活用システムの利用メリット（例）

本システムの利用により、資格保有者（国民）と資格管理者の双方がメリットを享受することができる。

### 資格保有者 （国民）

#### 各種申請

- 各種申請書類のオンライン提出が可能
- オンライン支払が可能
- マイナンバーの活用により住民票等写しを省略可能
- 申請状況（審査中、審査済等のステータス）の確認が可能
- マイナポータルからのお知らせが届く

#### 資格の維持

- 住基ネット及び戸籍情報連携システムとの連携により、婚姻や引越し等により氏名・住所等が変更された場合や死亡時に必要となる手続きの簡略化が可能（※）

※資格ごとに取扱は多少異なる

#### 資格の活用

- 自身の保有する資格情報をマイナポータル上で参照可能
- 真正性の確保や偽証防止機能等を設けた上で、資格情報を電子媒体（※）の形式で出力、表示が可能
- マイナポータルAPIの活用により外部システムへ資格情報の連携が可能

※国家資格システムを利用する全ての資格において発行する

### 資格管理者

#### 申請受付

- システムによる形式チェック等により記入漏れ等の確認・修正負荷を軽減
- マイナンバーの活用によりオンライン申請に対応可能

#### 審査

- マイナンバーカードの利用による厳格な本人確認が可能
- 申請不備等の各種通知をマイナポータルを活用して送信が可能（郵送や電話対応コストを削減）

#### 名簿管理

- 住基ネット及び戸籍情報連携システムの活用により、資格者名簿の真正性・正確性を確認可能
- 国家資格システムに完全移行する場合、毎年かかる既存システム運用・保守の費用を削減できる



## 国家資格等のデジタル化に関する取組状況①

- ・税・社会保障等に係る以下の32資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基ネット・戸籍情報連携システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等情報連携・活用システムによるデジタル化の検討を行い、令和6年度からの順次サービス開始を目指す。

①	医師	⑫	言語聴覚士	⑳	介護福祉士
②	歯科医師	⑬	臨床検査技師	㉑	社会福祉士
③	薬剤師	⑭	臨床工学技士	㉒	精神保健福祉士
④	看護師	⑮	診療放射線技師	㉓	公認心理師
⑤	准看護師	⑯	歯科衛生士	㉔	管理栄養士
⑥	保健師	⑰	歯科技工士	㉕	栄養士
⑦	助産師	⑱	あん摩マッサージ指圧師	㉖	保育士
⑧	理学療法士	㉒	はり師	㉗	介護支援専門員
⑨	作業療法士	㉓	きゅう師	㉘	社会保険労務士
⑩	視能訓練士	㉔	柔道整復師	㉙	税理士
⑪	義肢装具士	㉕	救急救命士		

## 国家資格等のデジタル化に関する取組状況②

- 第**211**回国会（令和5年通常国会）を経て、新たにマイナンバーを利用できる国家資格等の具体例（約50資格）

### 【こども家庭庁】

- 国家戦略特別区域限定保育士
- 受胎調節実地指導員

### 【総務省・法務省・文部科学省・経済産業省】

- 行政書士
- 司法試験、司法試験予備試験
- 教員
- 情報処理安全確保支援士

### 【国土交通省（観光庁）】

#### 住宅・建築関係

- 一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築物調査員、建築設備等検査員、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、マンション管理士

#### 自動車関係

- 自動車整備士

#### 海事関係

- 海技士、小型船舶操縦士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手

#### 観光関係

- 全国通訳案内士、地域通訳案内士

### 【厚生労働省】

#### 健康・医療関係

- 精神保健指定医、保険医、保険薬剤師、死体解剖資格、調理師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者、製菓衛生師、クリーニング師、専門調理師、登録販売者、衛生検査技師、建築物環境衛生管理技術者、医師  
少数区域経験認定医師、難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医

#### 雇用・労働関係

- 職業訓練指導員、技能士、キャリアコンサルタント、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、特定社会保険労務士
- 労働安全衛生法による免許  
（第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、発破技士、揚貨装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士）

